

第1章 ひがしどおり 東通原子力発電所

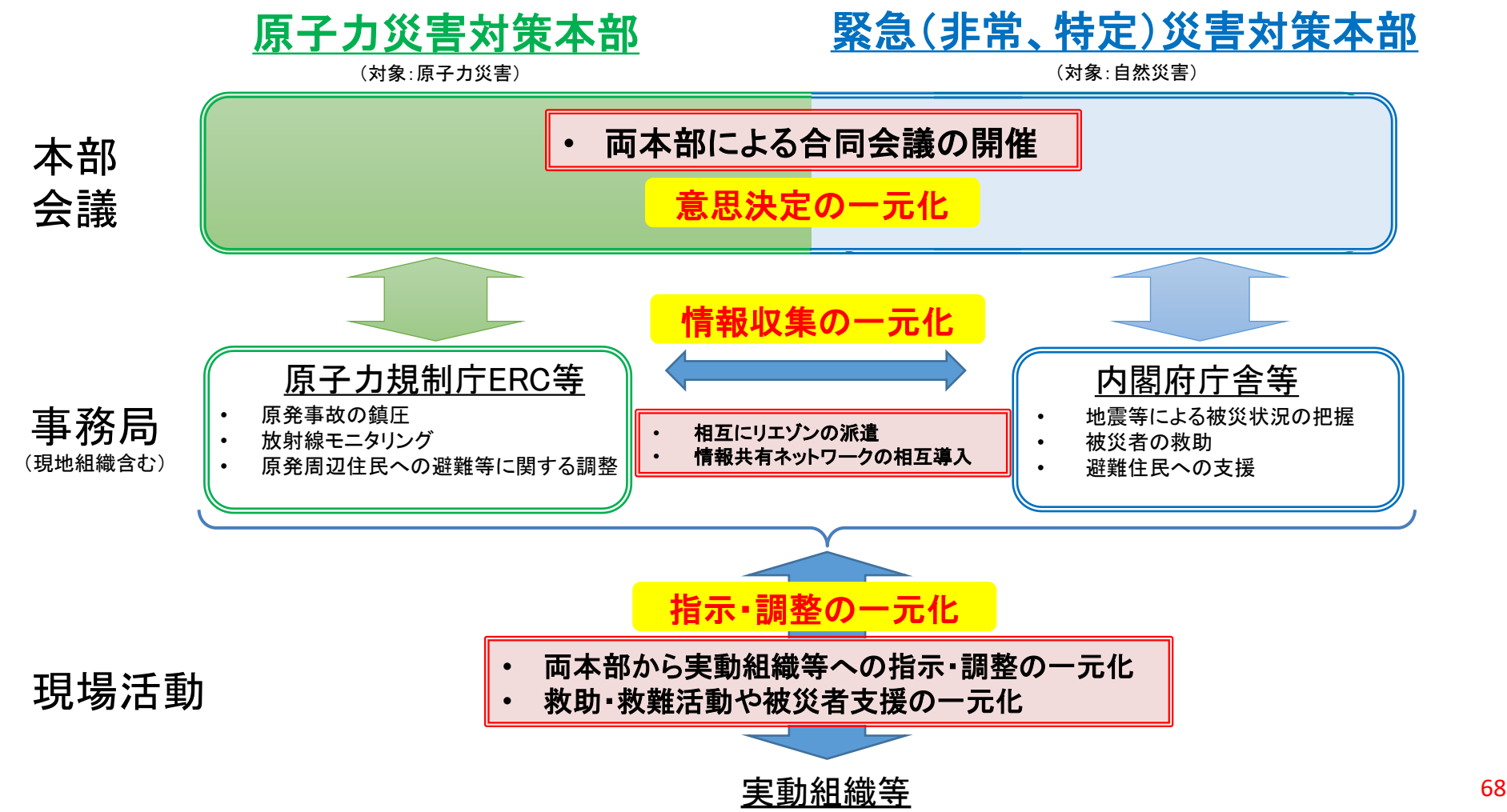
6. 大雪時における対応

<対応のポイント>

1. 避難が必要となる場合には、避難経路上の道路除雪を実施し、安全に避難できるようにする。
2. 原子力災害に伴う放射性物質の放出のおそれなどにより道路管理者による除雪作業が困難となった場合は、実動組織による除雪や避難等の支援を実施することで、避難経路上の安全を確保する。
3. 避難行動をとると人命を危険にさらすリスクがある場合は屋内退避を優先し、避難経路の除雪完了等により安全に避難できることが確認された後に避難を実施する。
4. 関係自治体等が避難開始のアナウンスをするので、交通誘導にしたがって避難する。

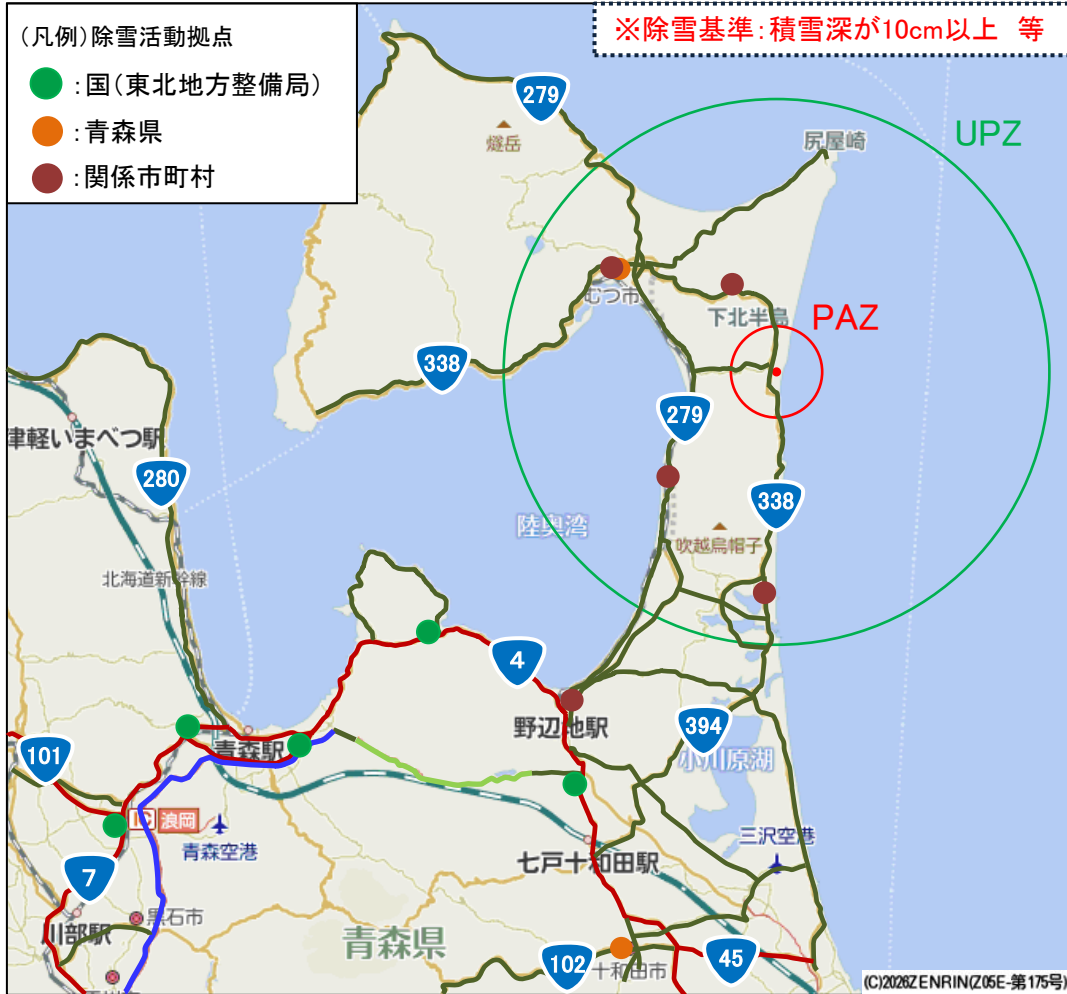
豪雪との複合災害時における除雪体制

- 豪雪など自然災害と原子力災害の複合災害が発生した場合は、自然災害に対応する「緊急災害対策本部」と原子力災害に対応する「原子力災害対策本部」の両本部が一元的に情報収集、意思決定、指示・調整を行う連携体制を整え、複合災害発生時の体制を強化。
- 原子力災害時の避難経路の確保において、フィルタバントにより放射性物質の放出が予定されていて国が注意喚起を行うなど放射性物質の放出のおそれなどにより、道路管理者や民間事業者による道路啓開等が困難となった場合は、実動組織（警察機関・消防機関・自衛隊）に対して、各機関の役割や特長を踏まえ調整の上、人命救助のための除雪作業、避難に係る支援（交通規制等）を必要に応じて要請する（P114参照）。



降雪時の避難経路の確保(自然災害対応)①

- 青森県は地域防災計画に基づき、除雪事業計画を定め、路線の重要性等を考慮してあらかじめ除雪路線を設定し、当該路線**ごと**の除雪作業目標に従い、適切に除雪を実施。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省東北地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り、各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



除雪機械の保有台数	
国(東北地方整備局)※1	●台
青森県	●台
東通村、むつ市、野辺地町、横浜町、六ヶ所村	●台
民間事業者	●台
青森県道路公社	●台
高速道路会社(NEXCO)※2	●台

※1 青森県内の配備数。
※2 東日本高速道路(株)東北支社青森管理事務所の保有台数。
※3 台数は令和●年●月●日現在。

- 国道4号、7号、45号、101号(国)
- 国道102号、279号、280号、338号、394号、県道(青森県)
- みちのく道路(青森県道路公社)
- 東北自動車道、青森自動車道(高速道路会社(NEXCO))

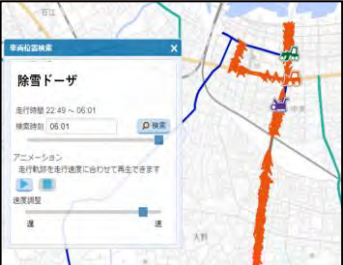
降雪時の避難経路の確保(自然災害対応)②

- 青森県では、除排雪管理システムの導入や排雪予定マップの公表を通じて、除排雪に係る事務作業の効率化や排雪予定の見える化を促進。
- また、雪の少ない地域から多い地域に対する除排雪資機材の市町村マッチング支援や、国・青森県・市町村が連携したスクラム除雪を実施。

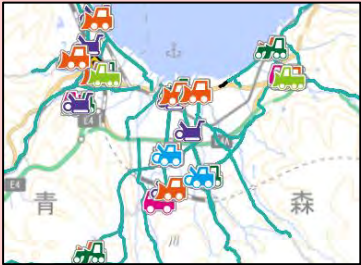
除排雪管理システム

- 除雪機械に専用端末(スマホ)を搭載して位置情報を取得。
- 作業日報や稼働時間集計等の資料をシステムが自動作成。

【作業記録】



【出動状況】



取得データをもとに作業日報等を自動作成

排雪予定マップ

- 専用サイトで排雪予定が分かるように公表。
- 自宅周りの排雪予定を拡大・縮小で確認可能。

【青森県排雪予定マップ】



【携帯電話画面】



市町村への除排雪支援

- 雪の少ない地域から多い地域に対する除排雪資機材の市町村マッチング。

【青森県の市町村除排雪支援】

支援チーム	支援対象市町村	支援内容
建設業協会 (下北支部)	青森市 × 16台 (1/14~1/15)	× 16台
	黒石市 × 6台 (1/7~1/11)	× 6台
	青森市 × 3台 (1/11~1/13)	× 3台
	板柳町 × 5台 (1/13~1/15)	× 5台
建設業協会 (上北支部)	鯉ヶ沢町 × 4台 (1/13~1/17)	× 4台
	田舎館村 × 4台 (1/10~1/14)	× 4台
建設業協会 (西地方支部)	青森市 (浪岡地区) × 5台 (1/14~1/25)	× 5台
	弘前市 × 12台 (1/10~1/13)	× 12台
建設業協会 (三八支部)	青森市 (浪岡地区) × 5台 (1/14~1/25)	× 5台
	弘前市 × 12台 (1/10~1/13)	× 12台

スクラム除雪

- 国・青森県の排雪作業に併せて市道から雪を掃き出し、市道の雪の運搬排雪も一緒に行う取組。

①市道側から掃き出し



②市道側から出た雪の積込運搬



豪雪時における除雪体制(自然災害対応)

- 青森県では、豪雪への対応を図る必要が生じた場合、道路管理者、警察、気象台等から構成される豪雪対策本部会議等を設置し、除雪等に係る必要な対策を講じることとしている。
- また、豪雪への具体的な対応等について調整するため、国・県による「青森県豪雪対策に関する連絡調整会議」も開催。令和7年度は、国(東北地方整備局)の除雪機材を、随時市町村へ支援することや、国・県・市町村が連携し、特に市町村の除排雪が迅速に進むよう支援を行うこと、今後の降雪や除雪状況を踏まえ、関係者間での情報共有体制を強化することを決定。

【令和7年度 青森県豪雪対策に関する連絡調整会議の概要】



【結果概要】

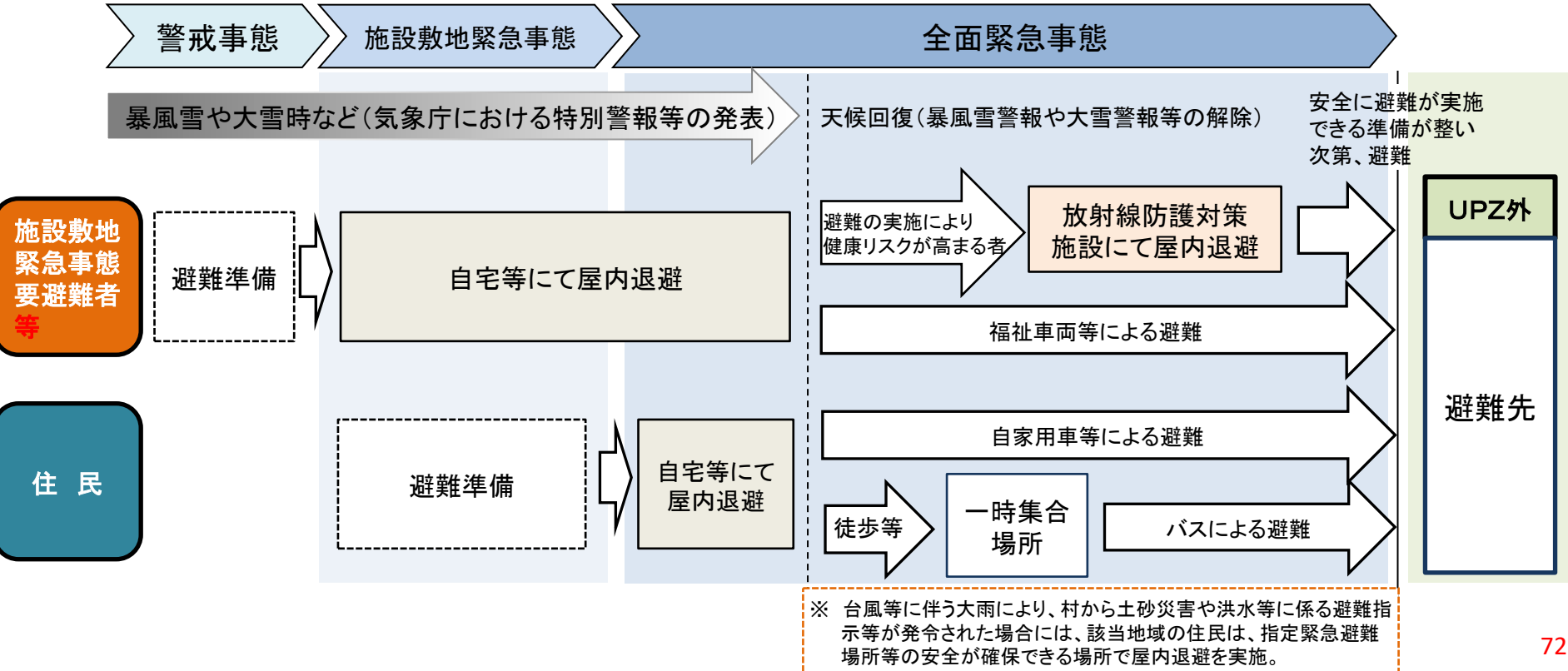
- ① 国(東北地方整備局)の除雪資機材について、市町村への支援を随時強化すること。
※R8 1/30 現在小型除雪機29台を貸与中
上記に加え、追加貸与可能機械の提示
- ② 国・県・市町村が連携し、特に市町村の除排雪が迅速に進むよう支援^{注)}を行うこと。
注)(1)国からの支援例:市道等の雪を国道・県道に掃き出し、
国が手配したダンプトラックで運搬排雪を行うスクラム除雪など
(2)県からの支援例:県内他地域から市町村への除排雪資機材等の派遣など
- ③ 今後の降雪や除雪状況を踏まえ、関係者間での情報共有体制を強化すること

出典:青森河川国道事務所HPを基に作成

暴風雪や大雪時などにおけるPAZの防護措置

- 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者等及び住民は、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施。また、避難の実施により健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護対策施設へ屋内退避を実施。
- なお、全面緊急事態となった段階で天候が回復するなどし、避難を実施する際には、国及び青森県等は、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。

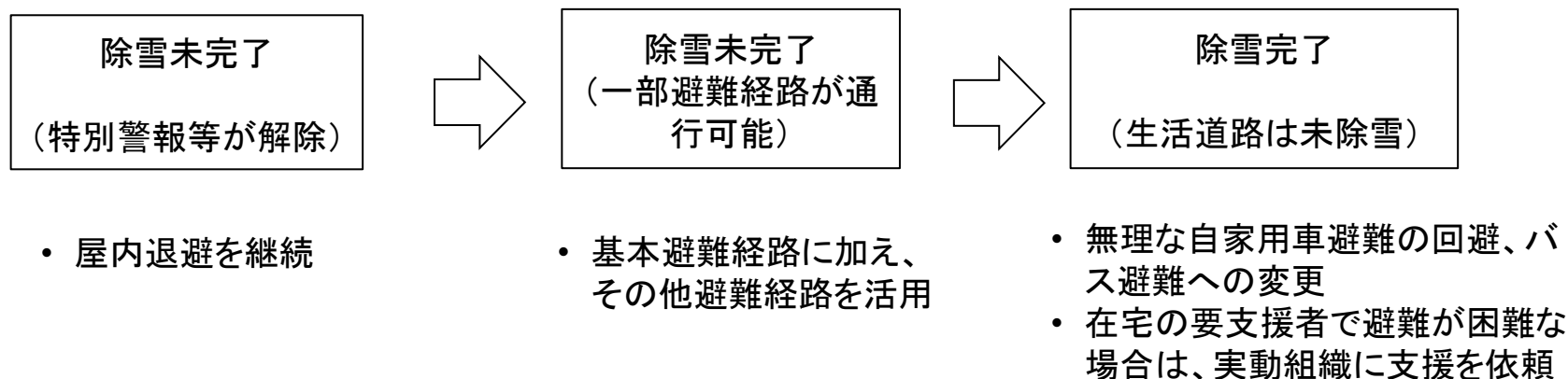
＜全面緊急事態で天候が回復した場合＞ (外出をすることで命に危険が及ぶような場合)



積雪量が多く直ちに避難が困難な場合の対応(PAZ)

暴風雪や大雪などの特別警報等が解除され、天候が回復した場合であっても、避難経路の除雪が完了し、安全に避難できる環境となるまでは屋内退避を継続する。※1

- 基本避難経路の除雪が未完了の段階であっても、その他避難経路が活用できる場合は、その他避難経路を活用する。
- 主要な幹線道路の除雪が完了し、避難が可能となった時点で住民避難を開始する。なお、生活道路の除雪が完了しなければ避難が出来ない場合において、道路管理者や民間事業者による除雪が困難になった場合には、実動組織により除雪及び避難の支援(P68参照)を行うが、除雪が完了していない間には、無理な自家用車避難による立ち往生などを回避するため、当該住民はバス等により避難を行うこととする。※2
- 社会福祉施設の入所者についても、避難経路の除雪が完了した段階で避難を開始することとする。在宅の要支援者について、支援者の介助等によっても避難が困難な場合は、実動組織(消防、自衛隊等)の支援により避難を行う。



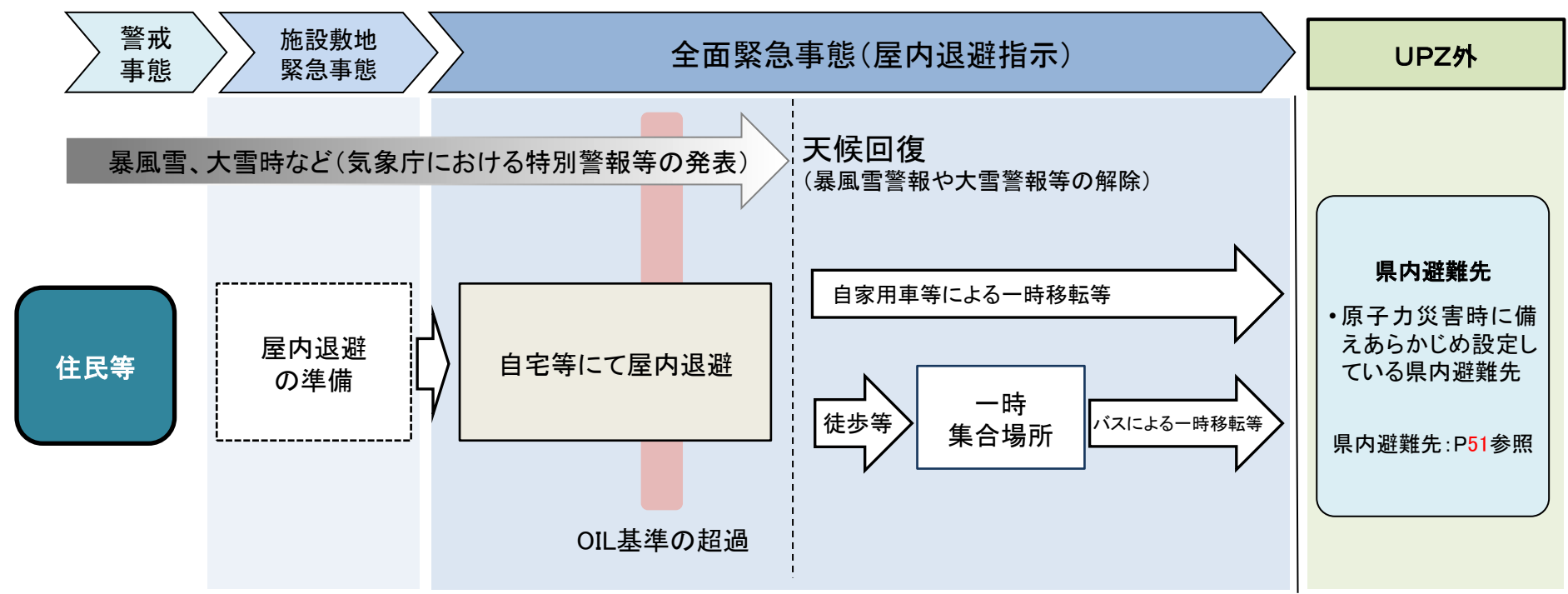
※1 立ち往生などにより除雪活動が妨げられないことがないよう、豪雪時の対応について必要な広報を行う。

※2 一時集合場所及び社会福祉施設から幹線道路までの経路について優先的に除雪するなど、バスや福祉車両による避難が可能となるよう留意する。

暴風雪や大雪時などにおけるUPZの防護措置

- OIL基準の超過により一時移転等が必要な場合であっても、暴風雪や大雪等により気象庁から特別警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。※
- その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

<全面緊急事態で天候が回復した場合> (外出をすることで命に危険が及ぶような場合)



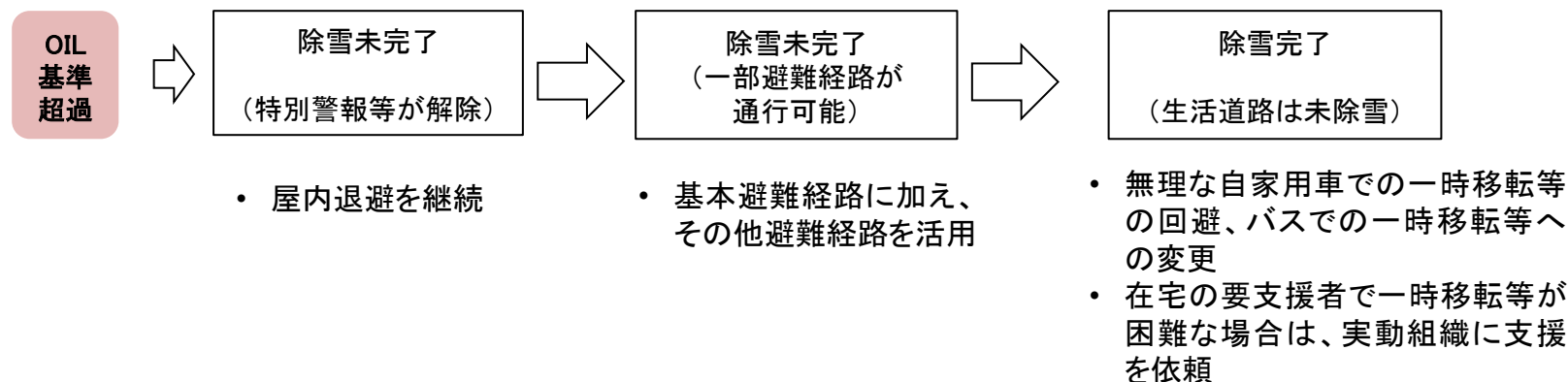
※ 地震による家屋の倒壊等をはじめとする様々な理由により家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町村にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。

台風等に伴う大雨により、市町村から土砂災害や洪水等に係る避難指示等が発令された場合には、該当地域の住民は、指定緊急避難場所・指定避難所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施。

積雪量が多く直ちに一時移転等が困難な場合の対応(UPZ)

OIL基準を超過し、暴風雪や大雪などの特別警報等が解除された場合であっても、避難経路の除雪が完了し安全に一時移転等ができる環境となるまでは、屋内退避を継続する。^{※1}

- 基本避難経路の除雪が未完了の段階であっても、その他避難経路が活用できる場合は、その他避難経路を活用する。
- 主要な幹線道路の除雪が完了し、一時移転等が可能となった時点で住民避難を開始する。なお、生活道路の除雪が完了しなければ一時移転等が出来ない場合において、道路管理者や民間事業者による除雪が困難になった場合には、実動組織により除雪及び一時移転等の支援(P68参照)を行うが、除雪が完了していない間には、無理な自家用車での一時移転等による立ち往生などを回避するため、当該住民はバス等により一時移転等を行うこととする。^{※2}
- 社会福祉施設等の入所者についても、避難経路の除雪が完了した段階で一時移転等を開始することとする。在宅の要支援者について、支援者の介助等によっても一時移転等が困難な場合は、実動組織(消防、自衛隊等)の支援により一時移転等を行う。

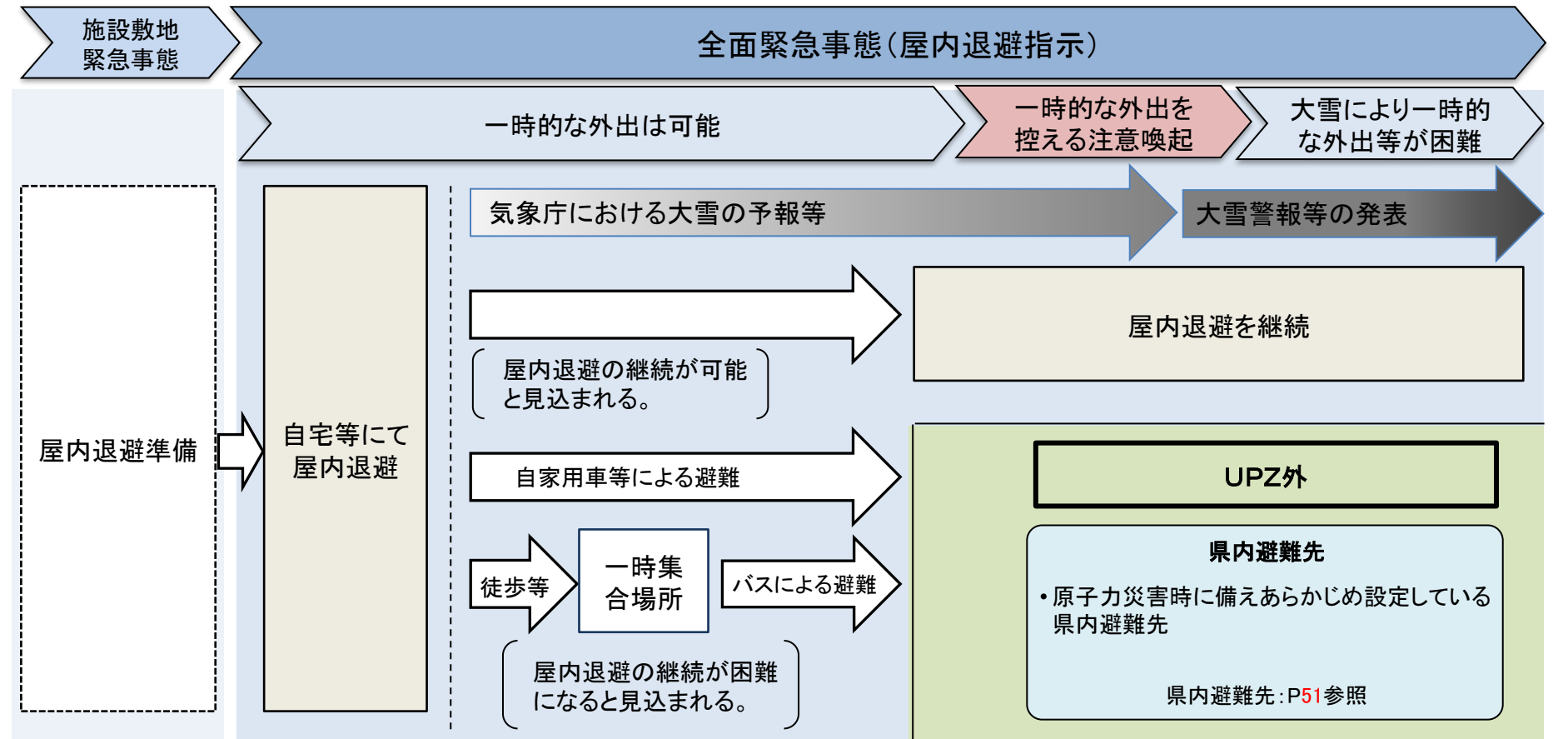


※1 立ち往生などにより除雪活動が妨げられることがないよう、豪雪時の対応について必要な広報を行う。
屋内退避中も、生活物資の受け取りや屋根の雪下ろし等、生活の維持に最低限必要な一時的な外出は可能。フィルタバントにより放射性物質の放出が予定されている場合等については、一時的な外出を控える旨の注意喚起を国や自治体から行う。

※2 一時集合場所及び社会福祉施設から幹線道路までの経路について優先的に除雪するなど、バスや福祉車両による一時移転等が可能となるよう留意する。
また、生活道路の除雪が完了した場合には、原則自家用車等による一時移転等を行うこととする。

大雪の予報等の発表により屋内退避の継続が困難になると見込まれる場合

- 気象庁から大雪の予報等が発表され、屋内退避の継続が困難になると見込まれ、交通障害等により避難を実施することで命に危険が及ぶ前に避難が必要であると、関係自治体等が判断した場合には、その指示に従いUPZ外へ避難を行う。
- 屋内退避指示が出ている中で大雪が発生すると、物資の受け取り、人的支援、一時的な外出等が困難になることも想定される。加えて、フィルタバントにより放射性物質の放出が予定され一時的な外出を抑える旨の注意喚起がされた場合には、一時的な外出を実施できない期間が長くなるため、屋内退避の継続が困難になると見込まれた時点で避難を行うことはできる。
- 屋内退避の継続が困難となった時点での避難は、天候や除雪等の状況によって、交通障害が発生し、命に危険が及ぶため、屋内退避の継続が困難になると見込まれた時点かつ安全に避難ができる段階で避難を行うことはできる。



第1章 ひがしどおり 東通原子力発電所

7. 放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制

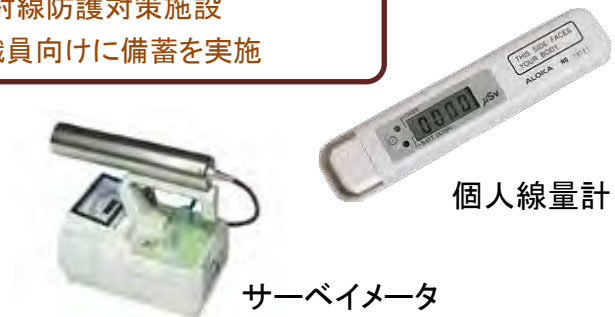
PAZの防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制

- 青森県は、東通村防災センターのほか、消防署や放射線防護対策施設において、避難誘導や避難行動支援などを行う要員のための個人線量計等の放射線防護資機材の備蓄を実施。
- 緊急時には、役場職員や消防職員等が、これらの放射線防護資機材を用いて活動を実施。
- 平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的の実施。あわせて、関係者向けパンフレットを作成。



東通村防災センター、消防本部・消防署
防災業務従事者向けに備蓄を実施

放射線防護対策施設
施設職員向けに備蓄を実施

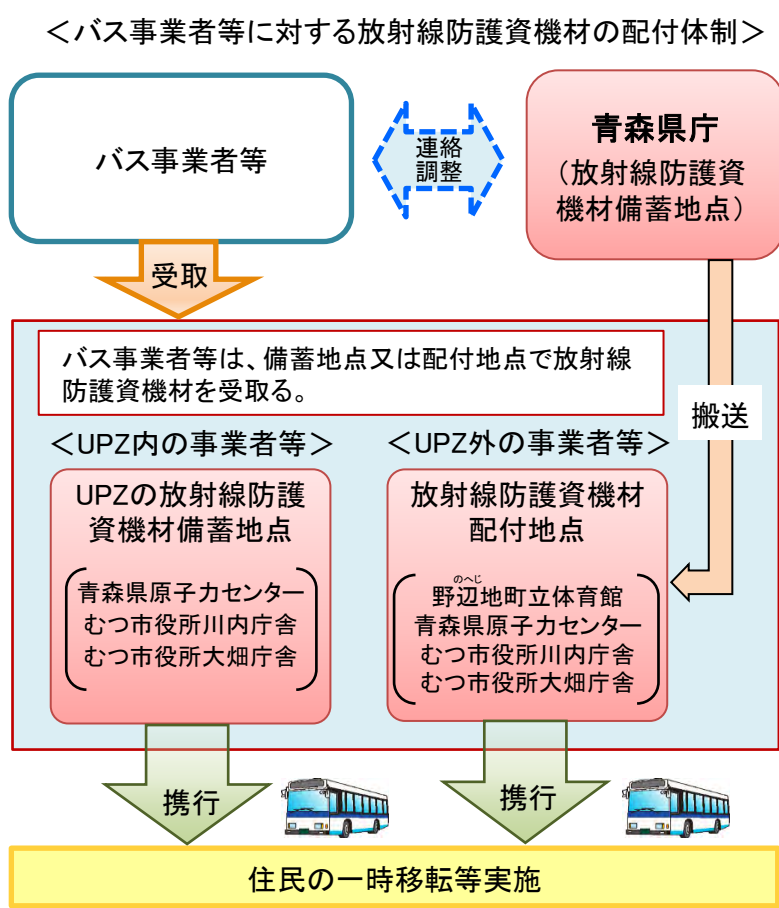
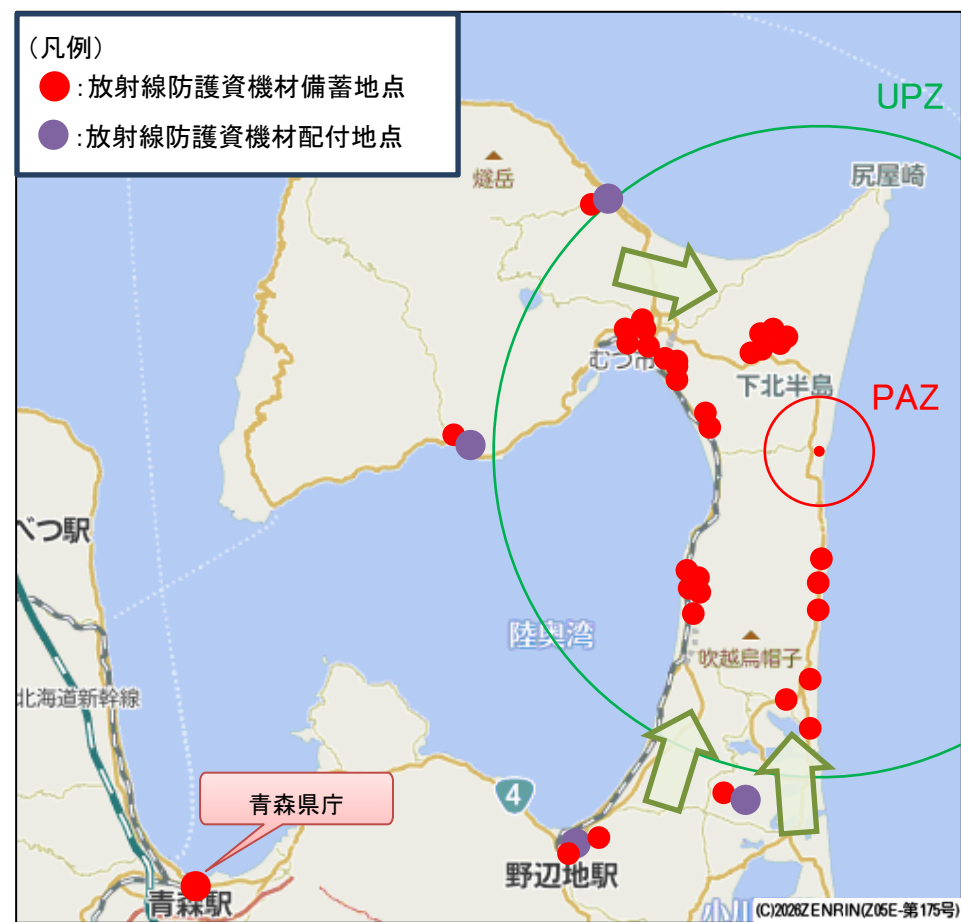


備蓄拠点	対象施設数
東通村防災センター	1
消防本部・消防署	2
放射線防護対策施設	4
合 計	7

※ 東通村役場については、村の災害対策本部が置かれる東通村防災センターの備蓄により対応する。

UPZの防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制

- UPZの関係市町村では、防災業務従事者のための放射線防護資機材を備蓄。各関係市町村の資機材が不足する場合には、放射線防護資機材備蓄地点から供給を実施。
- UPZ内住民の一時移転等を担うバス事業者等には、放射線防護資機材備蓄地点で、放射線防護資機材を配付。なお、平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的の実施。
- 放射線防護資機材配付地点では、それまでのモニタリング結果等により、業務従事に伴う被ばく線量が1mSvを十分に下回ることをあらかじめ確認。



原子力事業者による放射線防護資機材等の支援体制

- 原子力事業者は、放射線防護資機材を各原子力事業者で支援をするため、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」を締結。
- 原子力災害発災後の避難・一時移転等において、放射線防護資機材等が不足する場合、原子力事業者は、保有する資源(要員・資機材等)を最大限供給し支援する。

原子力災害時における原子力事業者間協力協定(平成26年10月10日)※

【協定事業者】

北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃

【目的】

原子力災害時における原子力事業者間協力の円滑な実施を図り、原子力災害の拡大防止及び早期復旧の一翼を担うことを目的とする。

【協力活動の範囲】

原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリング及び周辺区域の汚染検査・汚染除去に関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置 等

主な備蓄資機材

資機材	数量
サーベイメータ(GM管)	360台
個人線量計	1,000個
全面マスク	1,000個
タイベックスーツ	30,000着



サーベイメータ(GM管)



個人線量計



全面マスク



タイベックスーツ

※ 本協定のほか、東北電力、東京電力、電源開発、日本原燃及びリサイクル燃料貯蔵の5社間において「青森県内原子力事業者間安全推進協力協定」(平成23年12月9日)、東北電力及び東京電力との間で「原子力災害時における相互協力に関する基本合意」(平成28年9月15日)、東北電力及び北海道電力との間で「原子力災害時における相互協力に関する基本合意」(平成29年3月10日)を締結。

青森県及び関係市町村における行政備蓄

➤ 緊急時に備え、青森県及び関係市町村では、食料及び生活物資等の備蓄を実施。万が一不足等が生じる事態となった場合、青森県が調整を行い、県内の全市町村や物資供給等に関する協定を締結している民間事業者等の協力を得て、食料及び生活物資等を融通・供給。

青森県及び関係市町村の生活物資の備蓄状況

備蓄物資 種類	青森県及び関係市町村					
	青森県	ひがしどおりむら 東通村	むつ市	のへじまち 野辺地町	よこはままち 横浜町	ろっかしよむら 六ヶ所村
主食 (食)	157,050	11,899	7,600	1,436	2,130	8,641
副食 (食)	—	—	7,600	400	311	4,729
飲料水 (リットル)	20,232	2,400	3,800	1,056	2,280	7,964
毛布 (枚)	44,460	7,310	7,582	825	200	1,580
トイレ						
設置型 (台)	—	—	375	201	70	35
携帯型 (回分)	311,100	—	540	—	—	300

※1 上記の数量は、令和6年11月1日時点で青森県及び関係市町村が把握している数。

※2 上記の他に、常備薬、炊き出し用具等、避難生活に必要な物資等を準備している

青森県の物資供給等に関する協定締結状況

- 関係市町村及び避難先市町から物資支援の要請があった場合や要請を待ついとまがないと認められる状況になった場合に備え、青森県は、「災害時における物資の供給に関する協定」等を民間企業等と締結。

災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

協定の種類	内容	締結民間企業等
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	災害時における生活物資や食料の供給	全国農業協同組合連合会青森県本部(全農青森)、青森県生活協同組合連合会
災害時における物資の供給に関する協定	災害時における食料や飲料等の供給	(株)ローソン、(株)ユニバース、(株)ファミリーマート、イオングループ、(株)イトーヨーカ堂、セブンーイレブン・ジャパン、(株)マエダ、(株)工藤パン、日糧製パン(株)、横浜ファーマシー、紅屋商事(株)、NPO法人コメリ災害対策センター、DCM(株)、(株)赤ちゃん本舗
災害時における段ボール製品の調達に関する協定	災害時における段ボール製品の供給	東日本段ボール工業組合
災害時における飲料供給に関する協定	災害時における飲料等の供給	サントリーフーズ(株)、みちのくコカ・コーラボトリング(株)、大塚製薬(株)
災害時における石油類燃料の調達及び安定供給に関する協定	災害時における緊急通行車両への優先給油及び警察・消防署等の重要施設に対する石油燃料の供給	青森県石油商業組合、青森県石油商業協同組合
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	災害発生時における緊急・救援物資等輸送	(公社)青森県トラック協会、一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク
船舶による輸送の確保に関する協定	災害発生時における緊急・救援物資等輸送	東北内航海運組合、川崎近海汽船株式會社津軽海峡フェリー(株)、北日本海運(株)、共栄運輸(株)

PAZ避難時の物資備蓄・供給体制

- PAZ内からの避難住民約2,200人の受入時には、青森県と災害時協定を締結している指定業者等からの流通備蓄と受入先自治体による備蓄のほか、日本赤十字社青森県支部に備蓄された物資（生活用品等）を、青森県トラック協会等の協力を得て、避難先に搬送する。
- 青森県及び関係市町村が備蓄している物資が不足する場合、青森県から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。

※ 物資備蓄数は令和●年●月現在。

日本赤十字社青森県支部備蓄

- ・毛布:2,733枚
- ・緊急セット(携帯ラジオ、懐中電灯等):715個
- ・安眠セット(マット・枕等):678個

青森市備蓄

- ・主食:17,893食
- ・毛布:11,020枚
- ・飲料水:10,279リットル
- ・携帯トイレ:125,400回分 等

新青森県総合運動公園
(マエダアリーナ)

青森県の協定による流通備蓄

- ・食料品、飲料水、日用品、寝具
- ・その他青森県が指定する物資

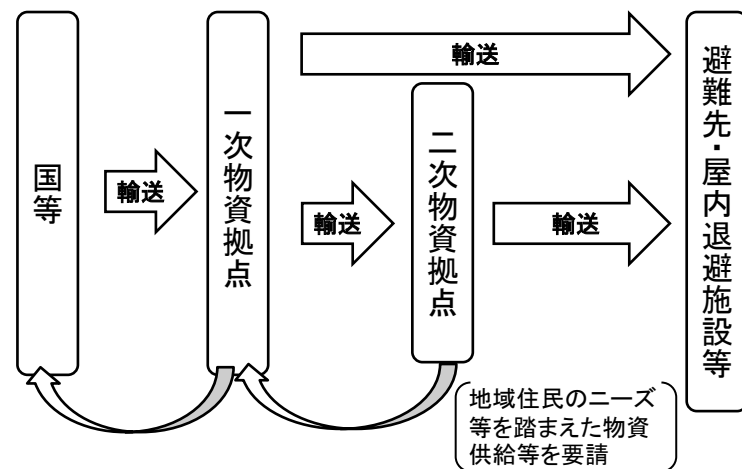
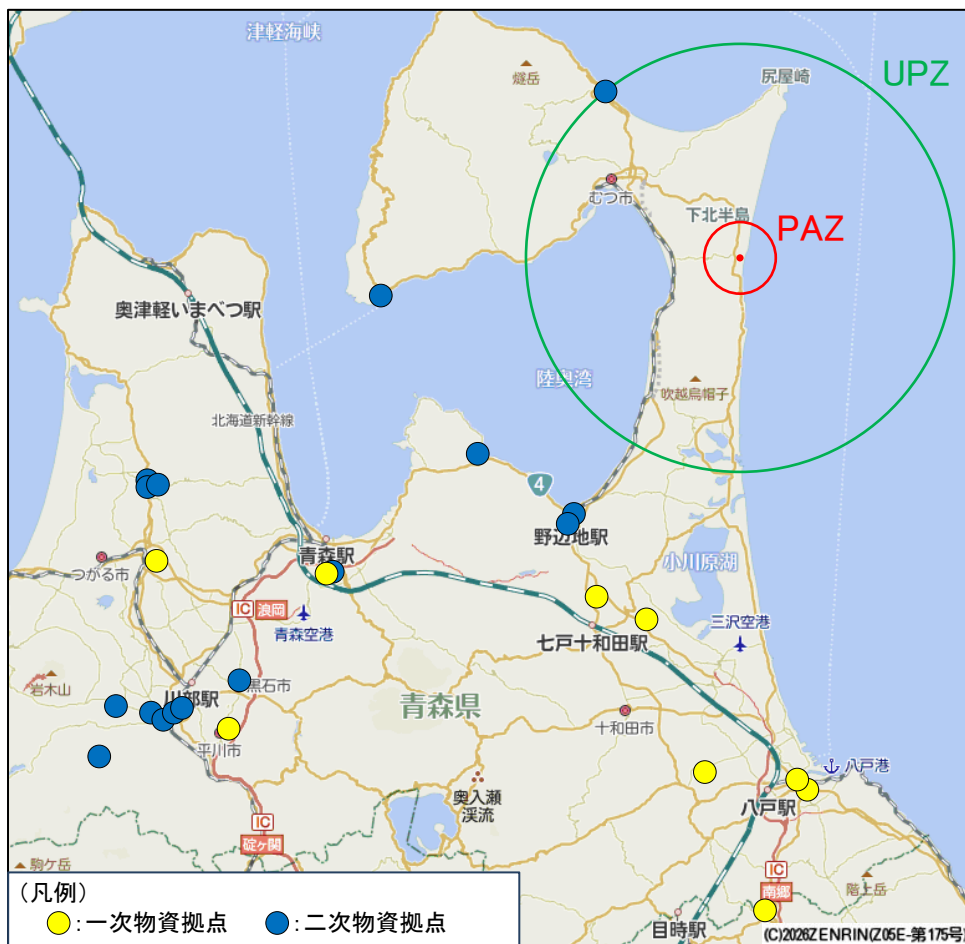
	協定の種類	内 容
青森県	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書等	災害時における生活物資や食料の供給

PAZ住民避難先

避難元 町村名	避難先施設名	避難受入人数
ひがしどおりむら 東通村	新青森県総合運動公園 (マエダアリーナ)	2,560人

青森県における物資の調達・供給

- 物資供給の迅速性を高めるため、UPZ周辺及び避難先市町村の周辺に、国等からの物資を集積する一次物資拠点を設定。一次物資拠点では、地域のニーズ等を踏まえて必要な食料や物資を分別し、住民の避難先や二次物資拠点到に輸送。
- 二次物資拠点では、一次物資拠点から輸送された物資をもとに、地域住民の状況を踏まえて物資を供給。あわせて、地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請を行う。
- 一次物資拠点・二次物資拠点では、必要に応じて防災業務関係者への災害関係情報の提供拠点としても活用。
- 物流専門家の派遣について、協定事業者等に要請し、より効率的に物資を供給。



一次物資拠点 (県内9候補施設)

- ・避難・屋内退避住民に対する国等の供給食料・物資の集積
- ・ボランティア団体等による食料・物資の集積
- ・オフサイト対応で必要となる放射線防護資機材
- ・追加で必要となる緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資機材
- ・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報) 等

二次物資拠点

- ・避難先住民や屋内退避住民への食料・物資の供給
- ・地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給等に関する各種要請
- ・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報) 等

原子力事業者による生活物資等の支援体制

- 東北電力では、災害時に青森県及び関係市町村が備蓄する生活物資が不足する場合に備え、本店等に備蓄している食料、生活物資等を支援する備蓄体制を整備。
- 物資等の輸送に関しては、東北電力が非常災害時に備えて、日常から物流業務を委託している民間業者と締結した資機材全般の輸送に係る協定を活用する。

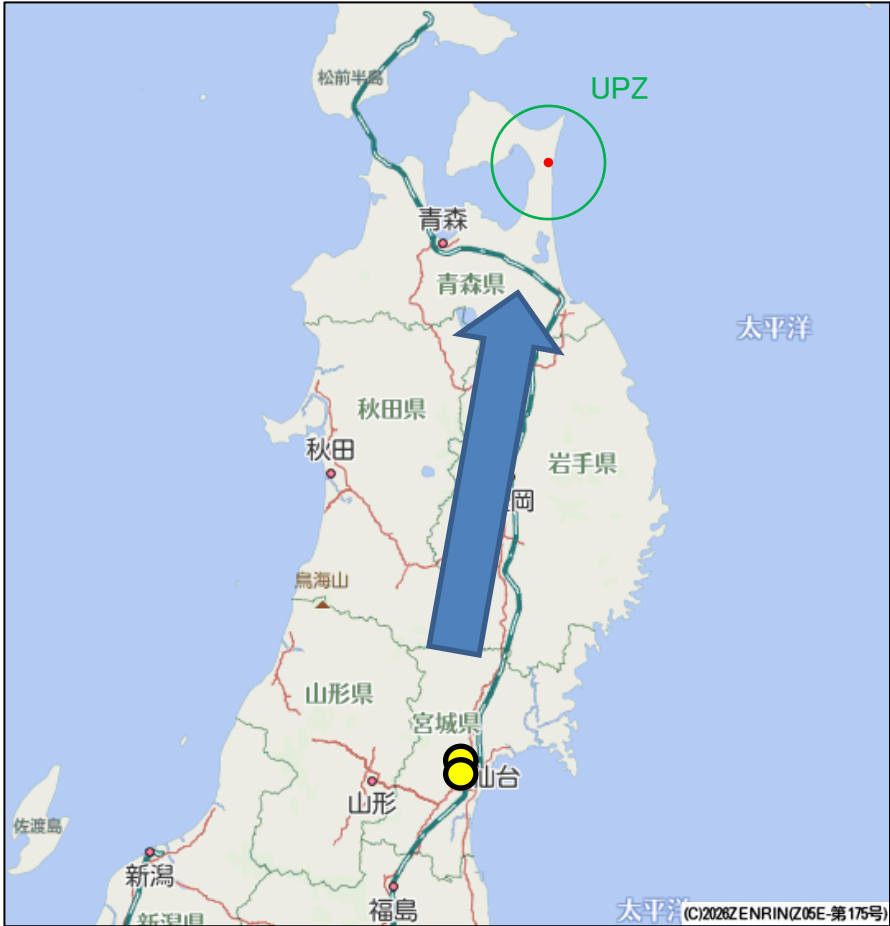
生活物資の備蓄状況

	食料品 (食)	飲料水 (リットル)
合計	30,000	20,000

- ※ 令和8年2月現在。
- ※ 物資の供給は、青森県からの要請に基づき、本店等に備蓄されている物資を総合的に運用のうえ、要請に対応。
- ※ 上記備蓄数でも不足する場合は、必要に応じて流通物資を活用して生活物資の確保に努める。

災害時における物資の輸送に関する協定等の締結状況

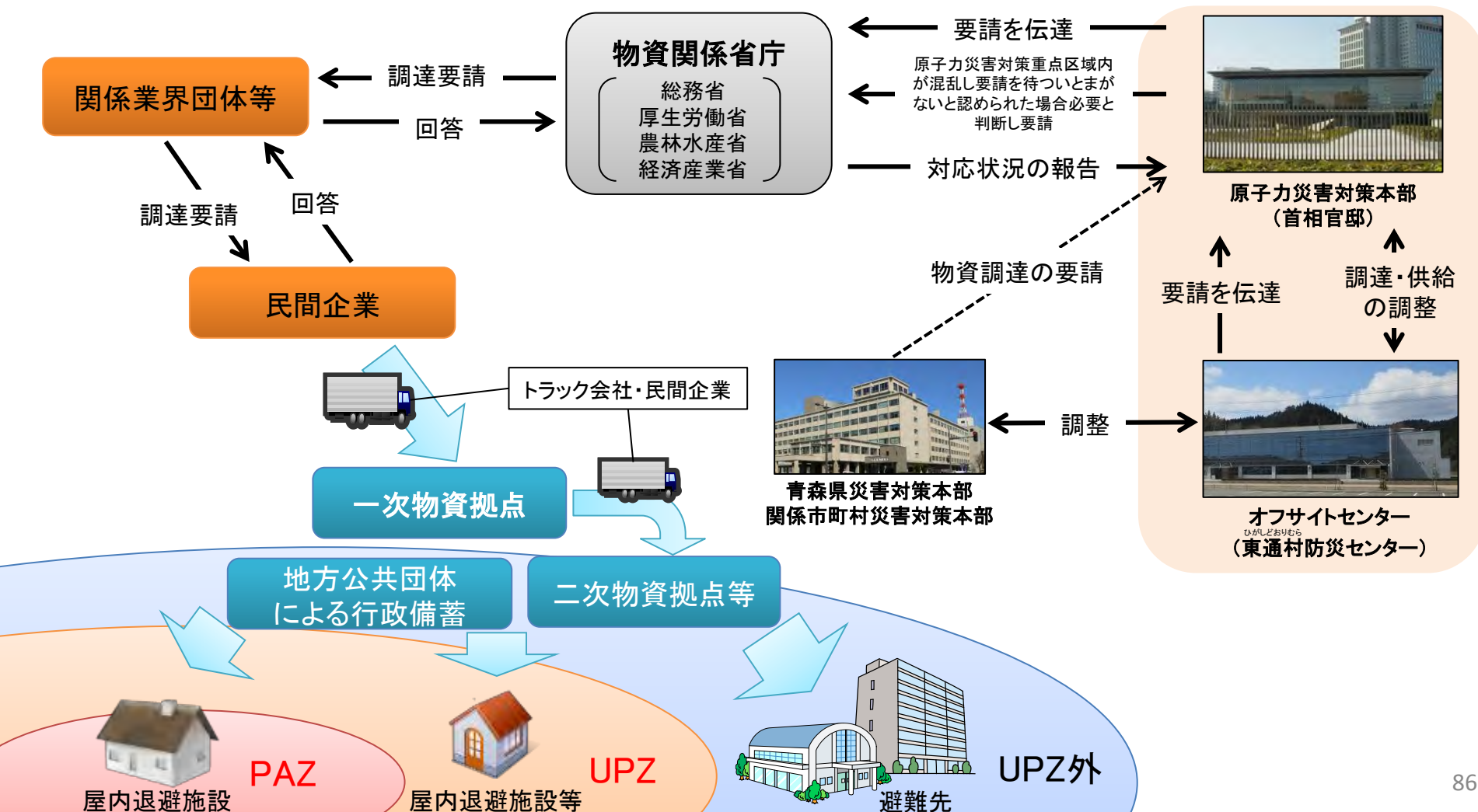
協定の種類	内容	締結民間企業等
原子力災害時における資機材運送の協力に関する協定	輸送車両の優先利用等	民間業者



(凡例) ● : 本店等

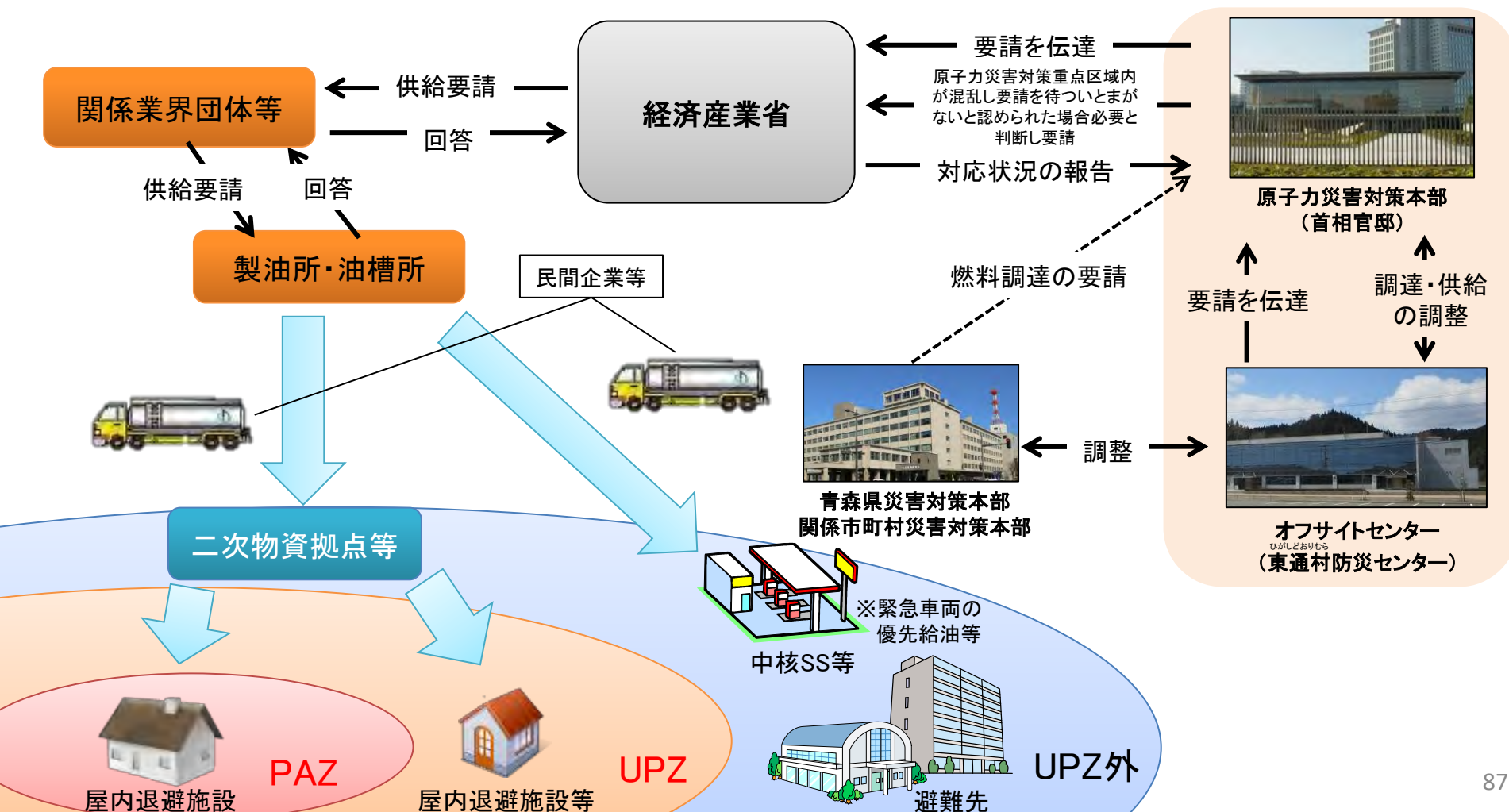
国による物資(食料等の生活用品等)の供給体制

- 青森県及び関係市町村が備蓄している物資が不足する場合、青森県及び関係市町村から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、原子力災害対策本部は、物資関係省庁(総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)に対しこの要請を伝達、または要請し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、一次物資拠点への物資搬送を行う。



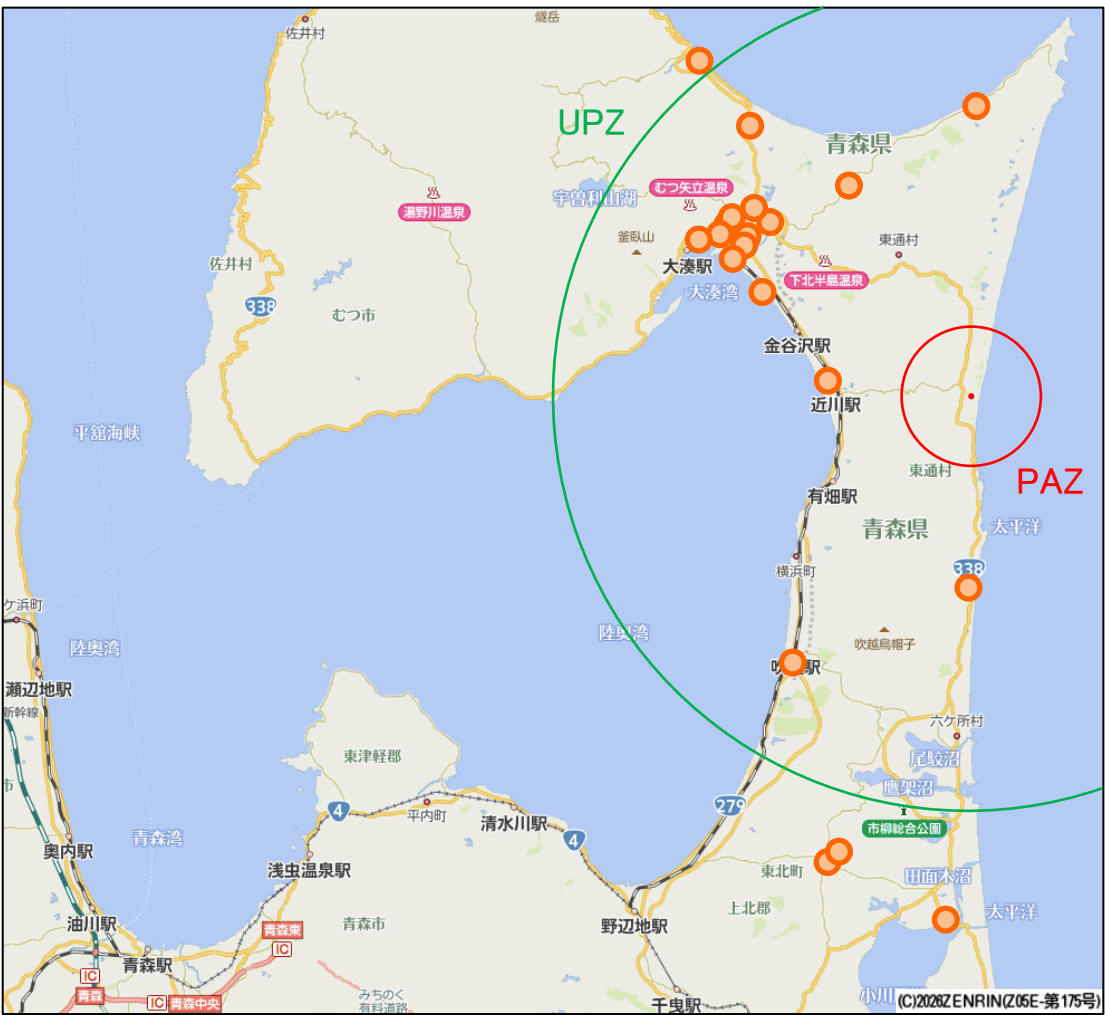
国による物資(燃料)の供給体制

- 青森県及び関係市町村が備蓄している燃料が不足する場合、青森県及び関係市町村から、原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合、原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達、または要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から二次物資拠点等への搬送を行う。



災害による停電時の燃料供給拠点について

- 国は、自家発電設備を備え、災害による停電時にも地域の住民の方々に継続して給油を行うことができる「住民拠点サービスステーション」を、青森県に合計279箇所整備済み。
- 災害による停電時には、これらの住民拠点サービスステーション等を拠点とし、燃料供給を行う。



関係市町村の整備箇所数

- 東通村:2箇所
- むつ市:12箇所
- 横浜町:1箇所
- 六ヶ所村:4箇所



その他の市町村の整備箇所数

- | | |
|------------|-----------|
| 青森市:38箇所 | 田舎館村:1箇所 |
| 弘前市:27箇所 | 板柳町:4箇所 |
| 八戸市:43箇所 | 鶴田町:4箇所 |
| 黒石市:7箇所 | 中泊町:9箇所 |
| 五所川原市:21箇所 | 七戸町:6箇所 |
| 十和田市:13箇所 | 六戸町:3箇所 |
| 三沢市:5箇所 | 東北町:11箇所 |
| つがる市:14箇所 | おいらせ町:5箇所 |
| 平川市:9箇所 | 大間町:2箇所 |
| 平内町:2箇所 | 三戸町:2箇所 |
| 蓬田村:1箇所 | 五戸町:4箇所 |
| 外ヶ浜町:1箇所 | 田子町:4箇所 |
| 鱒ヶ沢町:2箇所 | 南部町:5箇所 |
| 深浦町:6箇所 | 階上町:1箇所 |
| 藤崎町:7箇所 | 新郷村:1箇所 |
| 大鰐町:2箇所 | |

主な物資の種類と担当省庁、関係業界団体

➤ 被災者の生活の維持のために必要な物資（食料等の生活用品等）の調達・供給は、防災基本計画に基づき実施。

物資の種類	担当省庁	主要緊急物資	主な関係業界団体等
給水	国土交通省	飲料水（応急給水）	周辺自治体水道局
医薬品等	厚生労働省	一般薬、紙おむつ、マスク 等	日本OTC医薬品協会、 日本製薬団体連合会、 日本医療機器産業連合会、 日本医薬品卸売業連合会 等
食料等	農林水産省	パン、即席めん類、おにぎり、缶詰 等	各種食品産業関係団体 等
生活必需品	経済産業省	仮設トイレ、トイレットペーパー、毛布 等	（一社）ジャパン・レンタル・アソシエーション、 日本家庭紙工業会、 日本毛布工業組合 等
燃料（石油・石油ガス等）		ガソリン、軽油 等	石油連盟、全国石油商業組合連合会、 独立行政法人エネルギー・ 金属鉱物資源機構（JOGMEC） 等

貸出用機材の種類	担当省庁	主要緊急物資
通信機器	総務省	災害対策用移動通信機器 （衛星携帯電話、MCA端末、簡易無線機）

第1章 ひがしどおり 東通原子力発電所

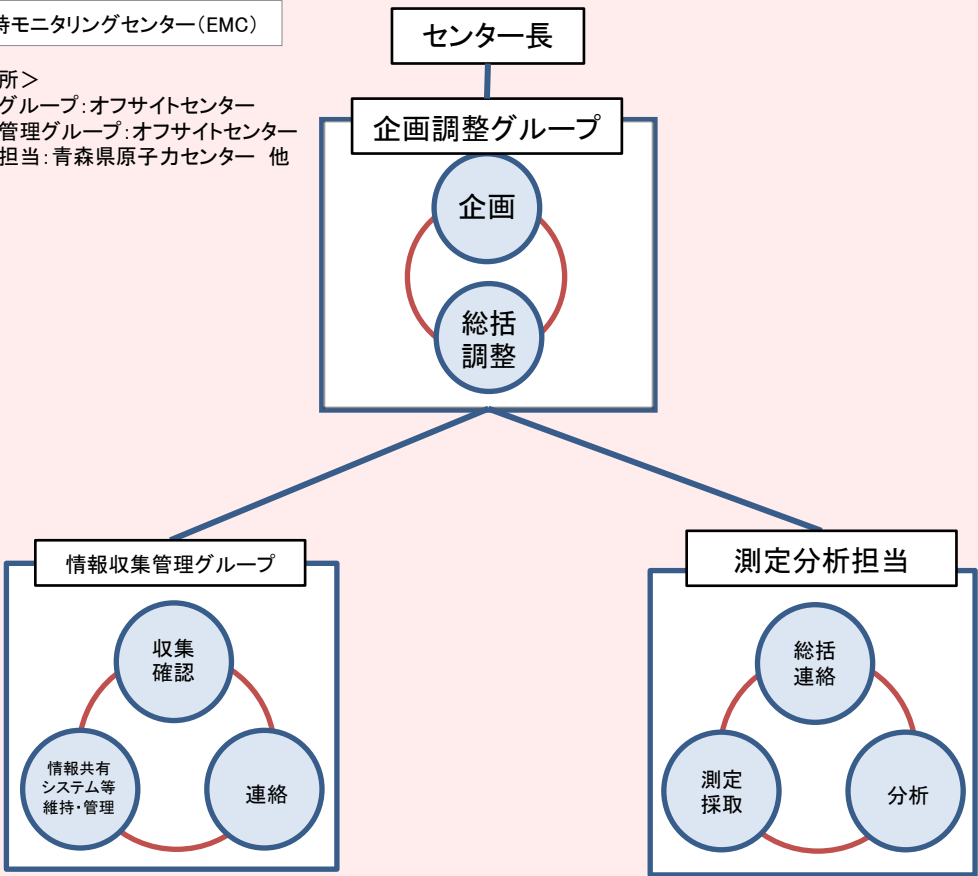
8. 緊急時モニタリングの実施体制

緊急時モニタリングセンターの体制

- 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置する。
- 緊急時モニタリングセンター（EMC）の体制は、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループをオフサイトセンターに、測定分析担当を青森県原子力センターに設置。
ひがしどおり
- 東通原子力規制事務所に上席放射線防災専門官等の職員を配置し、緊急時モニタリングを円滑に実施。

緊急時モニタリングセンター（EMC）

<設置場所>
企画調整グループ：オフサイトセンター
情報収集管理グループ：オフサイトセンター
測定分析担当：青森県原子力センター 他



企画調整グループ

緊急時モニタリングの企画調整を担い、緊急時モニタリングセンター内の活動に対する監督を行う。

情報収集管理グループ

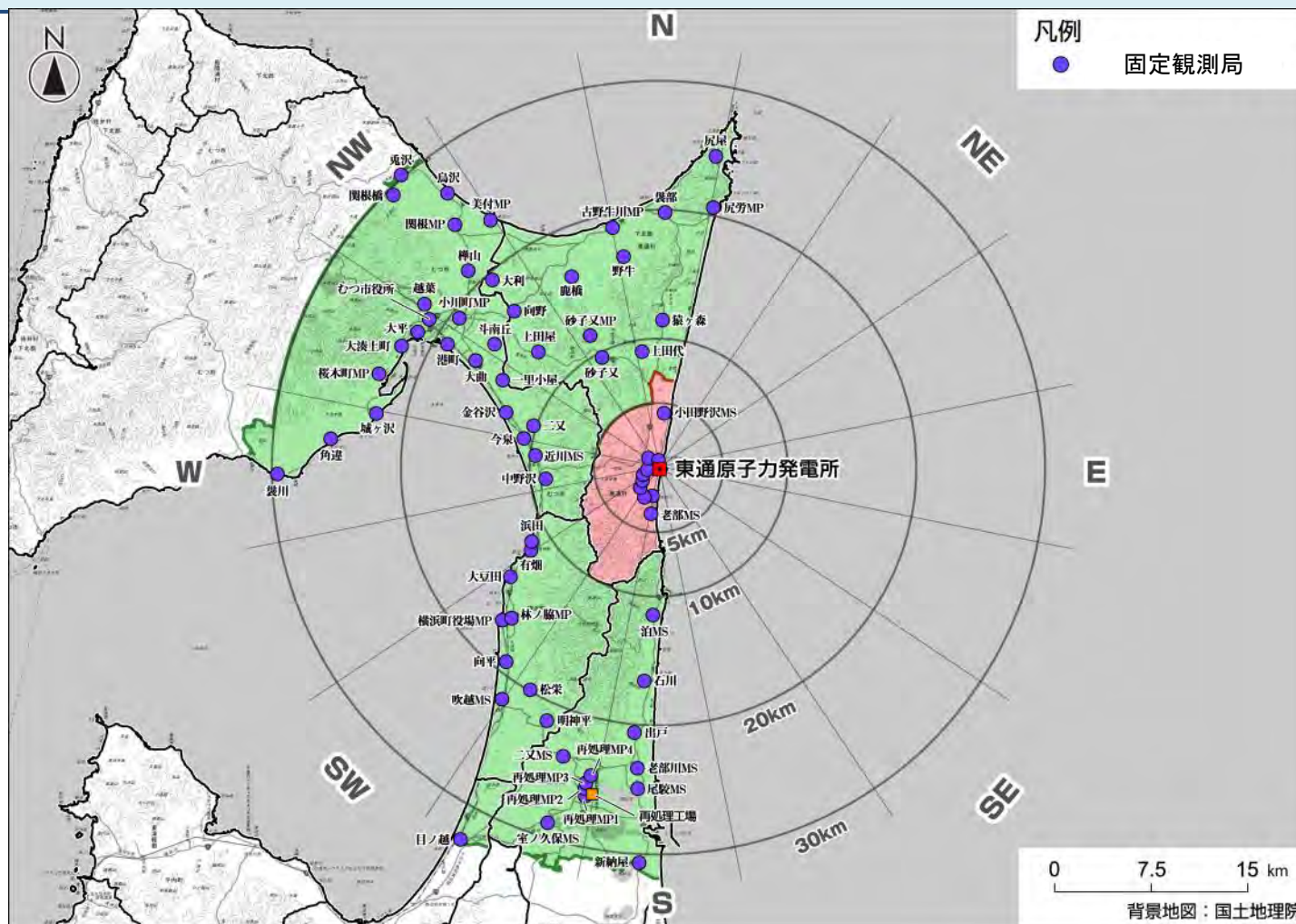
中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

測定分析担当

緊急時モニタリングを実施する。

東通地域の空間放射線量率のモニタリング体制

- 東通原子力発電所周辺の5市町村に、人口分布等を考慮して緊急時モニタリング地点55地点（PAZを除く）を設定し、防護措置の実施判断に係る連続測定を実施。
- 発電所敷地内及びPAZでは、3地点10局で連続測定を実施。
- UPZ外については、必要に応じて国が原子力事業者の協力を得ながら、航空機やモニタリングカー等の機動的手法を用いて緊急時モニタリングを実施。



青森県における環境放射線モニタリング機器

- 緊急時モニタリング地点（PAZを除く）では、固定観測局5局（青森県2局、日本原燃3局※¹）で空間放射線量率及び大気中の放射性物質濃度を、固定観測局12局（青森県4局、東北電力2局、日本原燃4局、リサイクル燃料貯蔵2局）及び電子式線量計42局（青森県）で空間放射線量率を測定。※²
- PAZでは、固定観測局2局（青森県）で空間放射線量率及び大気中の放射性物質濃度を測定。※²
- 万が一、固定観測局等が使えなくなった場合等に備え、可搬型モニタリングポスト9台（青森県）を別途配備。※²
- 空間放射線量率、大気中の放射性物質濃度を測定する装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備。

※¹ 六ヶ所村の原子燃料サイクル施設を対象として設置・測定しているものであるが、東通原子力発電所も対象として兼用。

※² 外部電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施。



固定観測局【19局】
（非常用発電機装備）



電子式線量計【42局】
（非常用電源装備）



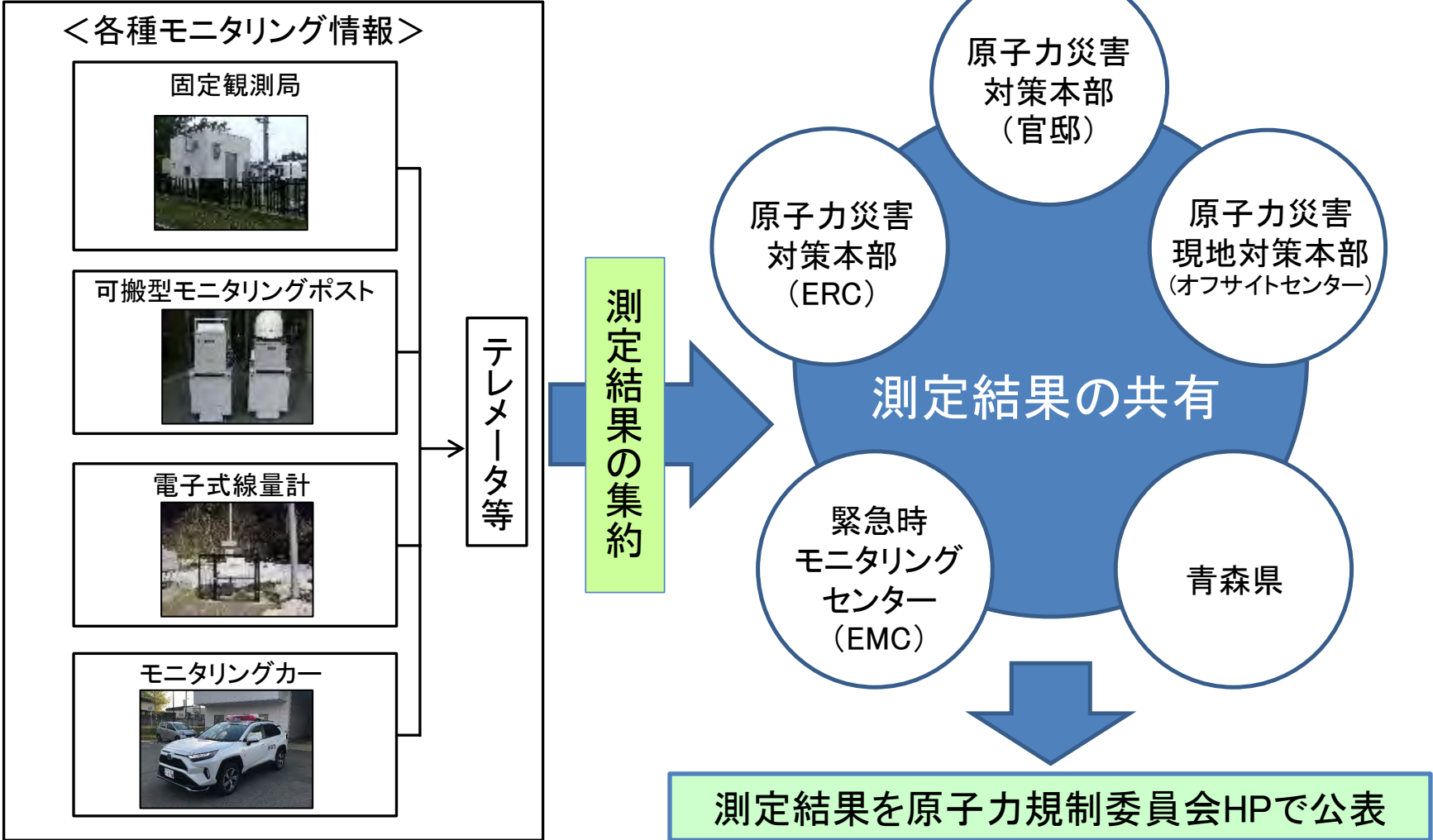
可搬型モニタリングポスト【9台】



モニタリングカー【2台】

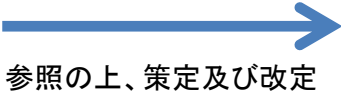
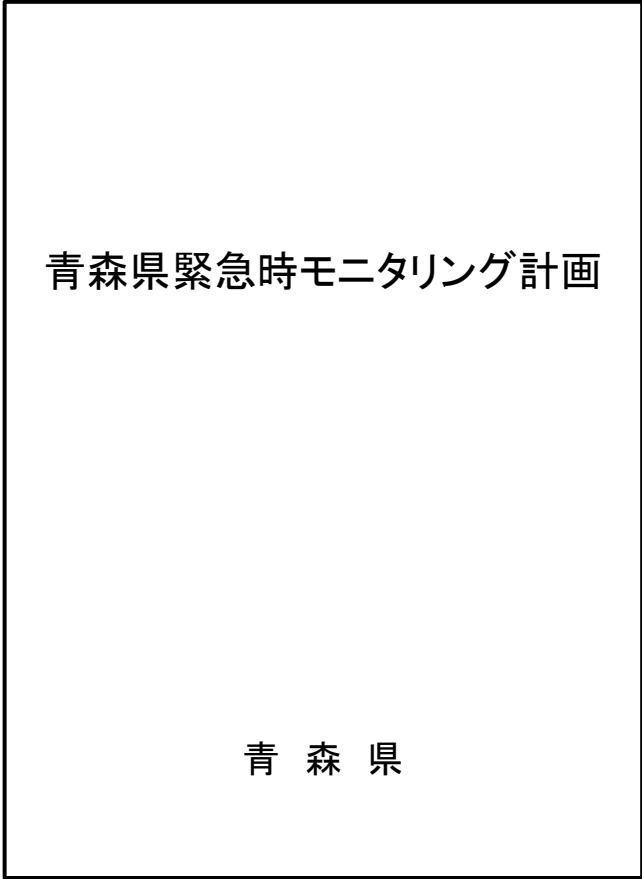
緊急時モニタリング結果の共有及び公表

- 緊急時モニタリングの結果は、放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、緊急時モニタリングセンター等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



緊急時モニタリング実施計画

- 青森県では、緊急時モニタリング計画を策定している。
- 国は、施設敷地緊急事態に至った際に、緊急時モニタリング計画を参照して緊急時モニタリング実施計画を定め、事態の進展に応じ、同実施計画の改定等を行う。



緊急時モニタリング実施計画(例)

【記載する項目の例】

<実施項目>

○モニタリングの継続

○モニタリングポストの測定間隔の変更

○必要に応じた可搬型モニタリングポストの設置

○モニタリングカーによる測定の実施

○大気モニタ・ヨウ素サンプラでの採取・測定

○飲食物中の放射性核種濃度の測定

等

<実施主体>

○緊急時モニタリングセンター(測定分析担当)

等

<情報共有／報告の体制>

<注意事項>

等

【その他添付資料等の例】

○測定項目一覧

○地図及び観測局等の地点図

等

緊急時モニタリングに係る動員計画

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時モニタリングに係る動員計画」が策定された。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

<概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等（以下「関係機関」という。）から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- 上述の情報の更新の方法
- 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定。

関係機関の保有資機材数

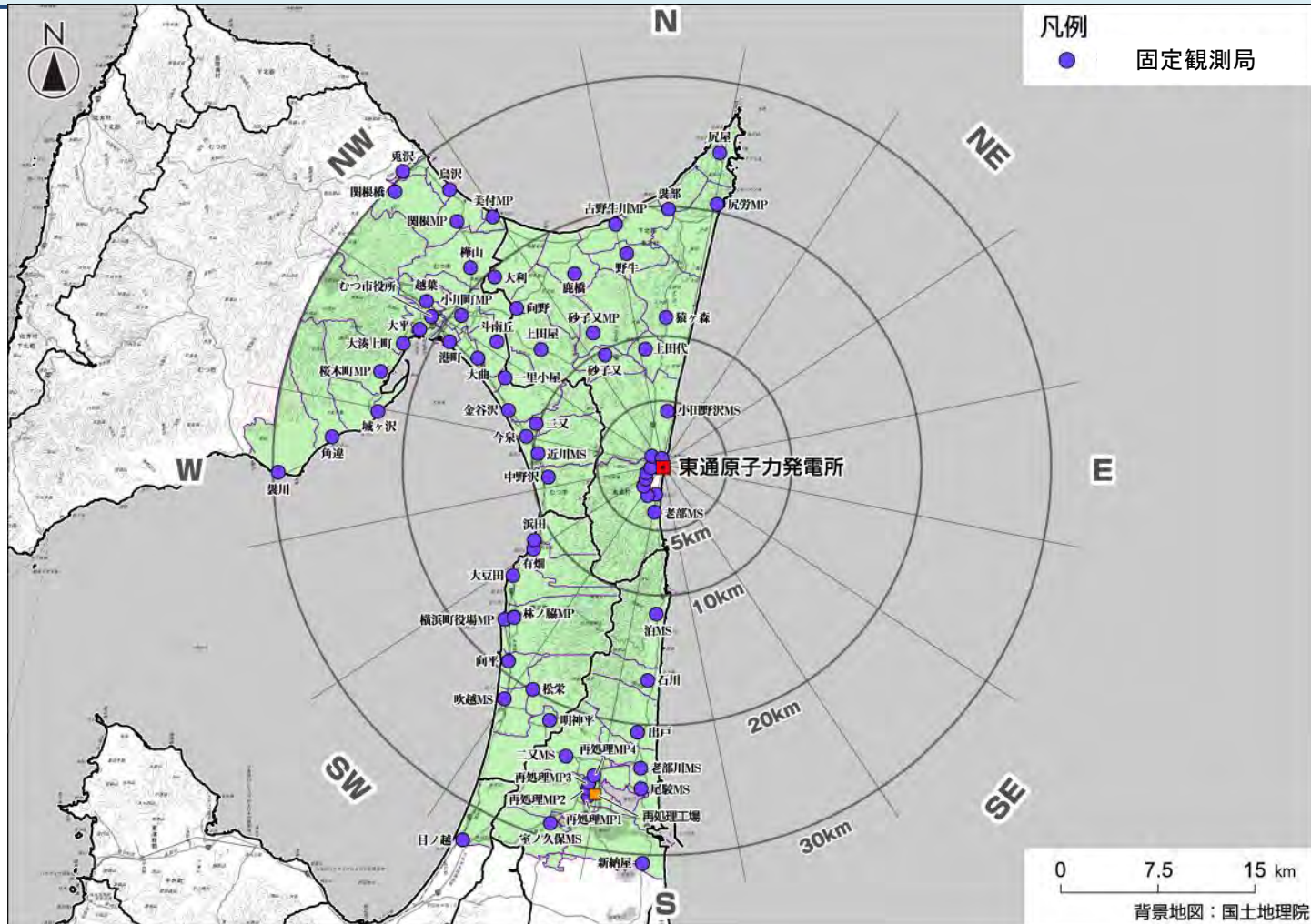
（令和7年度調査による。青森県、東北電力を除く。）

	要員 (数)	可搬型 モニタリングポスト (台)	モニタリングカー (台)
国	20	80	24
道府県	846	187	42
原子力 事業者	614	64	34
関係指定 公共機関	19	0	2

※ 各資機材については保有数を記載。

東通地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施単位

- 緊急時モニタリングによる実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる地域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位ごと^{ひがしどおり}に緊急時モニタリング地点を設定する必要がある。
- 青森県では、緊急時モニタリング地点55地点（PAZを除く）を設定し、一時移転等の実施単位ごと^{ひがしどおり}に関連付けを行っている。なお、全ての緊急時モニタリング地点に非常用電源を配備しているほか、故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。



ひがしどおり
図 東通地域における緊急時モニタリング地点と一時移転等の実施単位

東北電力による東通地域の緊急時モニタリング

- モニタリングポスト※
 - ・モニタリングポスト(8局)で、東通原子力発電所敷地境界付近の空間放射線量率を測定。
- 可搬型モニタリングポスト
 - ・万が一、モニタリングポストが機能喪失した場合に備え、空間放射線量率を測定する可搬型モニタリングポスト(10台)を配備。
- モニタリングカー及びサーベイメータ等を搭載する車両
 - ・空間放射線量率及び空気中の放射性物質濃度を測定するモニタリングカー(1台)及びサーベイメータ等を搭載する車両(1台)を配備。
- オフサイトの協力
 - ・緊急時モニタリングセンターに人員を派遣し、必要な協力を行う。

※ 外部電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施予定。



モニタリングポスト【8局】



可搬型モニタリングポスト【10台】



モニタリングカー【1台】



サーベイメータ等を搭載する車両【1台】



(サーベイメータ)



(可搬型ダストサンプラ)

車両に搭載するサーベイメータ等の例

第1章 ひがしどおり 東通原子力発電所

9. 原子力災害時の医療等の実施体制 (安定ヨウ素剤・避難退域時検査・簡易除染を含む)

PAZ内住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布

- 青森県及び東通村では、PAZ内住民を対象に住民説明会を開催。
ひがしどおりむら
- 令和元年7月の原子力災害対策指針改正後は、40歳未満の者、妊婦、授乳婦、配布時点で挙児希望のある女性、その他配布希望者に対して安定ヨウ素剤の配布を実施。
- 令和7年3月31日現在、40歳未満の者908人に配布しており、今後も継続して説明会を開催し、転入者等への配布や薬剤の更新等を実施。



地区名	配布対象	配布済み
おだのさわ 小田野沢地区	688人	292人
おいつべ 老部地区	634人	264人
しらぬか 白糠地区	865人	352人
合 計	2,187人	908人

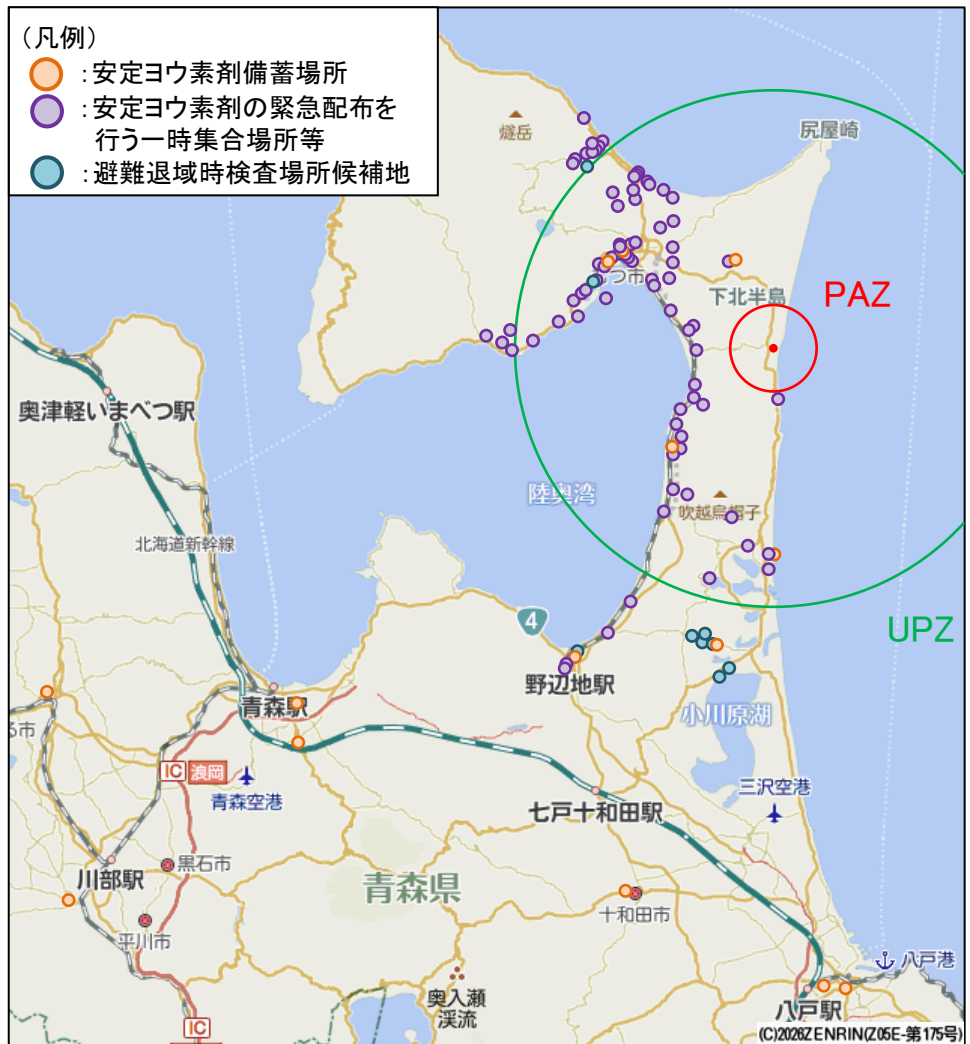
＜安定ヨウ素剤事前配布説明会＞

青森県及び東通村により、安定ヨウ素剤の効能や服用時期など、事前配布に際し知っておくべき事項を説明。



避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、青森県は計14箇所の施設に合計約663,000丸の丸剤、乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤(32.5mg)5,100包、ゼリー状安定ヨウ素剤(16.5mg)1,460包を備蓄。(令和6年3月31日時点)
- 緊急配布が必要となった場合には、備蓄場所より各市町村が指定する一時集合場所等(計80箇所)及び避難退域時検査場所(候補地計16箇所)に搬送の上、対象住民等に順次配布を実施。



安定ヨウ素剤備蓄場所

青森県: 14箇所

県及び市町村職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施。

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

各市町村が指定する一時集合場所等で緊急配布※1
(計80箇所)

東通村: 7箇所	むつ市: 56箇所
横浜町: 12箇所	ろっかしよむら 六ヶ所村: 4箇所
野辺地町: 1箇所	

避難退域時検査場所で緊急配布※2
(候補地計16箇所)

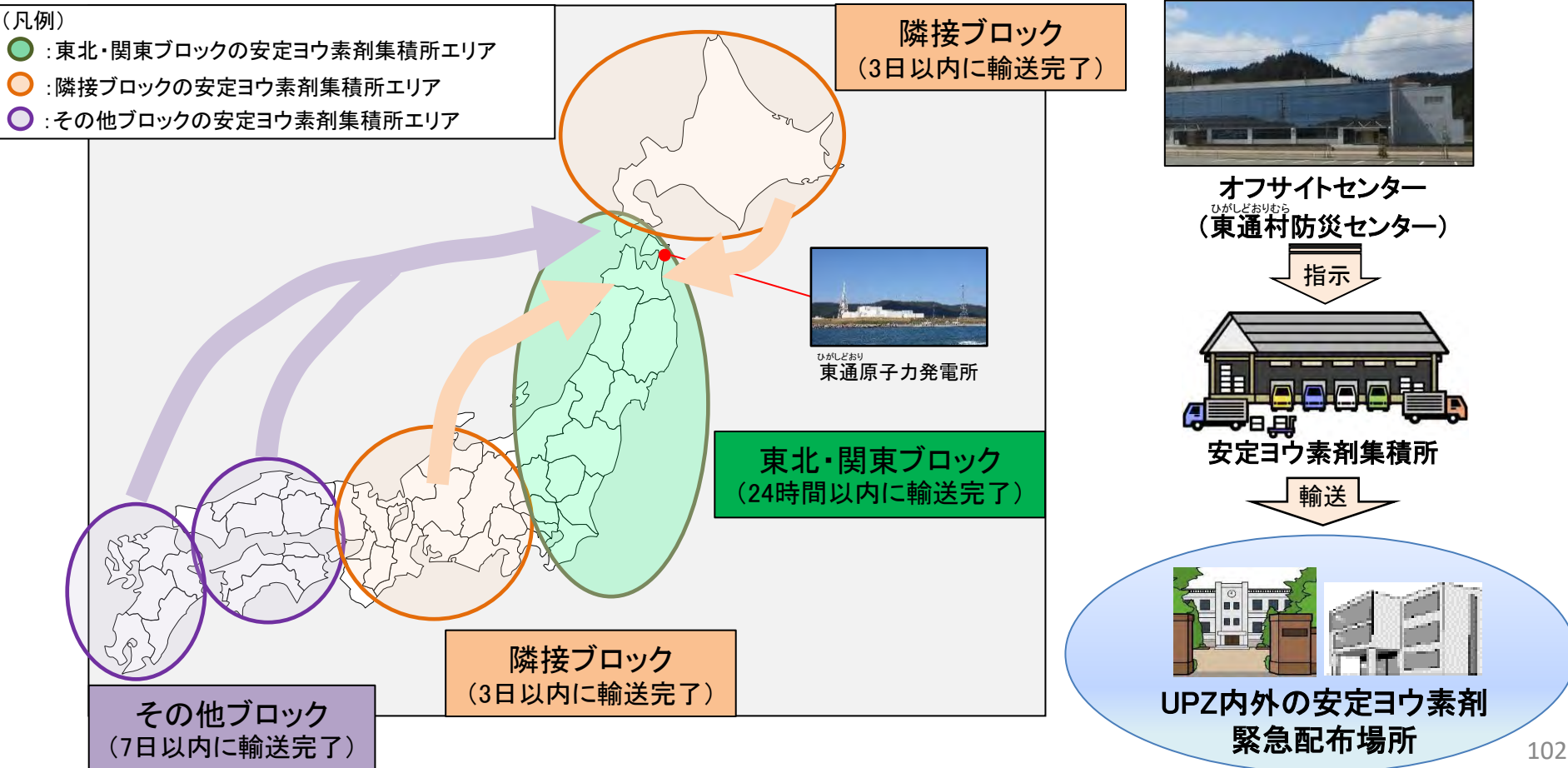
むつ市: 6箇所	ろっかしよむら 六ヶ所村: 6箇所
野辺地町: 4箇所	

※1: 一時集合場所で緊急配布を受けられなかった住民は、避難退域時検査場所(候補地計16箇所)でも緊急配布を受けられる。なお、野辺地町は町内の避難所で配布。

※2: 避難退域時検査場所での配布については、候補地のうち発災時に青森県が指定する箇所において配布。

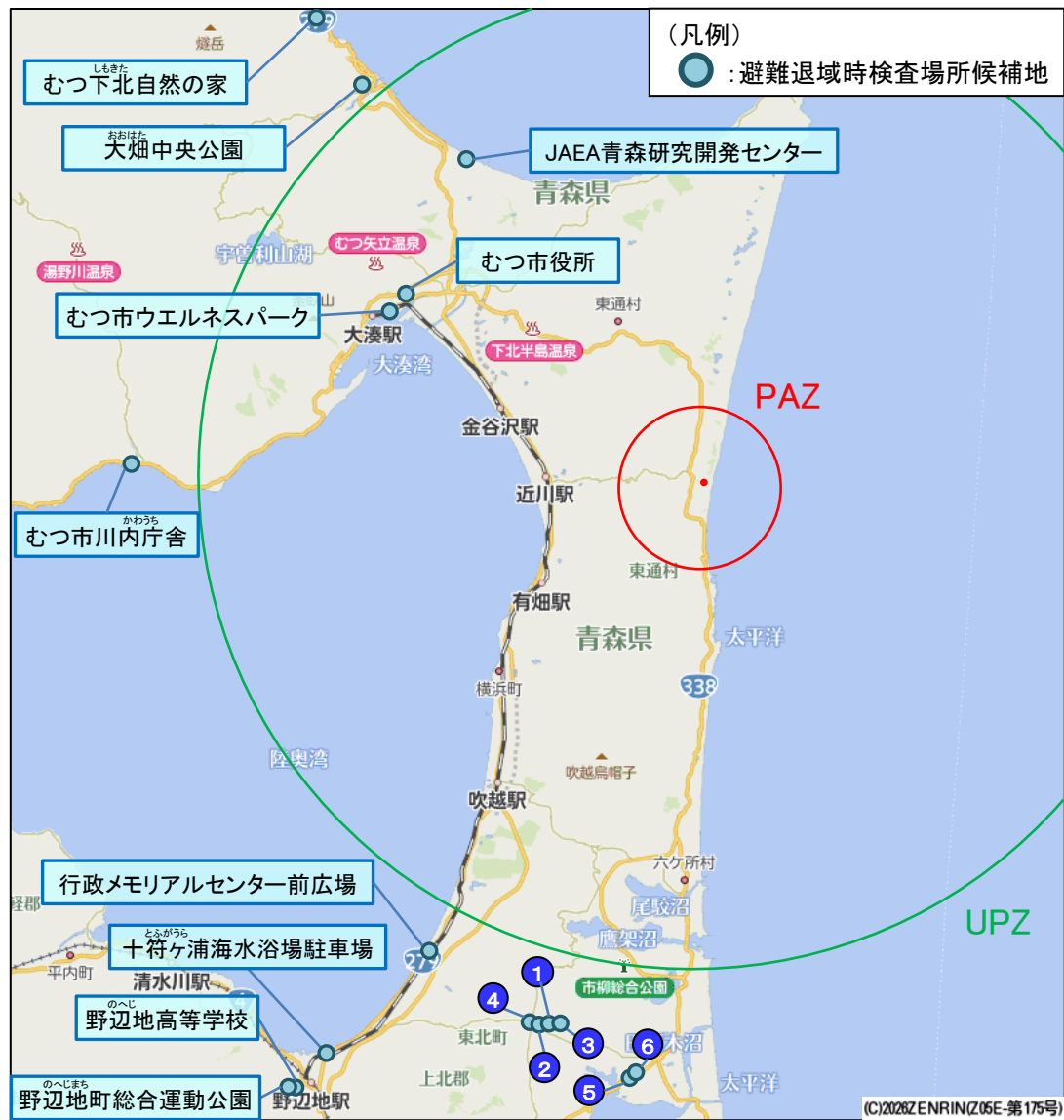
国による安定ヨウ素剤の確保体制

- 国は、UPZにおいて安定ヨウ素剤が不足した場合、及びUPZ外において安定ヨウ素剤を必要とする場合に備えた備蓄を実施しており、全国を5つのブロック(北海道、東北・関東、中部、中国・四国、九州)に分け、5箇所の安定ヨウ素剤集積所に丸剤200万丸、乳幼児向けゼリー状安定ヨウ素剤15万包の備蓄を実施。
- 緊急配布場所への輸送は、東北・関東ブロックの安定ヨウ素剤集積所から24時間以内、隣接ブロックの安定ヨウ素剤集積所から3日以内、その他ブロックの安定ヨウ素剤集積所から7日以内に完了する体制。
- さらに、不足する場合には、民間工場での全力生産及び海外からの援助等により、必要数を確保。



避難退域時検査場所の候補地の設定

➤ 青森県では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ内人口や避難経路等を考慮し、避難元市町村と各避難退域時検査場所の対応付けを行ったうえで、候補地をあらかじめ準備。



避難退域検査場所候補地 16箇所

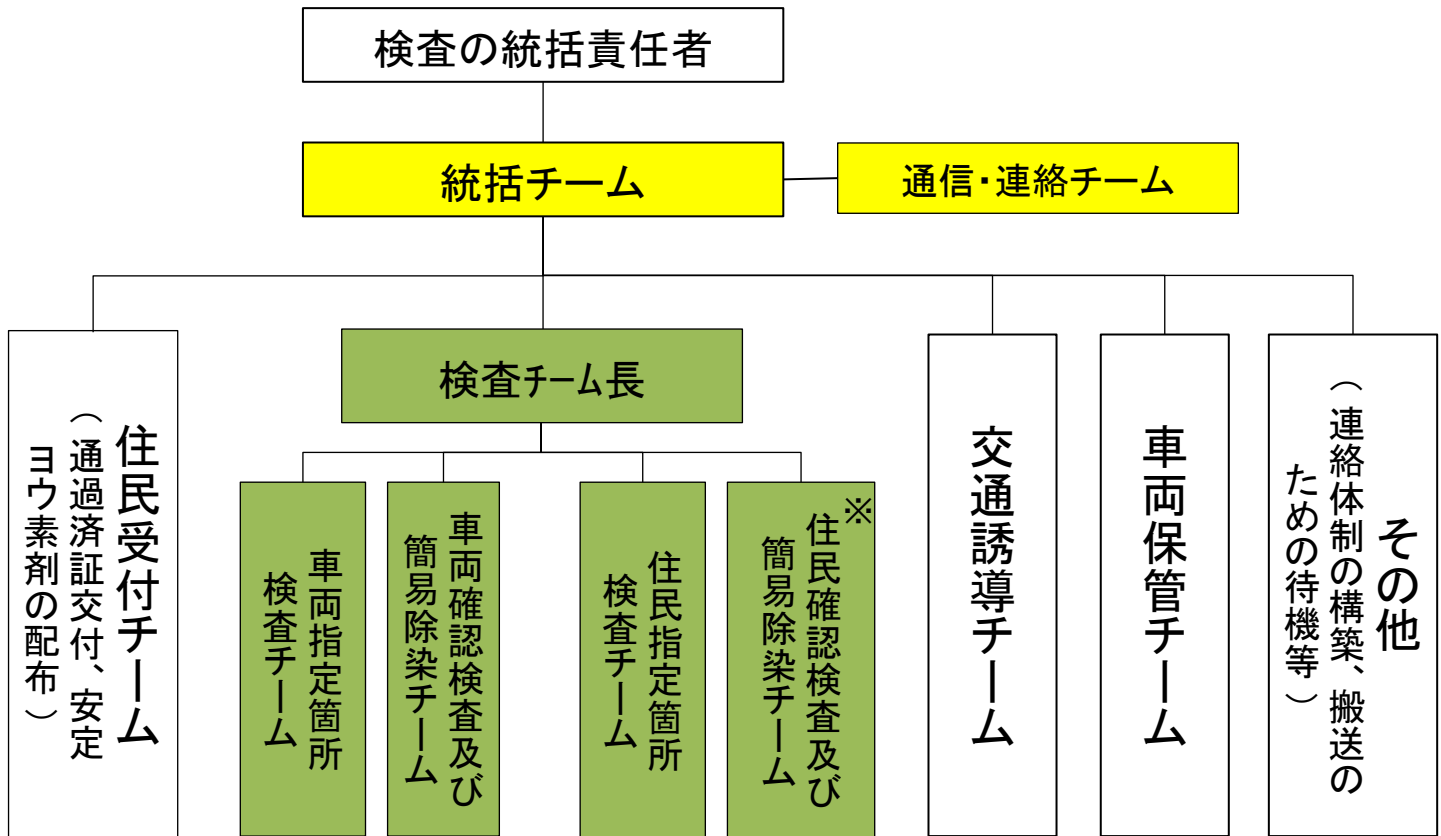
検査場所	避難元市町村
むつ下北自然の家	むつ市
大畑中央公園	
むつ市川内庁舎	
日本原子力研究開発機構 青森研究開発センター※	
むつ市ウエルネスパーク※	
むつ市役所	
行政メモリアルセンター前広場	東通村、むつ市、 横浜町、野辺地町
十ヶ浦海水浴場駐車場	
野辺地高等学校	東通村、むつ市、横浜町
野辺地町総合運動公園	
① 六ヶ所高等学校	ろっかしょむら 六ヶ所村
② 千歳中学校	
③ 千歳平はるき小公園 千歳平小学校	
④ 酪農会館	
⑤ 南小学校	
⑥ 第二中学校	

※ 検査場所のバックグラウンド値に問題がなく、避難に大湊港や関根浜港を活用する場合に使用。

避難退域時検査場所の運営体制

- 避難退域時検査場所は、青森県及び原子力事業者が国、関係市町村、関係機関の協力の下、運営。
- 原子力事業者は備蓄資機材を活用し、700人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員。
- 指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)は国及び青森県からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施。

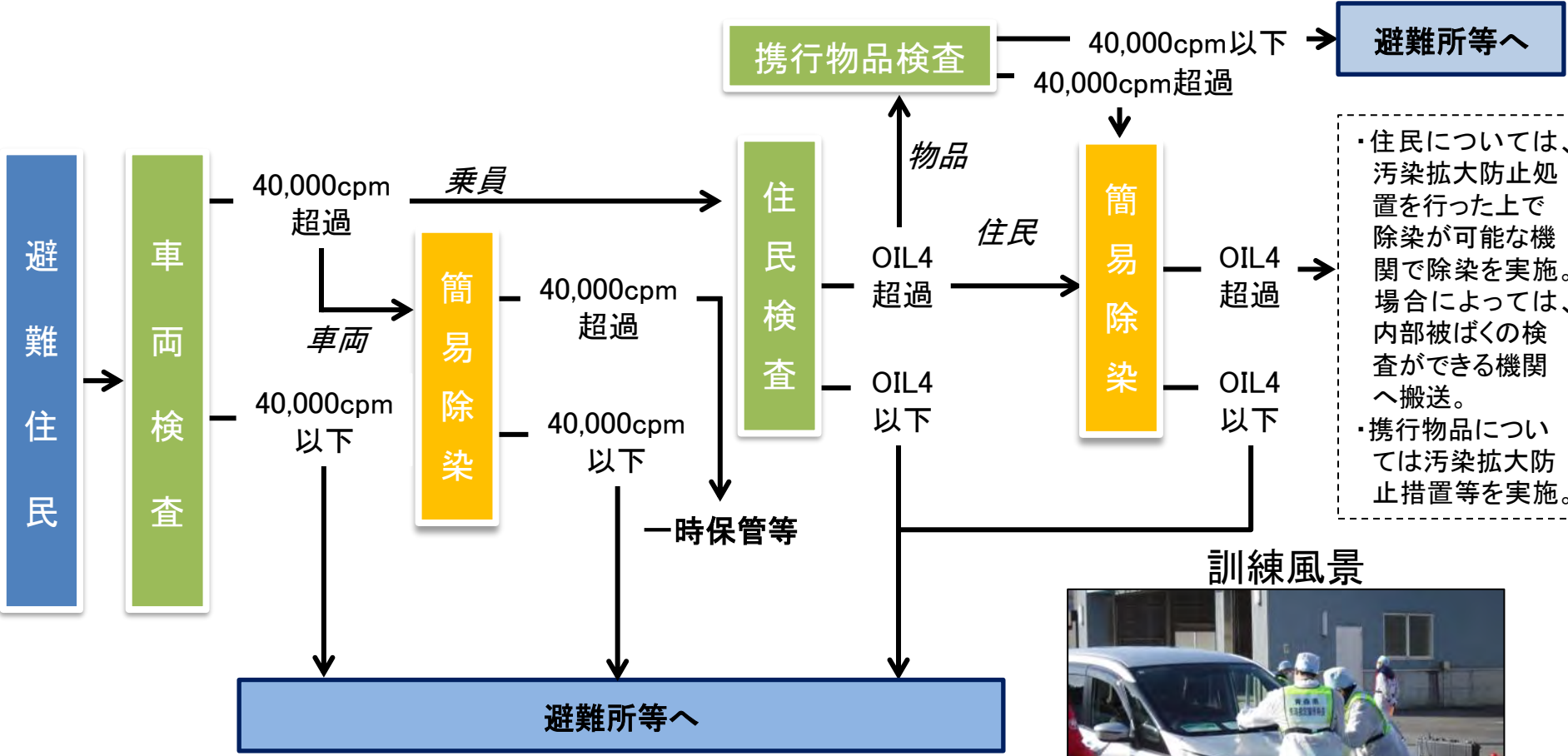
避難退域時検査場所における検査及び簡易除染の体制(例)



※ 携行物品検査を含む

避難退域時検査場所における活動基本フロー

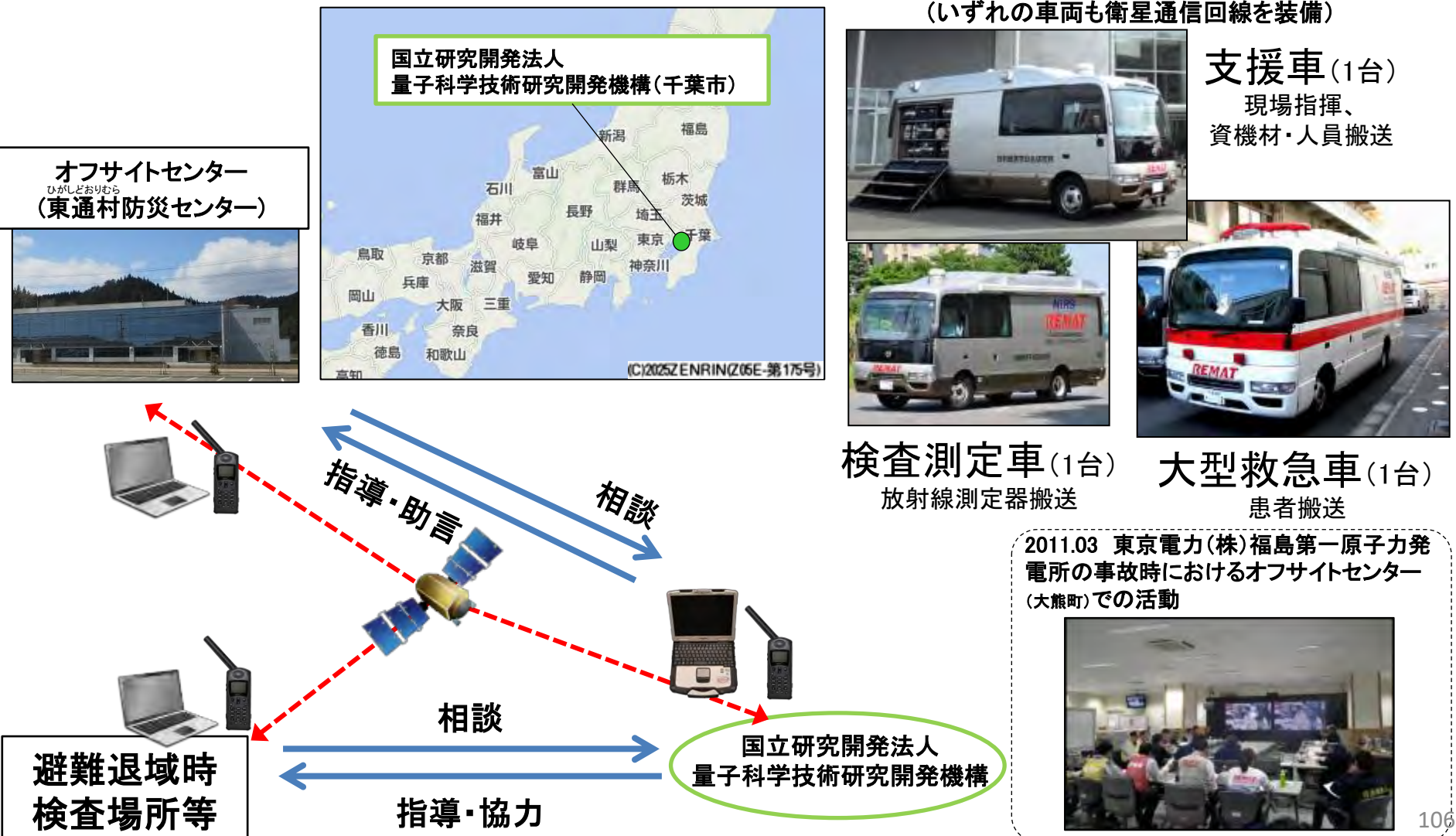
- 避難退域時検査は、青森県、原子力事業者、関係機関等の要員により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取扱実習を含む研修を受講。



- ※ 一時移転等を行う住民の検査は、乗員の代用として、まず車両検査を行う。
- ※ 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。
- ※ 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構による協力体制

➤ 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構は、緊急時、国及び関係自治体の要請に基づき、オフサイトセンターに専門家、必要に応じ救急搬送車両等を派遣。また、必要に応じ、避難退域時検査等における指導・協力を実施。また、機構からは、原子力災害医療に関する相談への指導・助言も実施。



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構による協力体制

- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は緊急時において、原子力緊急時支援・研修センター（茨城県）が窓口となり、国及び関係自治体の要請に基づき、避難退域時検査場所における検査指導や緊急時モニタリング等の協力を実施するとともに、検査等に関する資機材、車両による支援も実施。
- また、オフサイトセンターや緊急時モニタリングセンター（EMC）等へ専門家を派遣するとともに航空機によるモニタリングを支援。



放射線防護資機材
(サーベイメーター80台)



移動式体表面測定車(2台)



モニタリング車(2台)



移動式全身測定車(2台)



2011.03 東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故時における国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の活動



作業員の内部被ばく測定



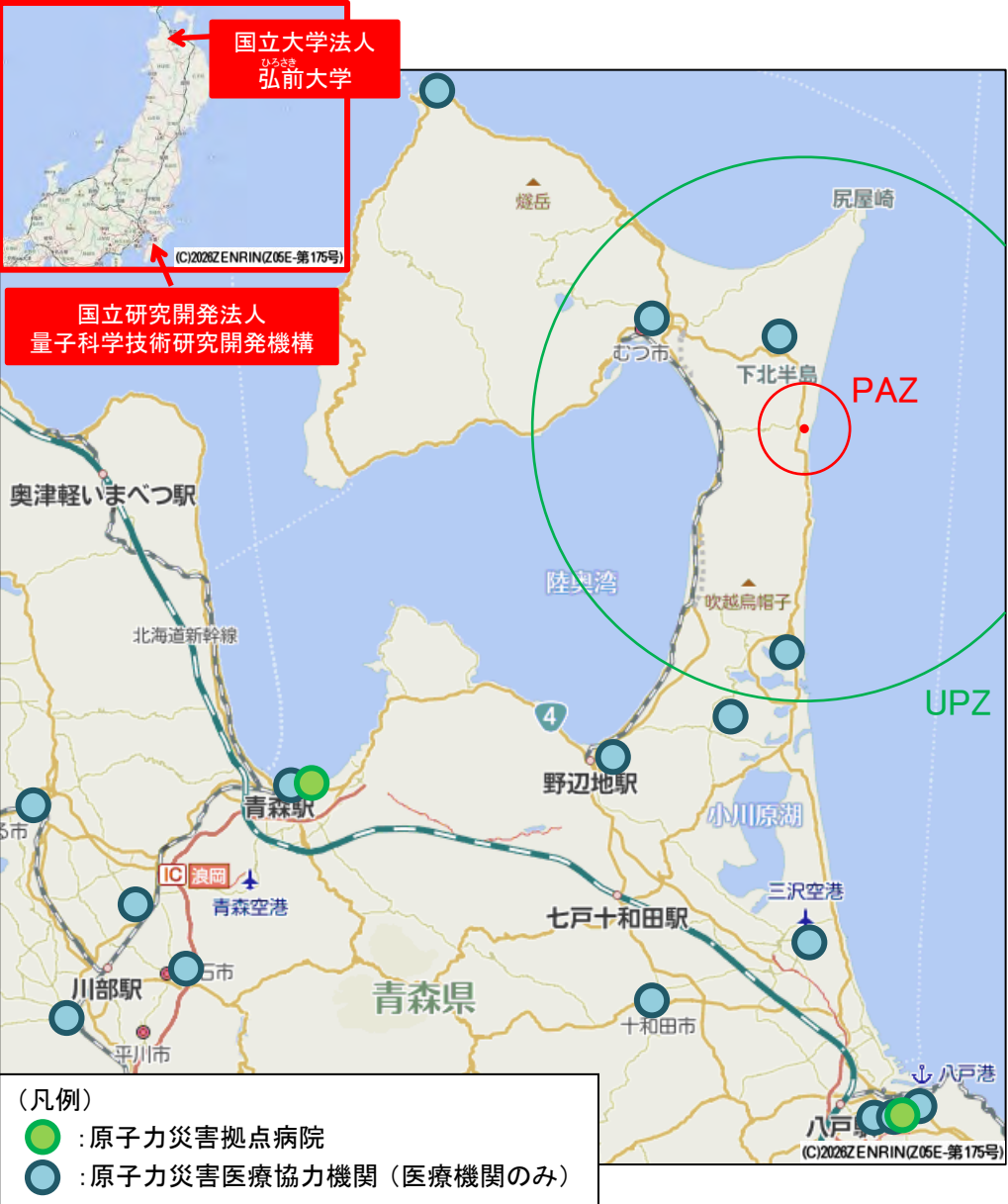
緊急被ばく医療のための受入体制構築



緊急時モニタリング

原子力災害時における医療体制

➤ 放射性物質による汚染や被ばくの状態に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。



高度被ばく医療支援センター及び
原子力災害医療・総合支援センター ※国が指定
【国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学
法人弘前大学等が実施】

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療
を行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に対して専門
的助言を行う。また、原子力災害医療・総合支援セン
ターは原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行うほか、
平時から原子力災害拠点病院へ研修、指導、助言を行う。



原子力災害拠点病院 ※青森県が指定
【2医療機関(青森県立中央病院、八戸市立市民病院)】

原子力災害時において、汚染の有無にかか
わらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場
合には適切な診療等を行う。



原子力災害医療協力機関 ※青森県に登録
【16医療機関・5団体】

原子力災害医療や立地道府県等が行う原子
力災害対策等を支援する。

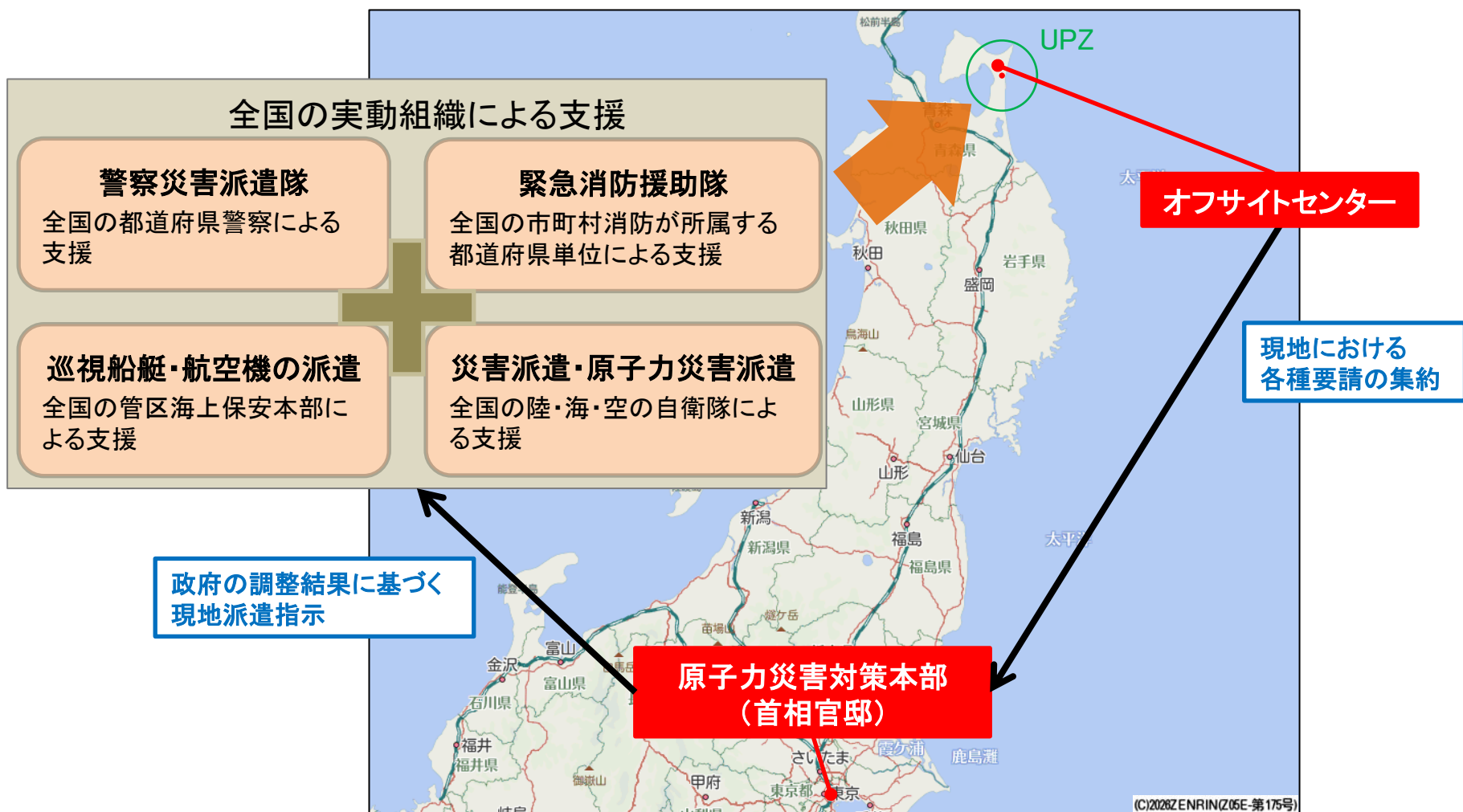
第1章 ひがしどおり 東通原子力発電所

10. 実動組織の支援体制

-
- Map of Aomori Prefecture showing military and police bases. The map includes labels for various locations and units, such as Aomori Prefectural Police, Aomori Maritime Security, and various Self-Defense Force units. It also shows major roads, railways, and geographical features like the Tsugaru Strait and the Sea of Japan.
- UPZ (Upper Priority Zone):** Indicated by a green circle around the northern part of the prefecture.
 - PAZ (Priority Area Zone):** Indicated by a red circle around the southern part of the prefecture.
 - Police and Security:**
 - むつ警察署 (Mutsu Police Station)
 - 大湊(おおみなと)地区隊 (海上自衛隊大湊地区総監部等) (Great Aomori District Unit (Maritime Self-Defense Force Great Aomori District General Supervisor, etc.))
 - 青森海上保安部 (Aomori Maritime Security)
 - 青森県警察本部 (Aomori Prefectural Police Headquarters)
 - 野辺地(のへ)警察署 (Nobori Police Station)
 - 青森駐屯地 (陸上自衛隊第9師団司令部、化学防護隊等) (Aomori Garrison (Headquarters of the 9th Division of the Ground Self-Defense Force, Chemical Defense Unit, etc.))
 - 弘前(ひろさき)駐屯地 (陸上自衛隊第39普通科連隊等) (Hiogo Garrison (39th General Purpose Battalion of the Ground Self-Defense Force, etc.))
 - Fire and Disaster Management:**
 - 下北(しもきた)地域 広域行政事務組合消防本部 (Shimokita Regional Wide Area Administrative Services Union Fire Department)
 - 北部上北(かみきた) 広域事務組合消防本部 (Northern Shimokita Regional Wide Area Administrative Services Union Fire Department)
 - Aviation and Maritime Security:**
 - 三沢(みさわ)基地 (航空自衛隊北部航空方面隊司令部等) (Mitsuba Base (Headquarters of the Northern Air Division of the Air Self-Defense Force, etc.))
 - 八戸(はちのへ)地区 (海上自衛隊第二航空群等) (Hiogo District (2nd Air Group of the Maritime Self-Defense Force, etc.))
 - 八戸(はちのへ)海上保安部 (Hiogo Maritime Security)
 - Other Locations:**
 - 松前半島 (Matsushima Peninsula)
 - 白神岬 (Shirakami Peninsula)
 - 津軽海峡 (Tsugaru Strait)
 - 奥津軽いまべつ駅 (Okutsugaru Imabetsu Station)
 - つがる市 (Togaru City)
 - 川部駅 (Kawabe Station)
 - 黒石市 (Kuroishi City)
 - 平川市 (Hirakawa City)
 - 七戸十和田駅 (Shichinohe Jichu Station)
 - 八戸駅 (Hiogo Station)
 - 八戸港 (Hiogo Port)
 - 岩木山 (Iwaki Mountain)
 - 奥入瀬溪流 (Okunishino River)

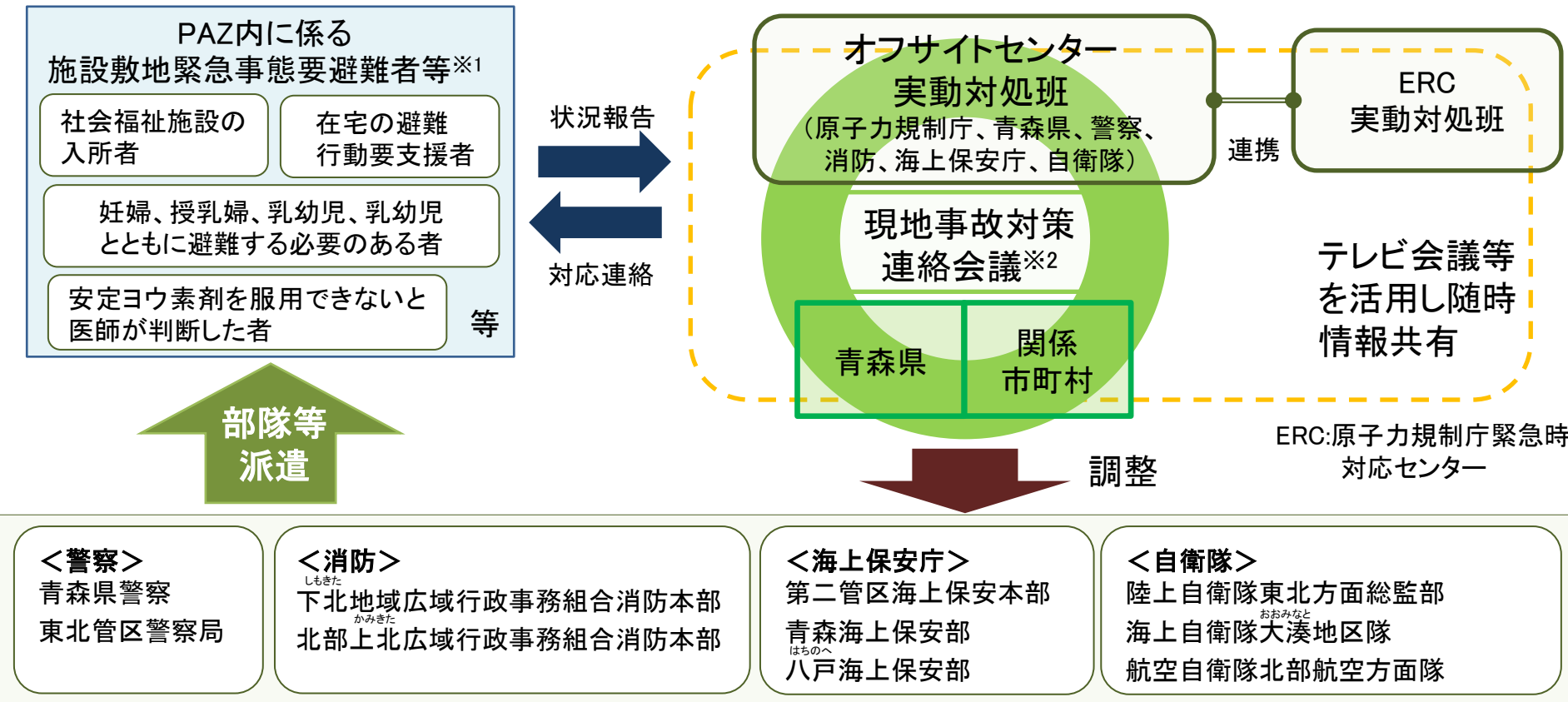
実動組織の広域支援体制

- 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、青森県、関係市町村からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- 要請の窓口となるオフサイトセンター(実動対処班)において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部(官邸・ERC(原子力規制庁緊急時対応センター))の調整により、必要に応じ全国の実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)による支援を実施。



施設敷地緊急事態からの現地実動組織の体制

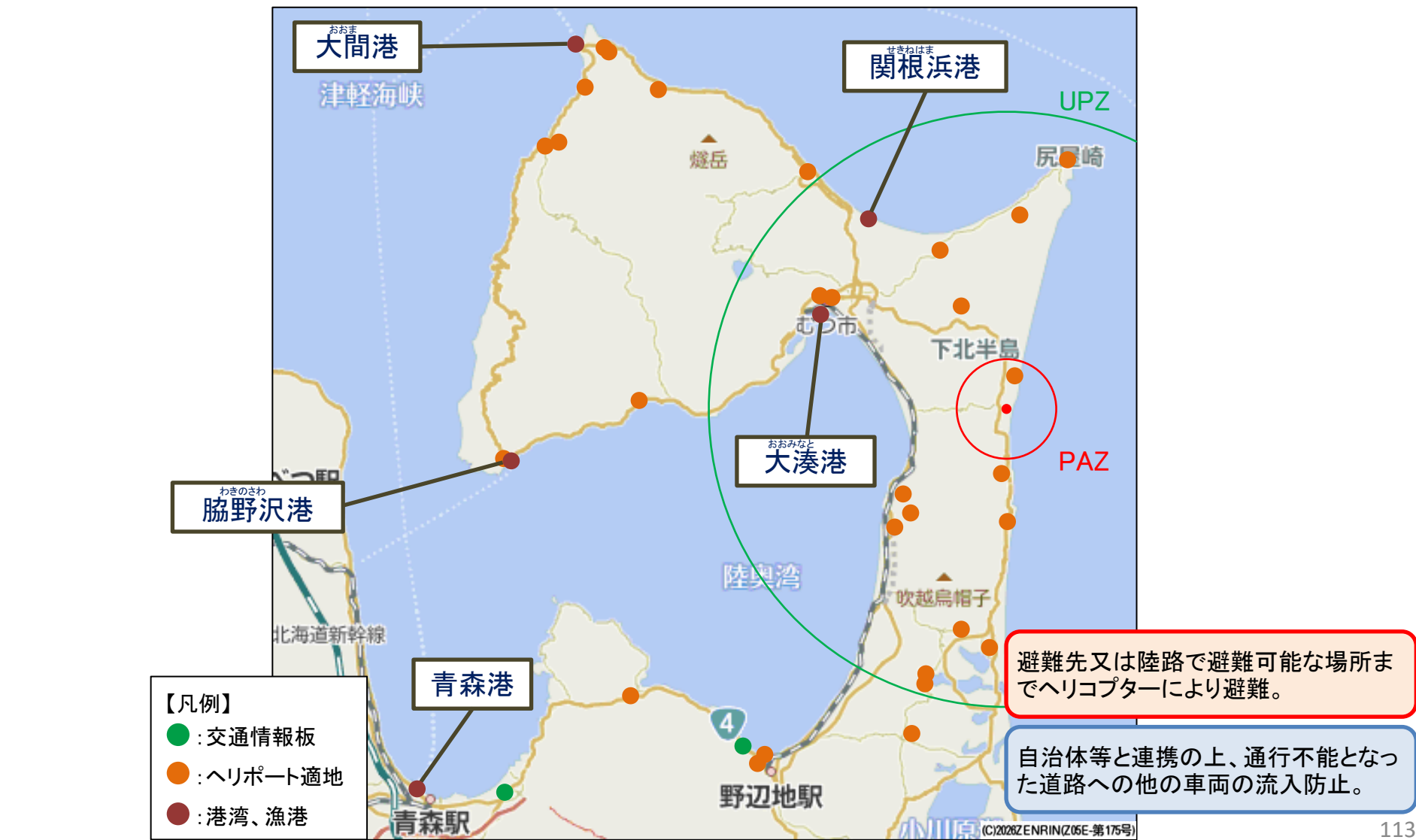
- 施設敷地緊急事態の時点でPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の避難が開始されることから、青森県及び関係市町村で避難手段の確保が困難になった場合に備え、現地事故対策連絡会議を開催するとともに、オフサイトセンター実動対処班を設置（対象となる要員は、必要に応じ施設敷地緊急事態に至る前から体制立ち上げ）。施設敷地緊急事態以降、原子力緊急事態の解除までの間、継続して対応を実施。
- ※ オフサイトセンター実動対処班要員参集前に各種要請があった場合は、ERC実動対処班が連絡・調整を実施。
 - 不測の事態における青森県、関係市町村からの各種支援の要請に対し、実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）が連携のうえ、迅速な対応体制を構築。



※1 施設敷地緊急事態での避難対象者を示したもの。全面緊急事態ではPAZ内の一般住民等、OILによる防護措置実施時ではUPZのうち対象地域の住民等が対象となる。
※2 全面緊急事態以降は、原子力災害合同対策協議会で情報共有。

自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応

- 自然災害等により、避難経路等を使用した車両等による避難ができない場合は、青森県及び関係市町村からの要請により、実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）による各種支援を必要に応じて実施。



自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

- 青森県と関係市町村との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等



消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 船舶等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動



防衛省・自衛隊

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業



第2章 ろっかしよ 六ヶ所再処理工場等

ろっかしよ 1. 六ヶ所再処理工場等の概要

六ヶ所再処理工場等の概要

- 六ヶ所再処理工場は、日本原燃(株)が青森県上北郡六ヶ所村に設置している使用済燃料の再処理を行う施設である。また、MOX燃料工場は、同社が同村に設置するMOX燃料の加工施設である。
- 再処理工場は2026年度中、MOX燃料工場は2027年度中に竣工するべく、設工認※の審査、工事及び検査を実施中(令和8年●月現在)。

※ 設計及び工事計画の認可

日本原燃(株)六ヶ所再処理工場、MOX燃料工場について

(1) 所在予定地 青森県上北郡六ヶ所村

(2) 概要

【再処理工場】

最大再処理能力：800トンU／年
使用済燃料貯蔵容量：3,000トンU

【MOX燃料工場】

最大加工能力：130トン-HM※／年
※MOX中のPuとUの金属成分の重量を表す単位

(3) 経緯 (令和8年●月現在)

【再処理工場】

1993年4月 着工
1999年12月 使用済燃料搬入開始
2006年3月 アクティブ試験
2013年5月 ガラス固化試験完了
2014年1月 新規制基準への適合申請
2020年7月 事業変更許可
2022年12月 第1回設工認認可・
第2回設工認申請
2026年度中 竣工目標

【MOX燃料工場】

2010年10月 着工
2014年1月 新規制基準への
適合申請
2020年12月 事業変更許可
2022年9月 第1回設工認認可
2025年3月 第2回設工認認可
2025年7月 第3回設工認申請
2027年度中 竣工目標

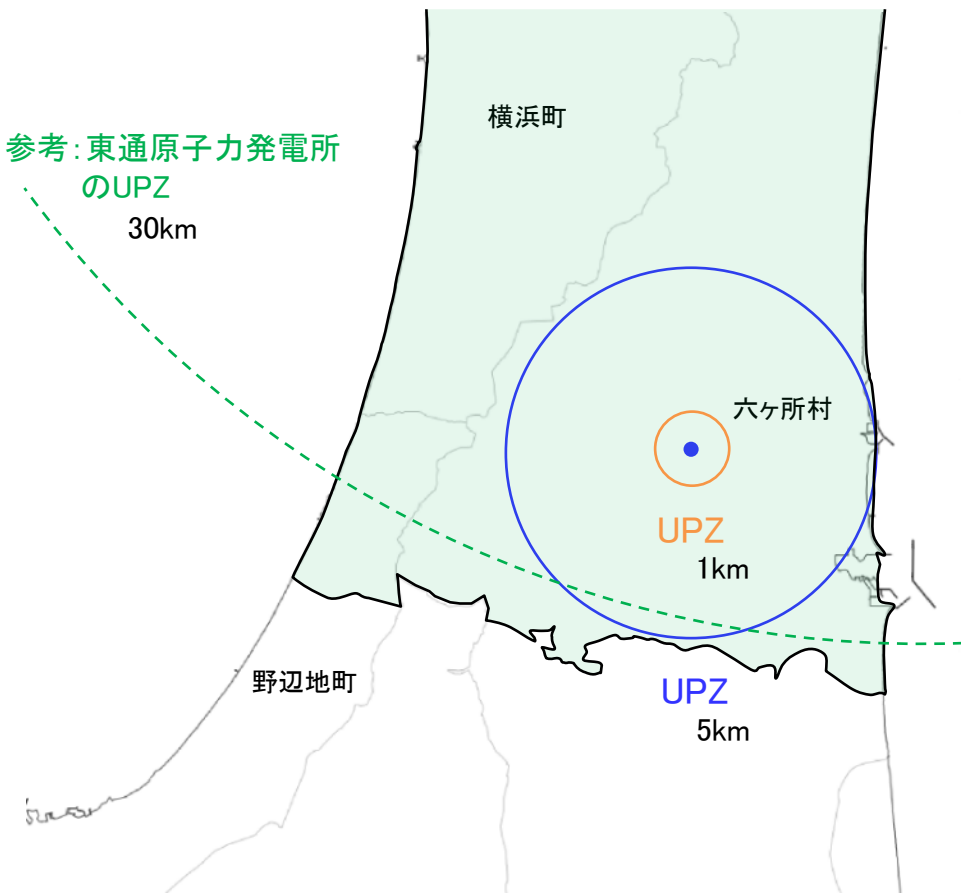
ろっかしよ
六ヶ所再処理工場等



※ 国土地理院タイル(白地図)をもとに内閣府(原子力防災担当)作成

原子力災害対策重点区域の概要

- 青森県地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、六ヶ所再処理工場よりおおむね5kmを、MOX燃料工場よりおおむね1kmを目安とするUPZの対象地区名を明らかにしている。
- MOX燃料工場における原子力災害対策重点区域は再処理工場における同区域に包含され、これらの施設における同区域は六ヶ所村の1村となっている。
- なお、当該区域は、東通原子力発電所の原子力災害対策重点区域(UPZ)に包含されている。



【再処理工場】
＜おおむね5km圏内＞
UPZ(緊急防護措置を準備する区域):
Urgent Protective Action Planning Zone
⇒ 事態の進展等に応じて、屋内退避や段階的な避難等の緊急防護措置を準備する区域
1村(六ヶ所村) 住民数:3,740人(2,206世帯)※

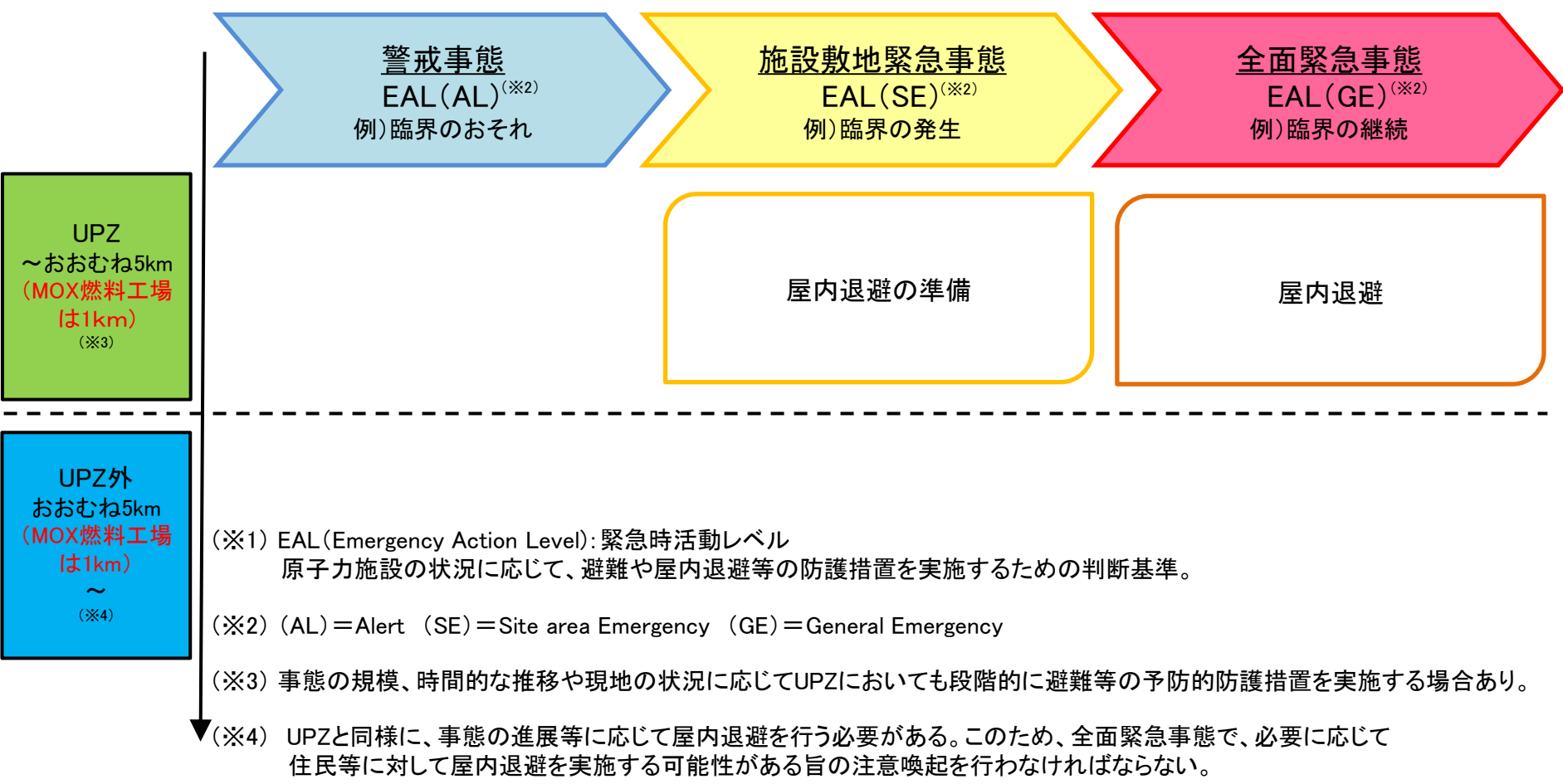
【MOX燃料工場】
＜おおむね1km圏内＞
UPZ(緊急防護措置を準備する区域):
Urgent Protective Action Planning Zone
⇒ 事態の進展等に応じて、屋内退避や段階的な避難等の緊急防護措置を準備する区域
1村(六ヶ所村) 住民数:97人(92世帯)※

第2章 ろっかしよ 六ヶ所再処理工場等

2. 緊急事態における対応体制

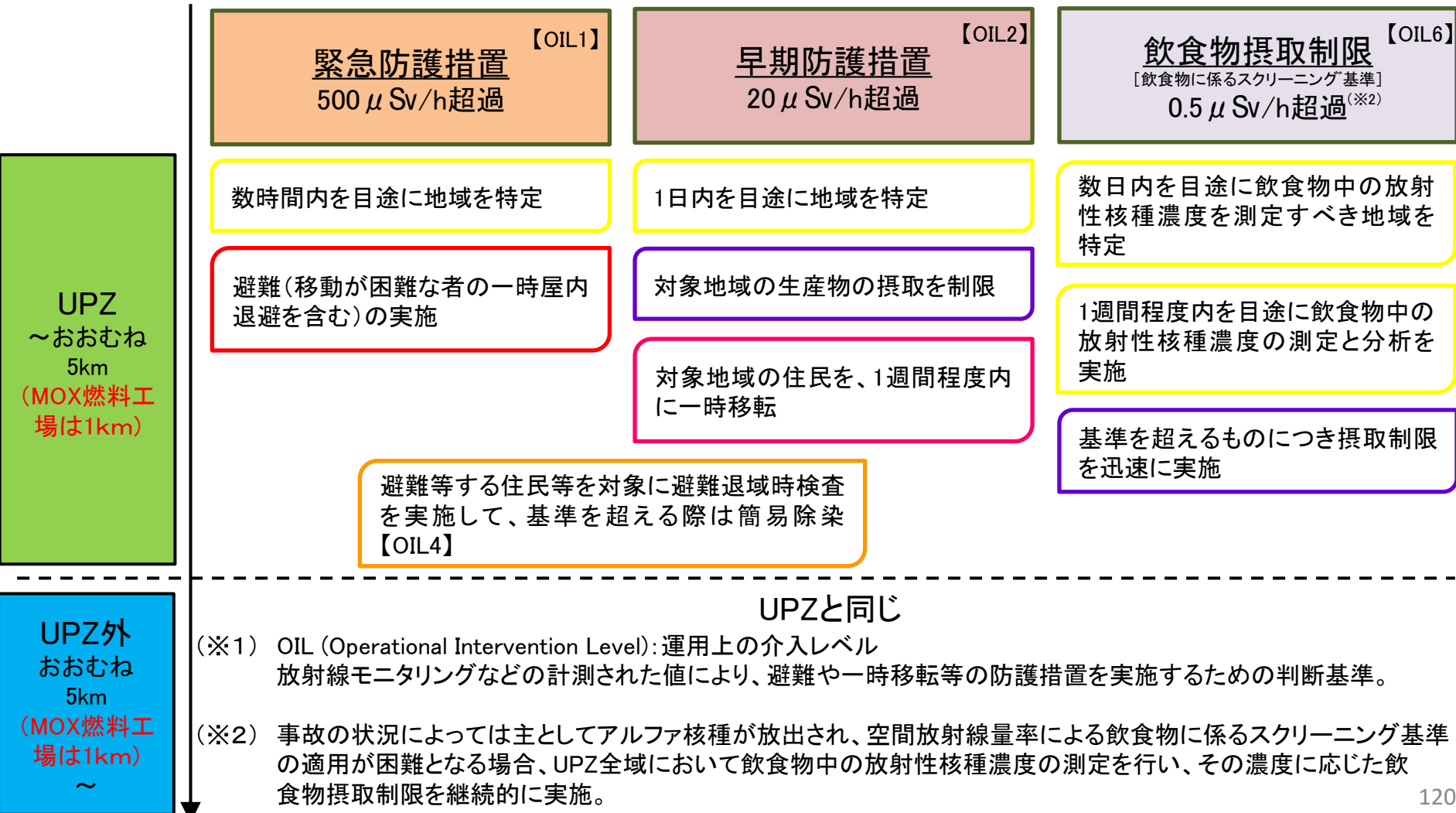
原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置(緊急時活動レベル:EAL(※1))

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置(運用上の介入レベル: OIL (※))

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。

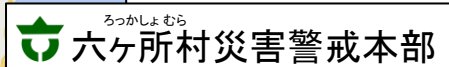


ろっかしよむら

- ろっかしよむら



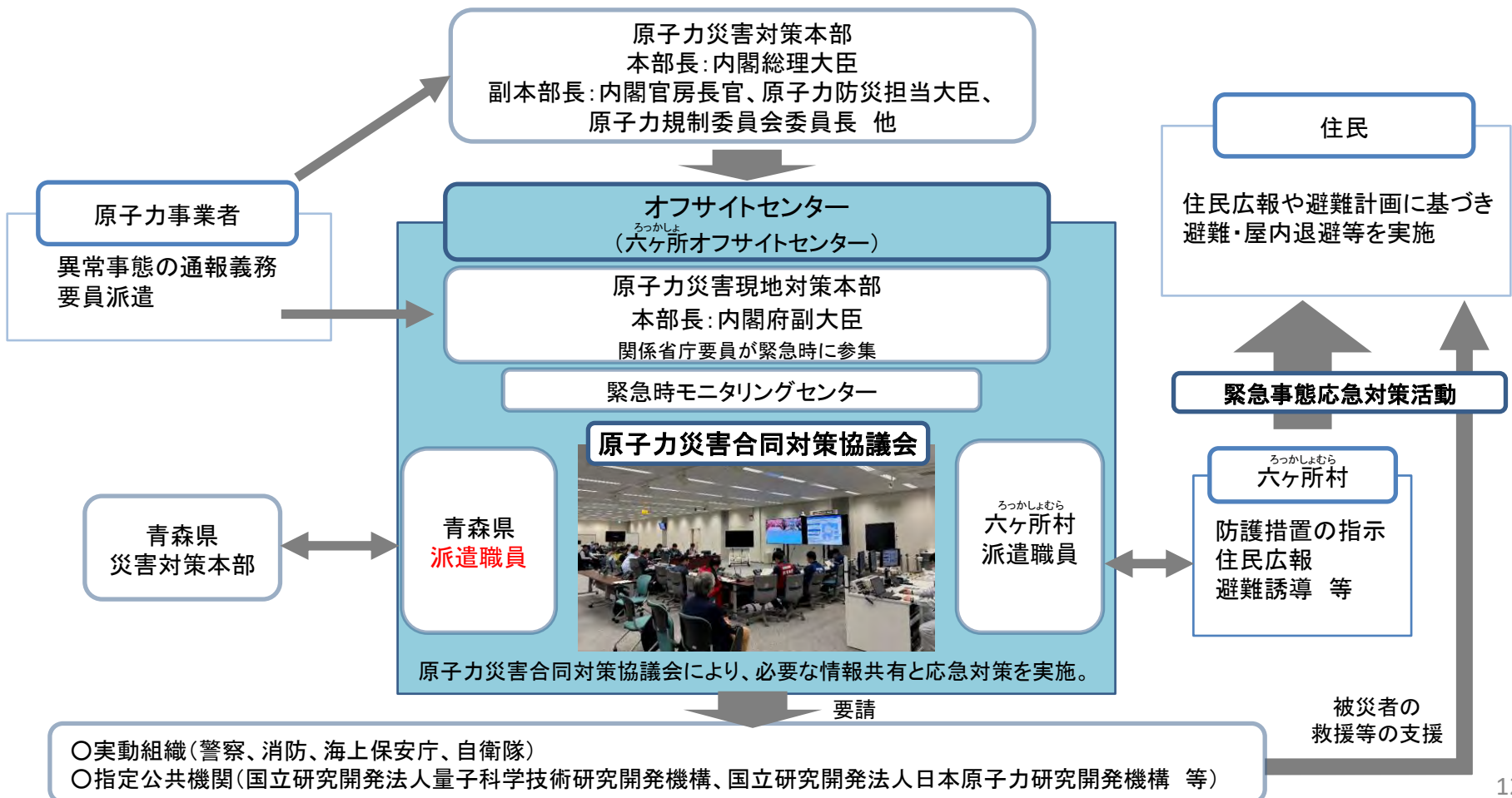
青森県災害対策本部



オフサイトセンター
(ろっかしよ 六ヶ所オフサイトセンター)

国の対応体制

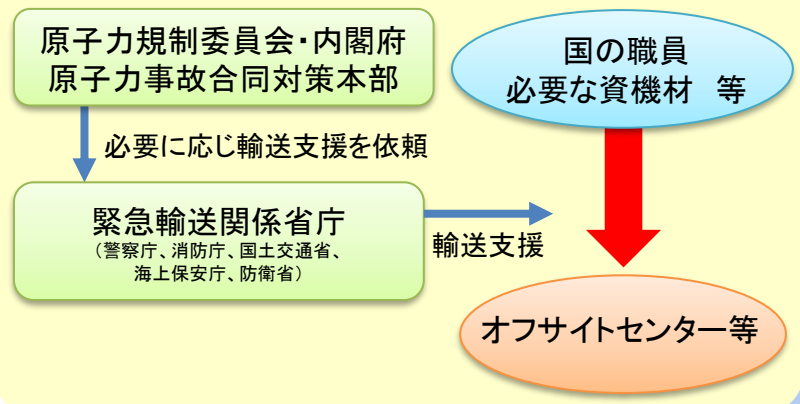
- ろっかしよむら 六ヶ所村において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合、(警戒事態の前段階から、)原子力規制庁及び内閣府(原子力防災担当)の職員が参集し、オフサイトセンター及び原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)に原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- 警戒事態となった場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始。
- 施設敷地緊急事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員をオフサイトセンター等へ派遣するとともに、緊急時モニタリングセンター(EMC)を設置。
- 全面緊急事態に至った場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、国・県・村等のメンバーからなる原子力災害合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。



国の職員・資機材等の緊急搬送

- 施設敷地緊急事態発生^{ろっかしよ}の通報後、あらかじめ定められた100人程度の国の職員等をオフサイトセンター（六ヶ所オフサイトセンター）及び青森県庁に派遣。あわせて、必要な資機材の緊急搬送を実施。
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施。

＜具体的な移動及び輸送支援のスキーム＞



オフサイトセンターへの派遣（自衛隊、警察による輸送支援の一例）
環境省・内閣府～入間基地～三沢基地～オフサイトセンター

オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策

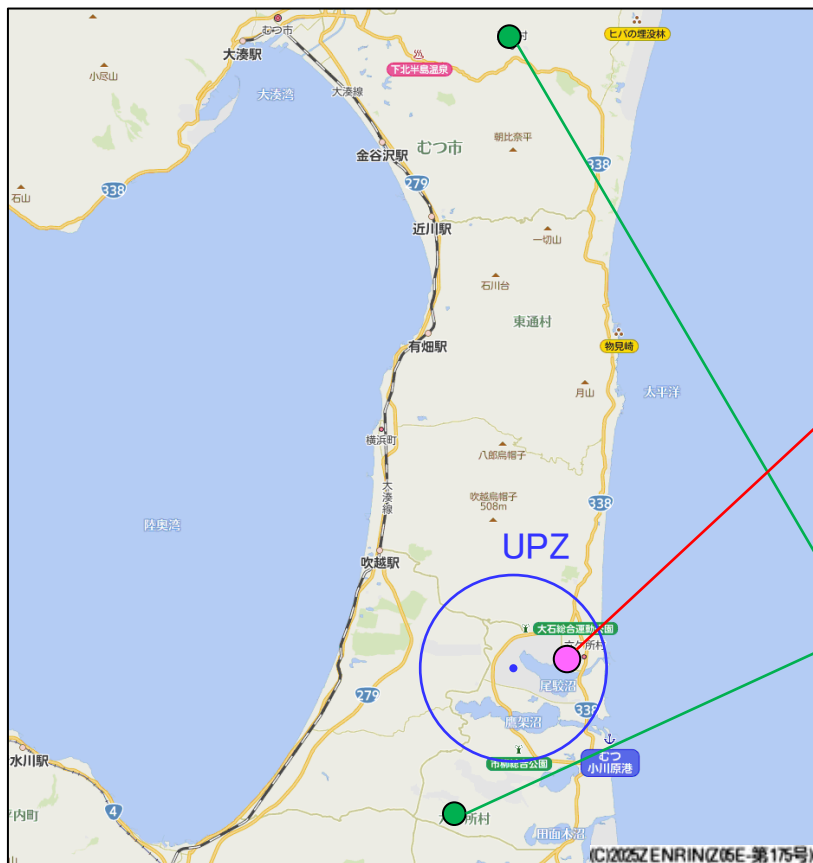
- オフサイトセンター(六ヶ所オフサイトセンター)は、耐震構造、鉄筋コンクリート造2階建ての構造になっている。

【放射線防護対策】

- 放射放射性物質除去フィルター、換気設備、除染設備を整備済み。

【電源対策】

- 無停電電源装置(UPS)、自家用発電機を設置(7日間分の電源を確保)。自家用発電機の燃料不足時には、電源車用電源受け口より、東北電力が用意する電源車で継続して電源を確保。
- 加えて、青森県は、青森県石油商業組合等と協定を締結しており、オフサイトセンターなどの災害対策上重要な施設等に優先給油される仕組みを構築。



ろっかしよ
六ヶ所オフサイトセンター(六ヶ所村)
再処理工場等からの距離約3km

仮にオフサイトセンターが機能不全に陥った場合でも、
代替オフサイトセンターに移動し、対応可能

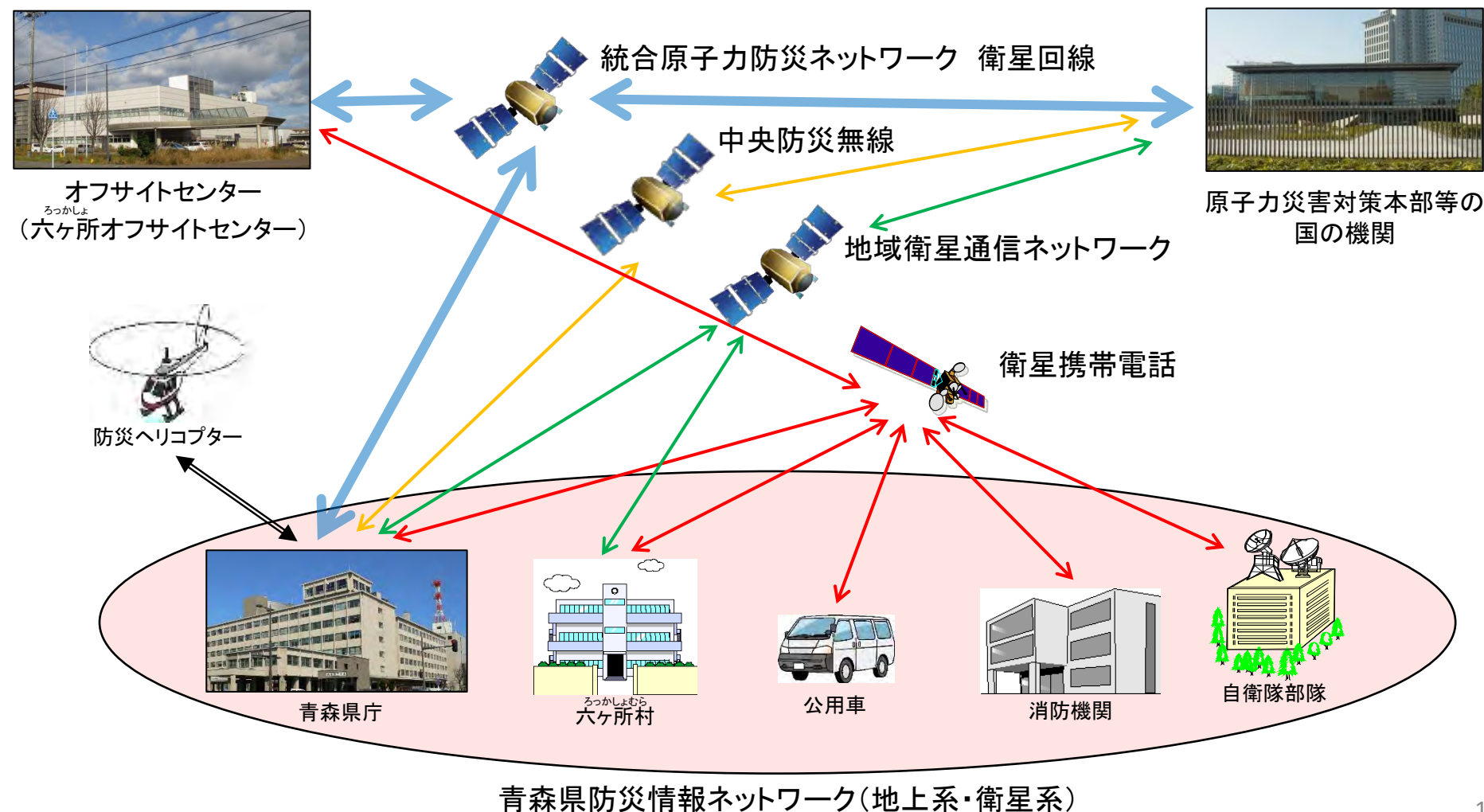
- 青森県原子力センター(六ヶ所村): 約9km
(自家用発電機により、約7日間稼働)
- 東通村防災センター(東通村): 約35km
(六ヶ所オフサイトセンターと同等の放射線防護対策をしている。自家発電機により、約7日間稼働。)

※距離は、いずれも再処理工場等からの直線距離。

連絡体制の確保

- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているテレビ会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話等を使用し、連絡体制を確保。

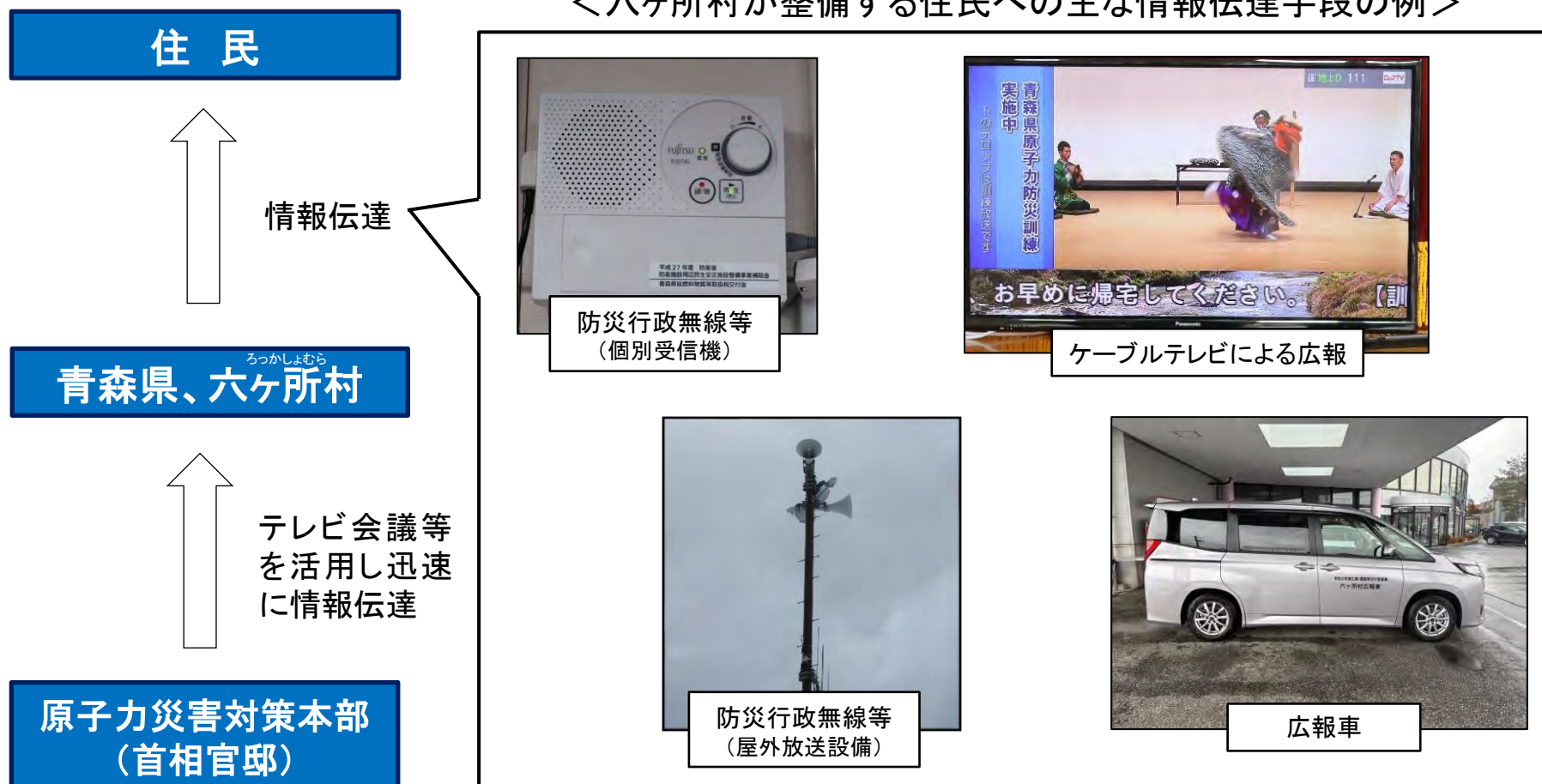
＜一般回線及び専用通信回線が使用不能の場合＞



住民への情報伝達体制

- 防護措置（避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等）が必要になった場合は、原子力災害対策本部等から、青森県及び六ヶ所村に、その内容をテレビ会議等を活用し迅速に情報提供。
- 六ヶ所村は、防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達。

＜六ヶ所村が整備する住民への主な情報伝達手段の例＞



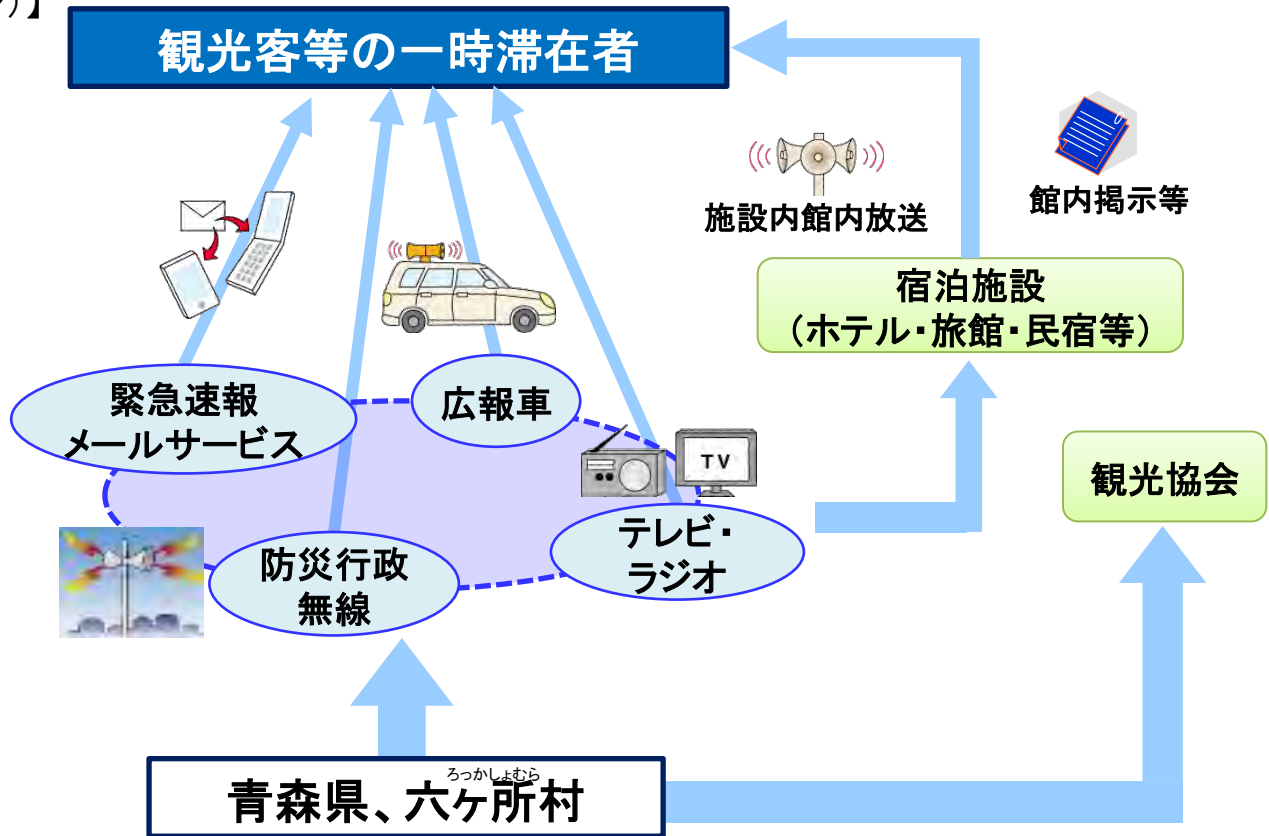
観光客等一時滞在者への情報伝達体制

- 青森県及び六ヶ所村^{ろっかしよむら}は、UPZ内の観光客等一時滞在者に対し、警戒事態で、帰宅等の呼びかけを行う。
- 青森県及び六ヶ所村^{ろっかしよむら}は、防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ、緊急速報メールサービス等により観光客等一時滞在者に情報を伝達(P126と同様)。
- その後、事態の進展に伴い、防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、青森県及び六ヶ所村^{ろっかしよむら}に、その内容をテレビ会議等を活用し迅速に情報提供し、観光客等一時滞在者に伝達。

【緊急速報メールサービス(イメージ)】

受信メール

〇〇/〇〇/〇〇 〇〇:〇〇
※屋内退避指示の場合
六ヶ所村災害対策本部からお知らせします。
本日、●時●●分、日本原燃再処理工場の△△建屋で発生した事故は重大な事故に進展し、内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言がなされました。村災害対策本部は、〇〇地区に対し、屋内退避の指示を発令します。住民の皆さんは直ちに建物の中に入り、窓やドアを閉め外気を取り入れないようにしてください。また、万一の避難に備え、家族と合流し、身の回りや持ち出し品の準備をしてください。現在のところ、公共施設や道路に被害は確認されておりません。状況に変化がありましたら、すぐにお知らせします。



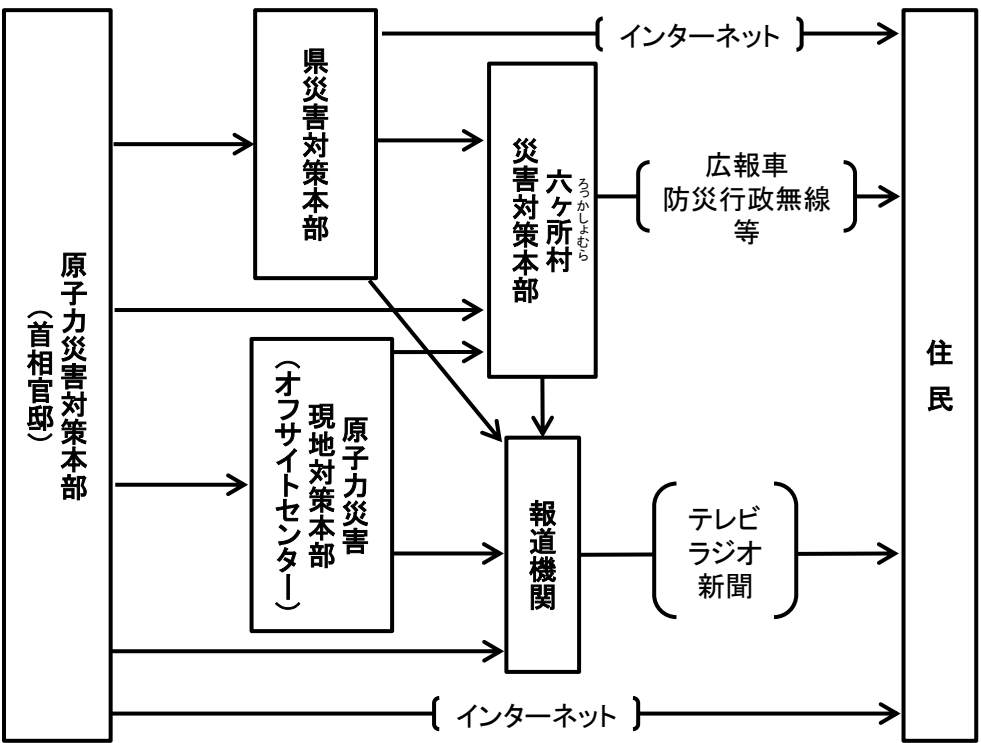
国の広報体制

- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸（内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明）において実施。
- 現地での記者会見については、オフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在京外交団等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて各国政府等にも情報提供。

【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③再処理工場等における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域及び屋内退避区域

【情報発信のイメージ】



「一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有。」

国、青森県及び六ヶ所村等による住民相談窓口の設置

国における対応

- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）等は、住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を速やかに構築。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- オフサイトセンターでは、青森県及び六ヶ所村^{ろっかしよむら}の問合せ対応を支援。

青森県及び六ヶ所村^{ろっかしよむら}における対応

- 青森県及び六ヶ所村^{ろっかしよむら}は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口（心身の健康相談）等を設置。

原子力事業者（日本原燃）における対応

- 原子力事業者（日本原燃）は、原子力災害発生時、直ちに本店内に相談窓口を設置し、住民からの問合せに対応。また、損害賠償請求への対応として、申出窓口を設置し、各種損害賠償の受付や請求者との協議等、適切に対応。

住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- | | |
|------------------|------------------|
| ① 事故の発生日時及び概要 | ⑤ 住民等がとるべき行動 |
| ② 事故の状況と今後の予測 | ⑥ 避難対象区域及び屋内退避区域 |
| ③ 再処理工場等における対応状況 | ⑦ 被災企業等への援助・助成措置 |
| ④ 行政機関の対応状況 | |



複合災害時の避難に係る基本的な考え方

1. 複合災害により避難経路が不通となった場合に備え、あらかじめ複数の避難経路を設定するなどの対策をとることとしている。
2. 仮に、複合災害により陸路が制限される場合には、避難経路確保に着手しつつ、海路避難や空路避難、屋内退避を継続するなど、状況に応じた多様な対応を行うことで、住民の安全確保に全力を尽くす。
3. さらに、不測の事態が生じた場合には、国や関係自治体からの要請により、実動組織が住民避難の支援を実施する。

第2章 ろっかしよ 六ヶ所再処理工場等

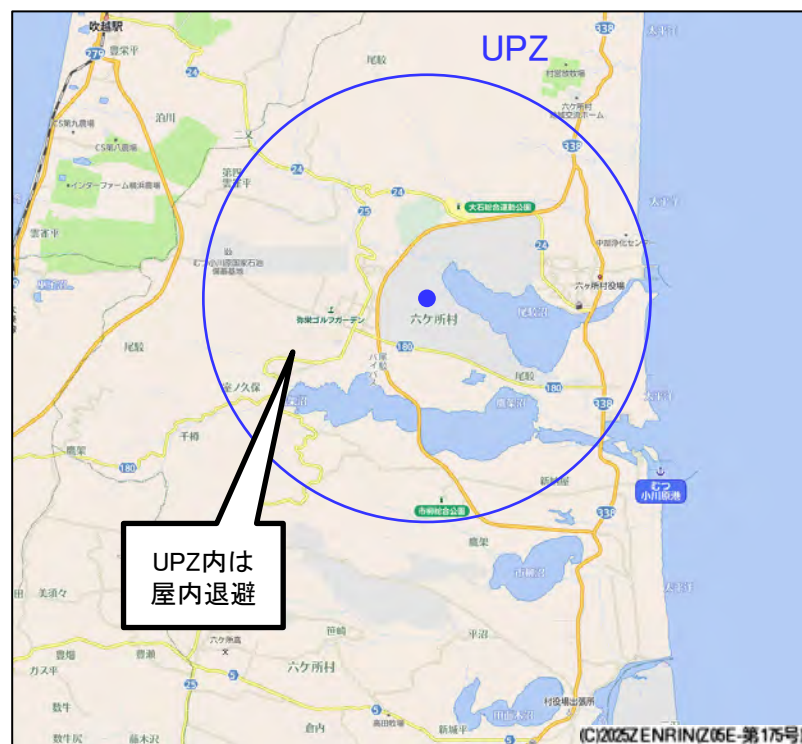
3. UPZにおける対応

<対応のポイント>

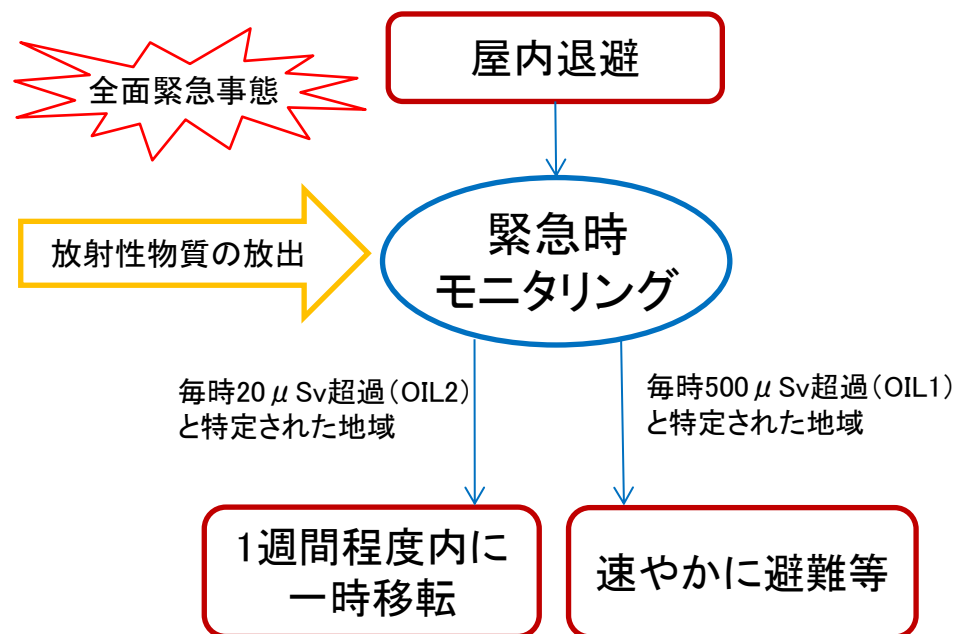
1. 全面緊急事態に至った場合、放射性物質の放出前の段階において、住民(避難行動要支援者を含む)は屋内退避を開始する。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える地域を特定し、当該地域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等ができる体制を整備。
3. MOX燃料工場のUPZは再処理工場のUPZに包含されているため、ここでは再処理工場のUPZにおける対応を記載し、MOX燃料工場のUPZにおける対応は、再処理工場のUPZにおける対応に準じて実施する。
4. ろっかしよ 六ヶ所再処理工場等ひがしどおりのUPZは東通原子力発電所のUPZに包含されているため、東通原子力発電所と六ヶ所再処理工場等ろっかしよが同時発災した場合は、第1章に準じて対応する。

UPZにおける防護措置の考え方

- 全面緊急事態に至った場合、放射性物質の放出前の段階において、UPZ内住民は、屋内退避※^{1,2}を開始する。
- 万が一放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、国の原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える地域を特定する。毎時 $500\mu\text{Sv}$ 超過の地域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、速やかに避難等(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)を行う(OIL1)。また、OIL毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過した時からおおむね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過している地域を特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う(OIL2)。
- これらの防護措置(一時移転等)を的確に実施できる体制を整備する。



UPZ内の防護措置の基本的な流れ

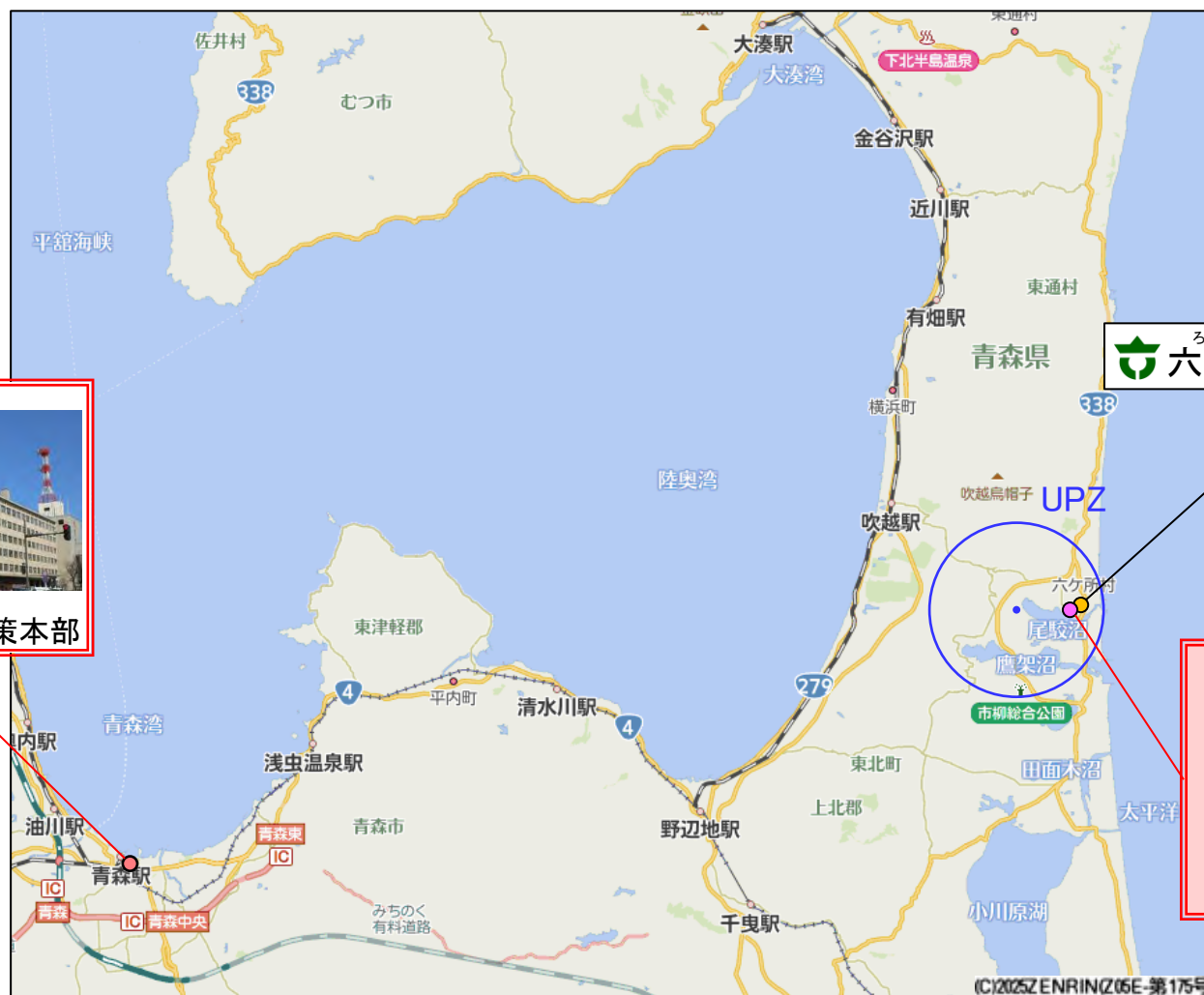


※1 屋内退避中は原則として屋内に留まることになるが、屋内退避中の生活の維持に最低限必要な一時的な外出はできる。

※2 屋内退避は、主にプルームからの被ばくの低減を目的とする防護措置であるため、原子炉施設から新たなプルームが到来する可能性がないこと、かつ、既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、解除することとなる。

一時移転等に備えた関係者の対応

- 青森県及び六ヶ所村^{ろっかしよむら}は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 六ヶ所村^{ろっかしよむら}は、職員配置表に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。
- 青森県は、住民の一時移転等に備え、青森県バス協会にバスの派遣準備を要請。



青森県災害対策本部

ろっかしよむら
六ヶ所村災害対策本部



オフサイトセンター
ろっかしよ
(六ヶ所オフサイトセンター)

一時移転等を行う際の情報伝達

- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、青森県及び六ヶ所村^{ろっかしよむら}に対し、テレビ会議システム等を用いて伝達。
- 青森県、六ヶ所村^{ろっかしよむら}・関係機関から、住民、自治会、消防団、農業協同組合、漁業協同組合、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ、緊急速報メールサービス等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。

原子力災害対策本部
(首相官邸)



原子力災害^{しちりき}現地対策本部

テレビ会議
システム等

青森県災害対策本部
(青森県庁)



ろっかしよむら
六ヶ所村
災害対策本部

電話、FAX等



自治会、消防団、農業協同組合、
漁業協同組合、医療機関、社会
福祉施設、教育機関 等



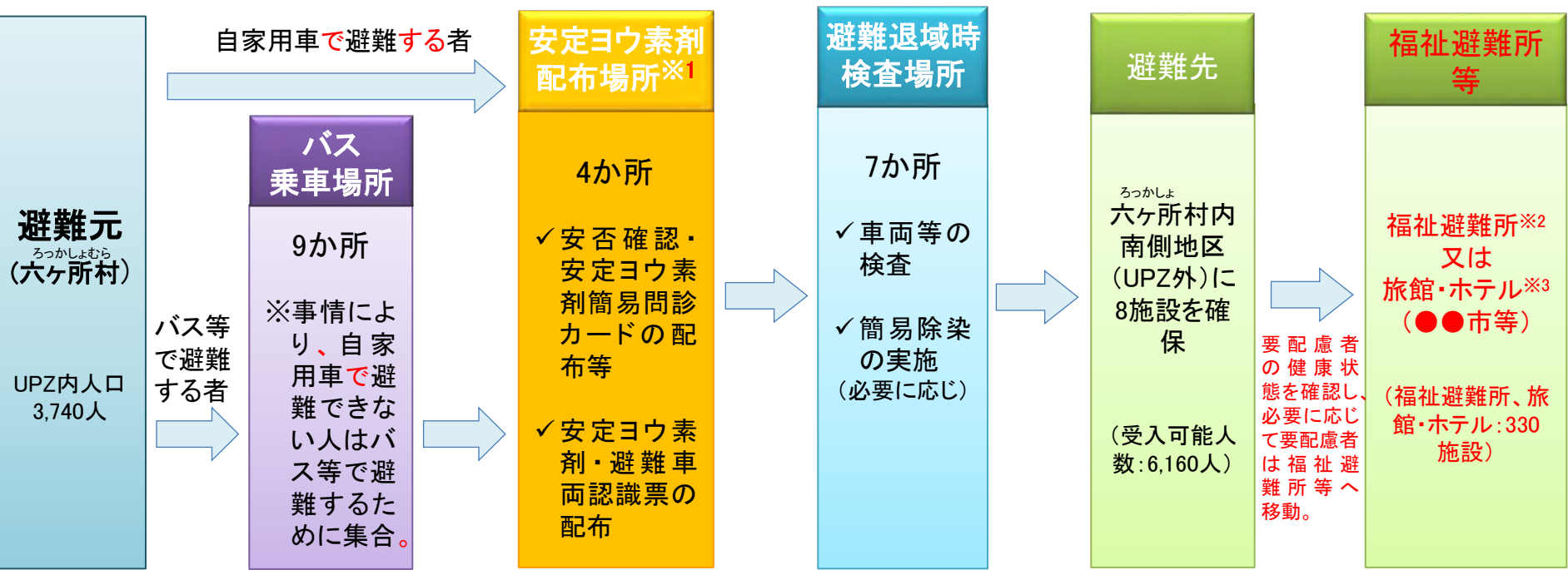
防災メール、防災行政無線、広報車、ホームページ、
テレビ・ラジオ、緊急速報メールサービス 等



住民

UPZ内住民の一時移転等

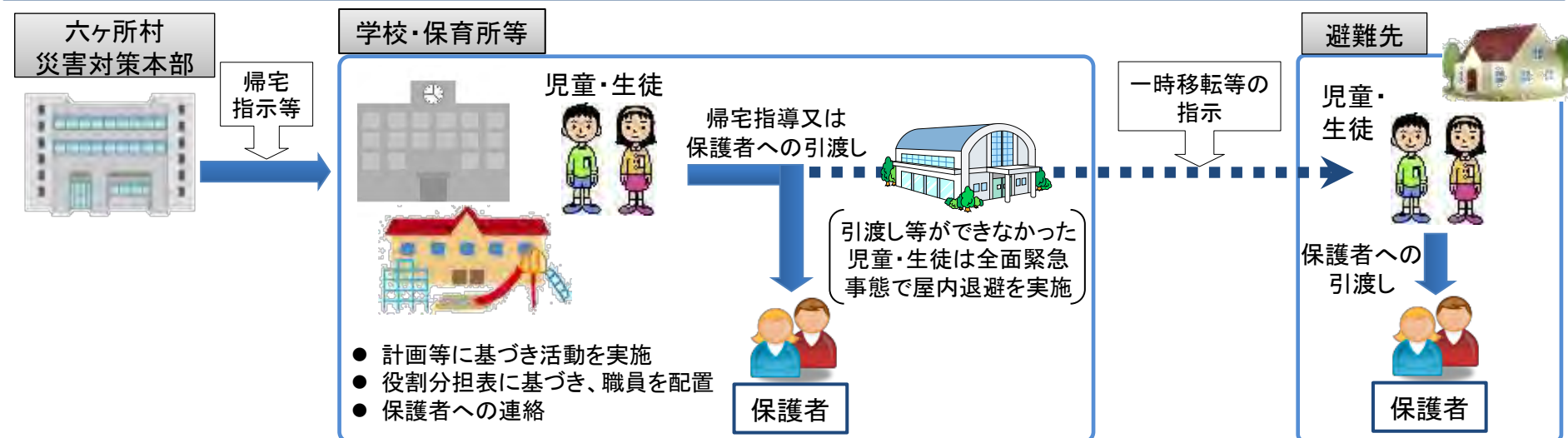
- 国の原子力災害対策本部、青森県及び六ヶ所村^{ろっかしよむら}は、住民の安全確保と一時移転等の円滑な実施のため、実施に係る実務（避難先**施設**の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域**ごと**の一時移転等開始時期**など**）の調整を行う。
- 一時移転等の対象地域の住民は、避難退域時検査を受けた上で避難先へ移動。
- 緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況等、何らかの理由で予定していた避難先が使用できない場合には、青森県は県内市町村と、他の避難先の調整を行う。
- 青森県内において避難先施設が確保できない場合には、国、全国知事会、災害時応援協定を締結している東北各県等と調整を行う。



※1 国・青森県から六ヶ所村に対して安定ヨウ素剤の配布の指示があった場合。
※2 福祉避難所には、病院や社会福祉施設が含まれている。
※3 青森県と青森県旅館ホテル生活衛生同業組合（避難先の市町では約80事業者が加入）は、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」135を結び、要配慮者等の避難場所を確保している。

UPZの学校・保育所等の防護措置

- 青森県及び六ヶ所村は、警戒事態の段階で、UPZの学校・保育所等の児童・生徒の帰宅や保護者への引渡し等について、学校・保育所等に対し指示又は情報提供を行う。
- 学校・保育所等は、青森県や六ヶ所村からの指示や計画等に基づき、児童・生徒の帰宅指導や保護者への引渡しを実施。
- 引渡し等ができなかった児童・生徒は、全面緊急事態で屋内退避を実施。その後、事態が悪化し、青森県又は六ヶ所村災害対策本部から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。
- 学校・保育所等は、児童・生徒の帰宅状況や屋内退避状況について、随時、青森県及び六ヶ所村災害対策本部と連携を図る。



【UPZにおける教育機関の生徒・児童数】

尾駈小学校	第一中学校	おぶちこども園	合 計
161人	84人	141人	386人

UPZの医療機関・社会福祉施設等の避難先

- UPZにある入院病床を有する医療機関(1施設19人)と社会福祉施設等(3施設39人)については、施設ごとの避難計画を策定済み。
- 避難先施設については、「青森県原子力災害に係る避難先施設登録制度」に基づき、避難の受入を行う医療機関及び社会福祉施設等をあらかじめ登録。原子力災害が発生した場合、青森県災害対策本部は、当該登録先施設に入院患者・入所者の受入要請を行い、一時移転等の準備を調整。

<UPZ>

施設区分	避難元施設	
	施設等数	定員数
医療機関	1	19人
社会福祉施設等	3	39人
高齢者施設等	1	29人
障害児(者)入所施設等	2	10人
合 計	4	58人

施設ごとの
避難計画等
に基づき避難

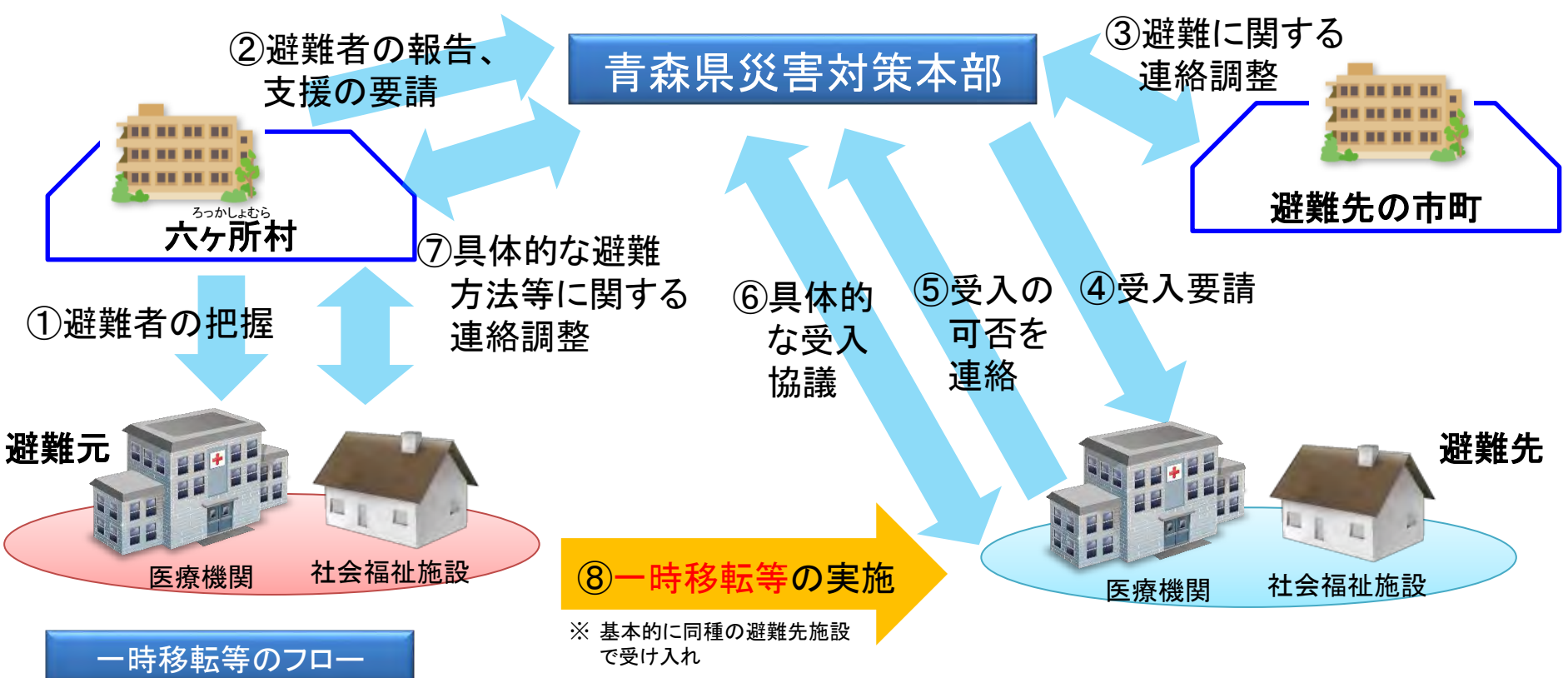
<UPZ外(青森市、弘前市等)>

避難先施設	
受入 施設数	受入 可能人数
16	651人
185	1,511人
169	1,207人
16	304人
201	2,162人

- 基本的には、同種の施設間で避難を実施。
- 施設数、人数については、令和●年●月●日現在。

UPZの医療機関・社会福祉施設等の受入先確保のための調整スキーム

➤ 一時移転等の防護措置が必要となった場合、青森県災害対策本部は、あらかじめ避難先として登録されている青森市等の医療機関・社会福祉施設等に入院患者・入所者の受入を要請。具体的な受入の協議を行ったうえ、避難元の医療機関・社会福祉施設等に連絡し、一時移転等を実施。



- ①UPZの医療機関・社会福祉施設等(避難元病院等)は、六ヶ所再処理工場で異常事象が発生又はそのおそれがあるという情報を入手した時点で、施設内に管理者を本部長とする応急対策本部を設置し、一時移転等に備えた準備を開始。

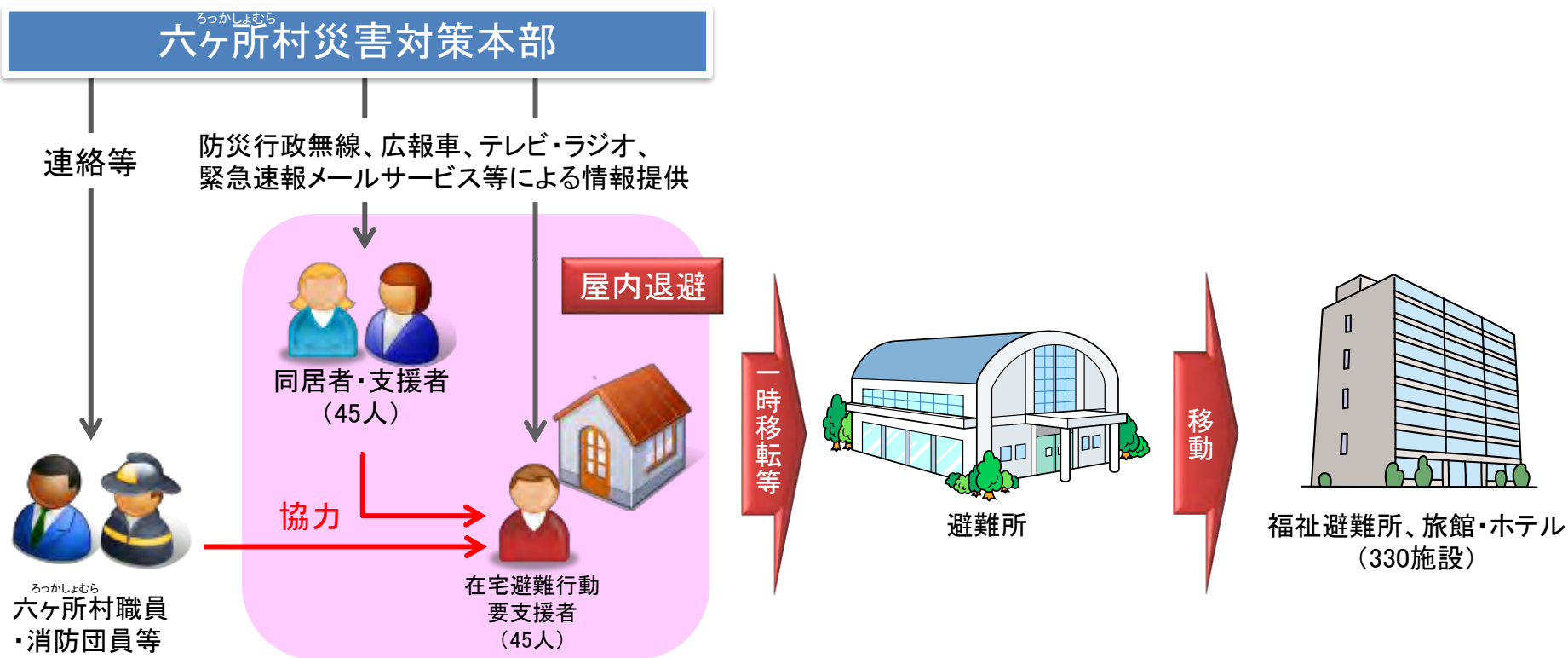
②六ヶ所村災害対策本部は、原子力災害対策本部から受けた一時移転等の指示を避難元病院等に伝達するとともに、入院患者・入所者に関する基本情報を把握し、県の災害対策本部に伝達。
- ③県の災害対策本部は、避難先の市町災害対策本部と連絡調整するとともに関係機関の協力を得て、あらかじめ避難先として登録されている医療機関・社会福祉施設等(避難先病院等)に対し入院患者・入所者の受入を要請し、一時移転等の準備を調整。

④県の災害対策本部は、六ヶ所村災害対策本部を通じ、避難元病院等に対し、受入先となる避難先病院等を連絡。

⑤避難元病院等は、指示に基づき、避難行動を開始。

UPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ、緊急速報メールサービス等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者等の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、六ヶ所村が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、青森県災害対策本部において関係機関と調整し避難先を確保。
- また、六ヶ所村職員、自治会、消防団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。

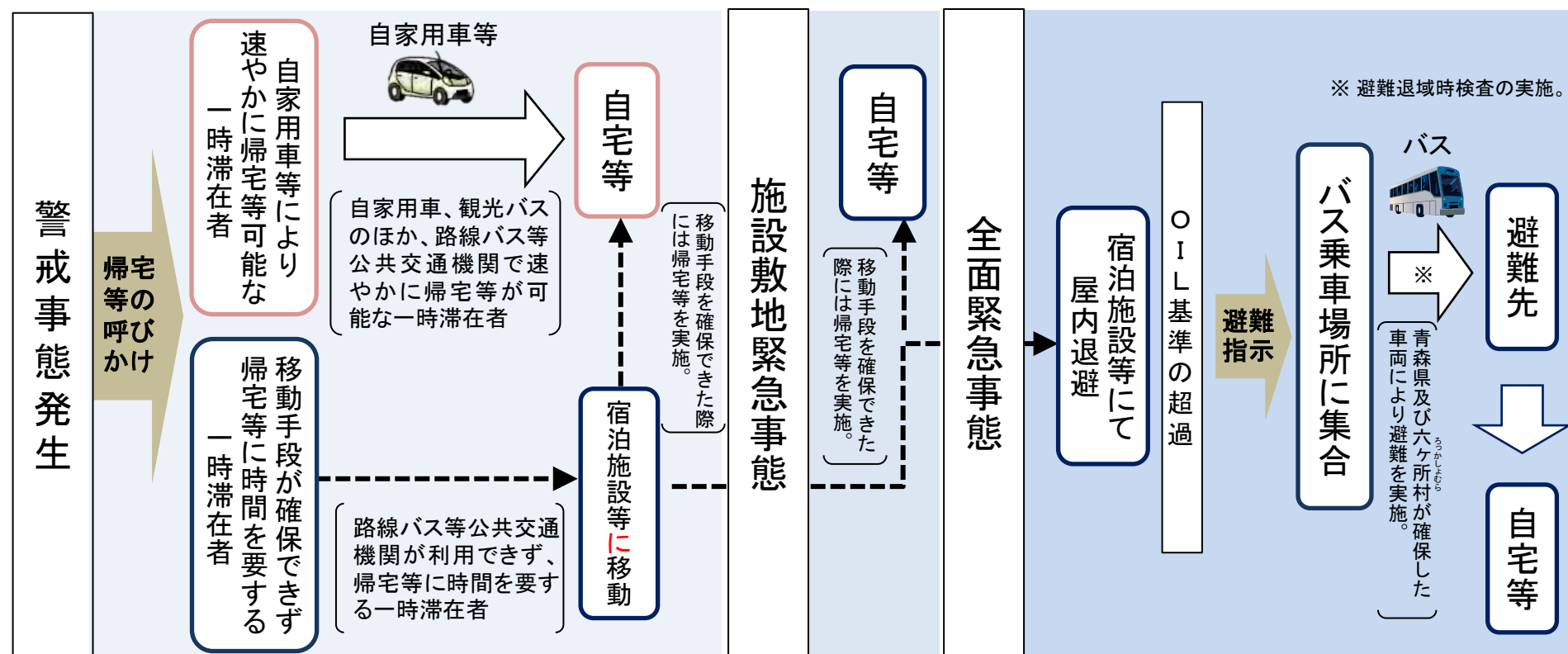


※ 支援者等がいない者については、今後、支援者等を確保。また、支援者等が確保できない場合においても、緊急時に消防団や自主防災組織等の避難支援等関係者と情報を共有し、避難支援等関係者による屋内退避・一時移転等の支援ができる体制を整備。

UPZ内の観光客等一時滞在者の避難等

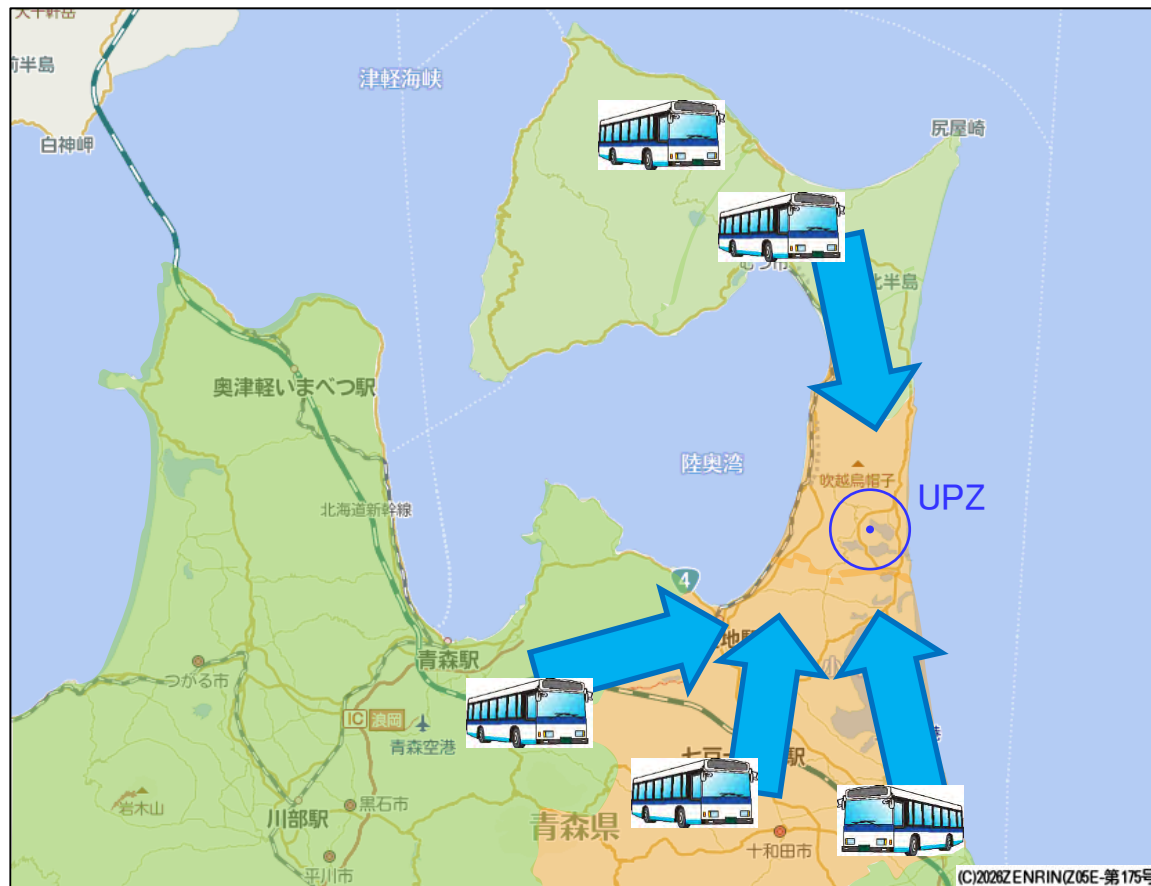
- 青森県及び六ヶ所村^{ろっかしよむら}は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態^で、帰宅等と呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等へ移動。その後、全面緊急事態までに、公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施。
- 全面緊急事態の段階までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施し、その後、OIL基準^{ろっかしよむら}に基づく一時移転等の指示があった場合には、徒歩等によりバス乗車場所に集まり、青森県及び六ヶ所村^{ろっかしよむら}が確保した車両で一時移転等を実施。

<観光客等一時滞在者の避難の流れ>



UPZの一時移転に必要な輸送能力の確保

- UPZでの一時移転は、緊急時モニタリング結果に基づき、対象地域を特定し、1週間程度内に実施。この際、必要となるバスの確保については、青森県及び青森県バス協会が「災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定書」に基づき対応。
- 一時移転に必要な輸送手段については、青森県バス協会が、まず上北地域のバス事業者と調整し、当該地域内の輸送手段では不足する場合、更に青森県全域のバス事業者と順次調整を行い、必要な輸送手段を調達する。
- 青森県内の輸送手段では不足する場合、青森県は隣接県等の関係団体から輸送手段を調達する。
- 上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請する。



青森県内保有バス台数

地域	保有台数 ※
かみきた 上北	250台 (うち、貸切バス204台)
上記以外の青森 県内各地域	1,296台 (うち、貸切バス581台)
合 計	1,546台 (うち、貸切バス785台)

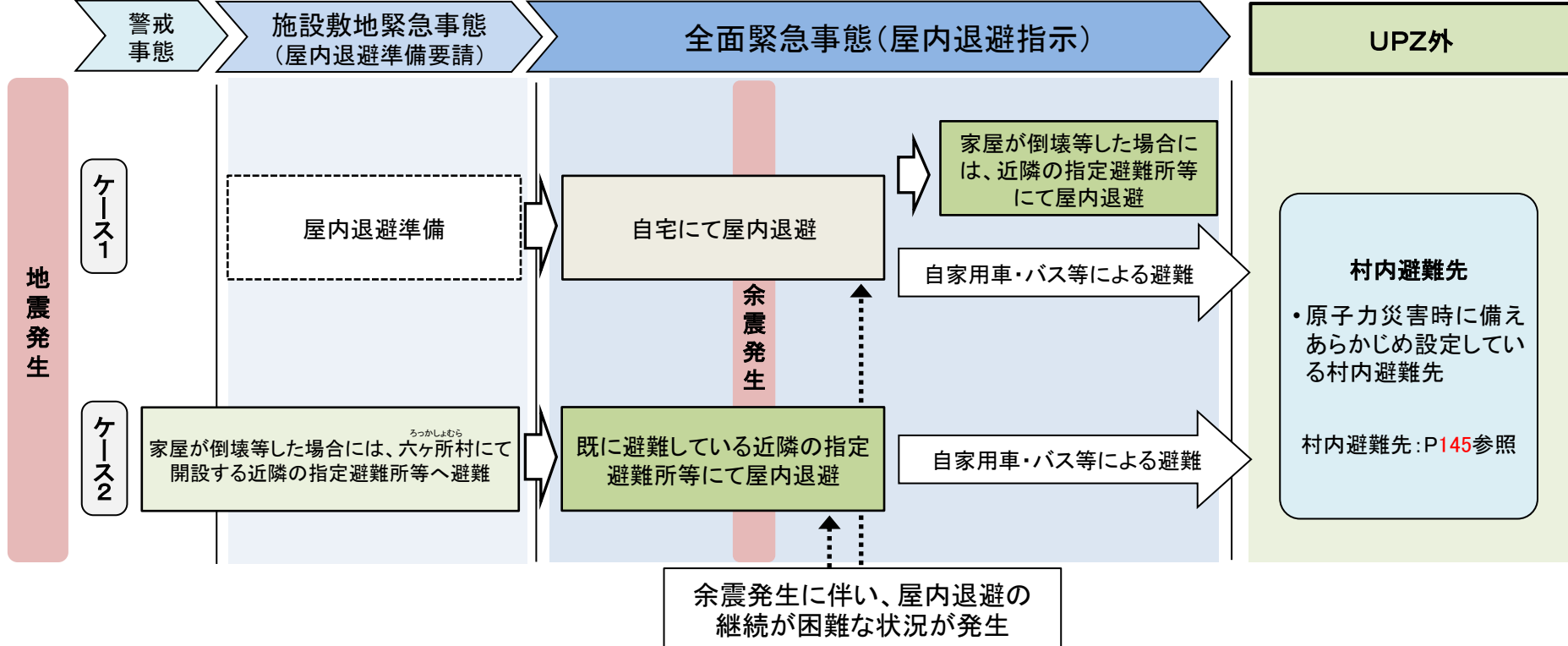
※ バス台数については、令和7年1月現在。

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。¹⁴¹

自然災害等(地震等※)により屋内退避が困難となる場合の基本フロー

- 地震による家屋の倒壊等をはじめとする様々な理由により家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため六ヶ所村にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでていいる中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要。このことから、六ヶ所村にて開設するUPZの別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先の準備が整い次第、関係自治体等の指示に従い避難を行う。
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び青森県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、国が提供する再処理工場の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報、避難所の開設タイミング等について、確認・調整等を行う。

<屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合>

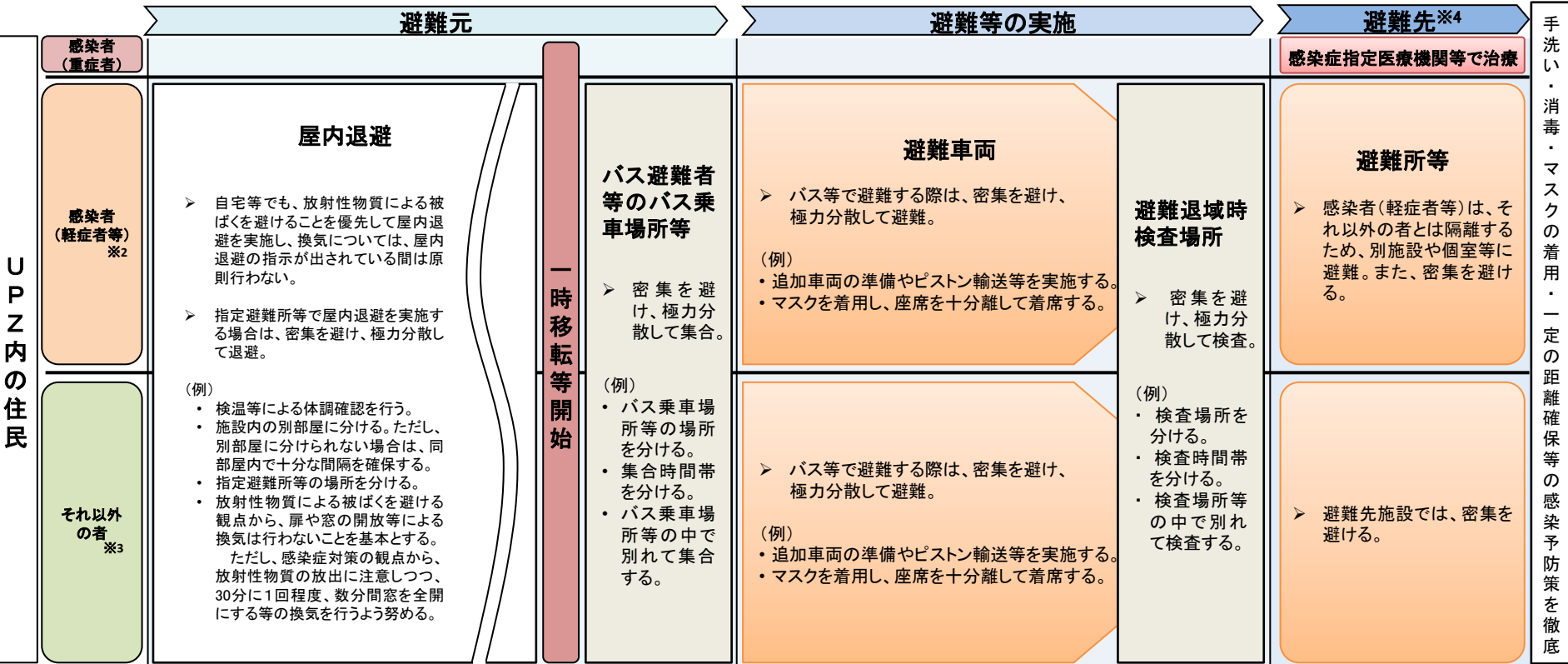


※ 津波災害時や大雨による土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。

感染症※1の流行下でのUPZの防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、六ヶ所村が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

<感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(UPZ)>



※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。
※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。
※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

他の地方公共団体からの応援計画

➤ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、関係地方公共団体からの支援策として、4つの応援協定等を締結。

⑦災害時における青森県市町村相互応援に関する協定 (平成30年12月6日)

【対象】
青森県内の全40市町村

- 【応援内容】
- ①応援措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
 - ②食糧、飲料水、日用品等生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供並びにあっせん
 - ③被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要な資機材並びに物資の提供並びにあっせん
 - ④災害応急活動に必要な車両等の派遣及びあっせん
 - ⑤災害応急活動に必要な職員の派遣
 - ⑥被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
 - ⑦前各号に定めるもののほか、大規模災害時の応急措置活動で特に必要な事項

①大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定 (令和4年4月1日)

【対象】
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県

- 【応援内容】
- ①救助及び応急復旧等に必要な要員
 - ②避難所の運営支援に必要な要員
 - ③支援物資の管理等に必要な要員
 - ④行政機能の補完に必要な要員
 - ⑤応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋
 - ⑥食料、飲料水及びその他生活必需物資
 - ⑦救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
 - ⑧救援及び救助活動に必要な車両・船艇等
 - ⑨ヘリコプターによる情報収集等
 - ⑩傷病者の受け入れのための医療機関
 - ⑪被災者を一時収容するための施設
 - ⑫火葬場、ゴミ・尿処理業務
 - ⑬仮設住宅用地
 - ⑭輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援
 - ⑮その他特に要請のあったもの

②全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定 (令和6年1月31日)

- 【応援内容】
- ①人的支援及び斡旋
 - ②物的支援及び斡旋
 - ③施設又は業務の提供及び斡旋
 - ④その他特に要請のあったもの

③原子力災害時の相互応援に関する協定 (平成13年1月31日)

【対象】
北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

- 【応援内容】
- ①原子力防災資機材の提供
 - ②職員の派遣



六ヶ所村におけるUPZから避難先までの主な経路

- あらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

基本避難経路

- ① 県道24号→国道338号(尾駈バイパス)→県道24号→
国道338号→村道平沼高瀬川線→県道5号
- ② 県道25号
- ③ 国道338号→村道平沼高瀬川線→国道394号
- ④ 国道338号(尾駈バイパス)→村道平沼高瀬川線→県道5号

代替避難経路

- ① 村道吹越台地・二又線→**下北縦貫道**→県道5号
- ② 村道原々種農場・弥栄平線→**下北縦貫道**→県道5号
- ③ 県道24号→国道338号(尾駈バイパス)→県道24号→
村道吹越台地・二又線→**下北縦貫道**→県道5号→
村道倉内蒼前堂線
- ④ 国道338号(尾駈バイパス)→村道新納屋3・4号→
県道5号



自然災害により道路が通行不能になった場合の復旧策（自然災害対応）

- 避難開始前の段階で、避難計画で避難経路として定められている道路が、自然災害により使用できない場合は、青森県及び六ヶ所村は、代替経路を設定するとともに、道路管理者等は復旧作業を実施。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省東北地方整備局及び高速道路会社（NEXCO）が、早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。



※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施。